

平成 2 4 年

第 1 0 回飯館村議会定例会会議録

自 平成 24 年 12 月 7 日  
至 平成 24 年 12 月 14 日

飯 館 村 議 会

平成24年第10回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期8日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 7	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 8	土	休 会		議案調査
第3日	12. 9	日	休 会		議案調査
第4日	12. 10	月	休 会		議案調査
第5日	12. 11	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～6番）
第6日	12. 12	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順7～9番）
第7日	12. 13	木	休 会		議案調査
第8日	12. 14	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成24年12月7日

平成24年第10回飯館村議会定例会会議録（第1号）



平成24年第10回飯館村議会定例会会議録(第1号)						
招集年月日	平成24年12月7日(金曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成24年12月7日 午前10時01分				
	閉議	平成24年12月7日 午前11時40分				
応(不応)招議員及び 出席議員並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	11番 志賀 毅		1番 松下 義喜		2番 飯樋 善二郎	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 松下 義光	
地方自治法の 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総 務 課 長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会 計 管 理 者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教 育 委 員 長	佐藤 眞弘	○	教 育 長	廣瀬 要人	○
	教 育 課 長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	○
	農業委員会会長	菅野 宗夫	○	農業委員会局長	齊藤 修一	○
	選挙管理委員会 委 員 長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書 記 長	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年12月7日(金)・午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第10回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時01分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

○ 今期定例会に村長より送付ありました議案は、議案第71号から議案第76号まで計6件が提出されましたので受理いたしました。

次に、本日まで受理しました請願は4件であります。お手元に配付のとおり、文書表のとおり受理しております。

なお、会議規則第92条第1項及び第71条の規定により、連合審査会に付託いたしました。

次に、監査委員から平成24年度定期監査報告書がお手元に配付のとおり提出されております。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が、10月18日に村が取得する用地の現況と学校給食センター用地の現状調査のため、産業厚生常任委員会が10月24日に村外で農業を営む農家の実態等の調査のため、それぞれ委員会が開かれております。

次に、12月4日に議会運営委員会が、今期定例会の会期及び日程等の議会運営のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣については、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から、9月及び10月分の例月出納検査の結果について、議長に報告されております。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、村長ほか関係者の出席を求めております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、11番 志賀 毅君、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(佐藤長平君) 日程第3、村長提出の議案第71号から議案第76号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長菅野典雄君。

村長(菅野典雄君) おはようございます。

本日、ここに平成24年第10回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用のところをご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、私ごとではありますが、ご挨拶させていただきます。

このたび、再び4年間の村政を担うことになりました。前の任期中のまさかの原発事故による全村民の避難ということになってしまいました。

全責任の所在は国と東京電力にあるわけではありますが、少なくとも私の責任の中で「大切な村民の方の避難の指揮をとった」ことになるわけでありまして、私の責任の中で「村民に村に戻っていただく段取りはつけなければならないな」との思いで、手を挙げさせていただいたところでもあります。

無投票ということで村民の審判は仰げませんでした。この想定外の難局のかじ取りを私に委ねてくださったのであろうと思ひ、この任期中、全身全霊をかけ復興に取り組んでいくつもりでありますので、議員各位においてもよろしくご指導いただきますようお願いをいたします。

1年9カ月たとうとしている現在、除染はまだ始まったばかりであります。復興の道りは余りにも進んでいません。村民の健康と不安をどう守り、次世代の確保に努めていくか、長い避難生活への生活支援から賠償問題、村への帰還をどの時期などなど、問題課題は山積みであります。

しかし、幸いに我が村は、高線量自治体の避難地域としては、トップを走らせてもらっているという自負があります。これ、とりもなおさず、村から1時間以内に90%近くの避難ということで、いろいろな会合を開いても村民が常に多く集まっただき、真剣に意見をぶつけてもらっているということが挙げられます。

そして、もう1つは、その諸対策に議会の皆様が大所高所からの判断をしていただき、復興に大変前向きに考えていただいていることでもあります。そして最後に、職員を初め多くの応援をもらっている村民が、それぞれの立場で大変な仕事をしっかりと対応してもらっていることだから、他より進ませてもらっていると私は思っているところであります。

飯館村は、これまで冷害などを初め多くの災害に遭いながら、先人がその都度都度難局を乗り越えてつくられて、あるいは進められてきた村であります。引き継いだ私たちにとって大切な大切なふるさとであります。今回は、放射能の災害という特殊性、特異性のた

めに村に帰らない方、帰りたくてもすぐには難しいという方もおられるでありますが、先人の汗と涙の上につくられたふるさつを見捨てるわけには何としてもできません。

飯館村の復興は、この原発事故からの復興のモデルになると私は思っていますし、一にも二にも後ろを向くことなく前へ前へ課題と取り組むしかありません。前を向いて進むことが、風化から飯館村を救う最善の方法であり、また多くの支援などをいただく基礎になるものと思っていますところでもあります。

文化祭でお呼びいたしました「さとう宗幸さん」の歌詞の中にこんな言葉がありました。「いつか生まれる人のため、私は何を残しただろうか、二度とない人生だから、後に継いでくれる若人のためにできるだけことはしよう。後からくる者のために、みな、それぞれの力を傾けて…」こんな歌詞がありました。

村民の一人一人がこの思いを持っていただけるなら、間違いなく飯館村はまた素晴らしい復興ができるものと思っていますところでもあります。一日でも早く村民に安定した暮らしに戻ってもらうため、私もあらん限りの力を振り絞って努めるつもりでありますので、よろしく願いを申し上げ、所信の一端を述べさせていただきます。

それでは、9月定例議会以降の村政の主な動きを申し上げます。

総務課関係でございます。

初めに、「平成24年度の村の表彰式」ですが、去る9月28日飯野出張所において挙行いたしました。

ことしの表彰者は、功労表彰2名、善行表彰1名と一団体の表彰を行いました。いずれも村政振興に多大なご貢献をいただきました。受賞された方々に対し、村民を代表し心から感謝と御礼を申し述べるものであります。

次に、「平成24年度秋季検閲式」ですが、11月3日村の公民館前駐車場において、村消防団による秋季検閲式を行い、さらに村民の暮らしと安全を守るため、意識の再確認を図ったところでございます。

次に、11月6日には福島市と「いいたて までの復興計画に基づく帰村のための取り組みへの支援に関する協定」を締結したところでございます。村はこれから村外の子育て拠点整備として計画している復興公営住宅や学校給食センターの整備、あるいは村民の就業支援などについて進めていくわけですが、そのときにお世話になっている福島市と連携をしながら進めるための協定でございます。

次に、健康福祉関係でございます。

9月16日には、村の敬老会を飯野小学校体育館をお借りして実施しました。当日は、320名近くのお年寄りにご出席をいただき、村からの敬老祝い金を初め、金婚夫婦への表彰状並びに記念品などが贈られたところでもあります。引き続き行われた懇親会では、草野・飯樋幼稚園児などの歌やダンス、あるいは3つの団体から園芸などが披露され、お年寄りにとって久しぶりの再会と楽しいひとときを過ごしていただきました。

次に、9月25日及び27日には、100歳賀寿がございました。松田マチノさんと高野久次郎さんがめでたく100歳を迎えられ、県知事からのお祝いや村からの記念樹及びお祝いをお渡しし、ご家族とともに100歳を祝ったところでございます。

次に、10月4日及び11月1日には、60歳以上の高齢者等を対象にした健康イベントを相馬仮設並びに松川第二仮設で行ったところでございます。当日は、生花でつくった髪飾りのプレゼント、あるいは筑波大学の先生からの健康づくりの秘訣などと題したお話会がありまして、最後にミニコンサートがあり、歌で参加者を勇気づけられていたところがございます。

次に、健康リスクコミュニケーションであります。10月14日に今回2回目の「子どもの遊びと心の相談会」を飯野出張所で開催しました。これは、村のアドバイザー佐川さんの紹介で、長崎県の小児科の先生を初め精神科の先生などに数多くおいでいただいて、村の親子の不安を少しでも解消してあげられないかということで、全国から集まっていた方の相談会でございます。

当日は、親子29人の参加がありまして、子供たちはレクリエーションリーダーと一緒に楽しく体を動かしていたようでございます。

次に、11月10日、11日に、伊達市で行われたICRP、いわゆる国際放射線防護委員会というもののセミナーがありまして、教育長、飯樋小学校長、健康福祉課長らが出席いたしまして、放射線教育についての勉強会などなど、専門家の意見を聞いたり意見交換をしてきたところがございます。

次に、11月2日には、サンライフ南相馬で開催された南相馬方部飯館自治会の設立総会をしたところがございます。引き続き、健康リスクコミュニケーションを実施させていただきました。また、11月28日には、松川第一仮設で「放射線と村民の生活」というテーマで、これもリスクコミュニケーションを実施したところでもあります。放射線の勉強会については、12月に子育てサロンと仮設住宅で計6回のリスクコミュニケーションを予定しているところがございます。その後も、仮設住宅や方部別の集まりなどでも実施していく予定でございます。

なお、その放射線のことではありますが、「かわら版 道しるべ」というわかりやすい新聞の第1号を発行させていただいたところでもあります。作成に当たっては、若い母親も参加していただきまして、今後避難生活で健康に暮らす秘訣などを特集していく予定でございます。第2号は11月20日、今年度中に第5号まで発行する予定でございます。

次に、県民健康管理調査に係る健診データ及び健康管理ファイルの提供、並びに健康管理調査基本調査の提出率向上についてでございます。9月以降、この管理室及び県立医大と協議を進めてまいりました。

健診データのうち、昨年度のホールボディカウンタによる内部被ばく検査データについては提供を受けることができましたが、その他のことについては、まだでございますので、今要請をしているところであります。

健康管理ファイルの提供については、基本調査を受けている、いないにかかわらず、今年度中に全ての村民の分を郵送していただけることになりました。

健康管理調査基本調査の提出率向上については、県と村でどのような取り組みをしていくか、可能なかというのを協議をしているところであります。

次に、8月から11月末までのホールボディカウンタによる内部被ばく検査の受診者数は

1,142人、甲状腺検査は342人であります。今後とも、受診率の向上を呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、復興対策関係でございます。

除染については、環境省が実施しておりますモデル除染草野大師堂地区の東工区分ですが、予定どおり10月20日で完了しております。その結果については、まとまり次第公表される予定になっております。昨年に比べ、効果的な除染が実施されたと見ているところでございます。

また、農地除染モデル実証事業の長泥、小宮、向押の3地区については、8月に中間報告がありましたが、現在の進捗状況についてご報告いたします。

3地区ともに、最終段階の客土がほぼ完了の見込みであり、今後、地権者との立ち会いを得て引き渡しをする予定でございます。工期については、来年の1月31日までであります。実際の作業については12月で全て終了予定でございます。

次に、本格除染については、現在、二枚橋地区郵便局周辺の住環境とその周辺を中心に除染作業に入っているところであります。

次に、環境省からの委託事業であります須萱地区除染工事及びリスクコミュニケーション・同意取得業務を平成24年8月15日から平成25年3月21日までを委託契約期間として進めているところであります。

須萱地区除染工事については、12月上旬から工事に着手をし、除染作業に当たっては村民の方々がかかわれるよう、村振興公社と連携しながら進めているところでございます。

リスクコミュニケーション・同意取得業務についてであります。まずモニタリングセンター運営委託事業については、10月23日に「特定非営利法人ふくしま再生の会」に委託をし、村内の空間線量の測定、公表や既存の空間線量データの集約、公表により、村民に放射線に対し安心が確保できるよう進めてまいりたいと考えております。

までない除染会議であります。10月18日に2回目の会議をやりまして、会議の役割あるいは考え方の協議をいたしまして、11月9日には須萱地区に赴き、除染作業等の確認や空間線量を現地で調査をし、よりよい除染方法などについて協議をしているところでございます。

次に、農政関係です。

まず、村外での営農再開支援についてであります。国の復興交付金事業や県の補助事業など、複数の事業により複合的に支援を実施しております。

ハード事業としては、9月にも報告させていただきましたが、国の復興交付金事業を活用により、福島市内4カ所での農業用パイプハウス等21棟を加え、県内9カ所及び那須塩原市内などに37棟を追加整備するとともに、農業用機械等について30台を導入する計画の承認を受け、施設整備は10月24日に着工したところでございます。

なお、村単独事業の「飯舘村農業生きがいつくり支援事業」は、原則として5万円以内で補助するものであります。現在まで63件の方にお申し込みをいただいております。順次事務を進めているところでございます。

次に、村内における農地の保全管理状況ですが、中山間地域等直接支払事業並びに農地・

水・環境保全事業を活用いたしまして、水田を初めとする対象農地の草刈りを実施してきたところであります。10月末現在において、ほぼ終了したところであります。

次に、農地除染モデル実証事業で向押、小宮の2カ所で作付をした水稻については、10月22日に刈り取りを行いました。放射性セシウムの米への移行については、向押地区で作付した野菜とあわせて11月22日に報告を受けておりますが、全て検出下限値未満という結果でございました。

次に、森林環境交付金事業ですが、草野小学校への木質備品の購入であります。児童用机・椅子が110セット、教卓14台、教師用机14台を整備し、小学校及び中学校の全児童生徒用机及び椅子が木質ということに整備完了したところでございます。

次に、村内の農地、道路、宅地におけるイノシシの被害が顕著なことから、村猟友会に協力を依頼し、11月15日からの狩猟解禁にあわせて、イノシシの捕獲について捕獲奨励金として1頭当たり1万円を交付することとしているところでございます。

次に、建設関係であります。

まず、村道・林道・農道の維持管理であります。引き続き村内4業者に委託し、安心して通行できるよう安全確保に努めております。なお、2回目の路肩の草刈りについては終了しており、今後とも維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、屋根瓦の補修の補助事業であります。9月末までに申請を受け付けし、補修を年度内に終了するように進めております。なお、屋根瓦の補修補助につきましては、今年度で終了を予定しておりますので、村民に対して取り落ちのないよう周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、除雪についてであります。11月27日に除雪担当者会議を開催し、除雪体制を整えたところであります。村がリースする除雪機械と建設業者等の保有する土木作業機械により、除雪1次路線は57路線、102キロ、除雪の2次路線は133路線、110キロを実施する予定でございます。

次に、生活支援対策課の関係でございます。

被災から1年9カ月となる村民避難の状況についてでございますが、12月1日現在の県内避難は6,159人で約92%。県外避難は514人で約8%の避難状況でございます。

県内避難の市町村別人数は、福島市が3,791人、伊達市に585人、相馬市に423人、南相馬市に344人、川俣町に539人、そのほか二本松市や国見町、郡山市などが主な避難先であります。住まい方としては、県内の民間借り上げアパートが3,978人、応急仮設住宅1,186人、公的宿舎等が519人、県外避難者は514人ということであります。その他、親戚宅や老健施設、病院に373人、約6%、いいたてホームには88人が入所しているところであります。未避難者は8世帯中13人でございます。

次に、11月25日から避難先の仮設住宅や自治会の集会所で自治会懇談会を開催し、避難区域解除見込みのこと、あるいは賠償のこと、避難生活の課題など、村民が抱えている課題を直接伺いをしてきたところでございます。

間もなく迎える冬を前に、それぞれの仮設住宅で避難訓練を実施しています。また、環境改善としては、追いだき機能の追加、雪の落下防止対策、物置設置をほぼ完了しました。

さらに、現在、村単の新しいコミュニティづくり補助事業や防犯カメラ設置工事を進めているところであります。入居者や訪問者から、場所や入口がわかりにくいと指摘された案内誘導看板については、県が設置工事を進めております。

仮設住宅入居者の日常の安否確認として、毎朝、高齢者などの健康チェックを兼ねて、自治会役員による個別点検を行っていただいております。

次に、いやしの宿ですが、送迎バスは今年17日に南相馬市原町区の借り上げ住宅入居者向けの運行を始めるなど、ルートの見直しにより、より多くの方が利用しやすい環境改善に努めているところであります。昨年秋の開設以来、これまで延べ2万7,000人に活用していただき、県外に避難している家族との再会や行政区の班集会など、村民のさまざまな交流点となっているところであります。

次に、県外に避難している方の民間借上住宅家賃補助制度について、現在入居している方は引き続き家賃補助が受けられますが、今後新たに県外において民間住宅を借りる場合の家賃補助制度については、今年12月28日までとなるところでございます。さらに、日赤家電6点セットの現物支給の受け付けも、ことし12月28日をもって終了ということになります。

次に、企業操業ですが、11月上旬には村内と村外の仮設工場で操業している企業や事務所を訪問し、現況や抱えている課題の聞き取りを行いました。

避難区域見直しにより限定的な事業種類にはなりますが、申請によって村内での事業再開が認められるようになりました。これまで、金融や自動車整備工場など11事業所が許可されているところであります。

村内で事業再開が認められた事業所の皆さん方が協力して、雇用促進グループと自動車整備グループの2つを構成いたしまして、県の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」に申請しているところであります。これらの事業者は、村民の雇用や通勤を支える事業者でありまして、復興に向けて生活基盤を整えるためにも採択されるよう、村としても要望しておりますし、オーケーという内諾はいただいているところであります。

次に、村の企業立地支援事業ですが、継続操業2社の補助申請が認められまして、内示をしたところでございます。うち、菊池製作所から、ふくしま産業復興企業立地補助事業の採択の影響から工場建屋の着工に遅れが出て、年度内完成が困難であるとの申し出がありました。したがって、今年度に交付を決定していた村補助金を、次年度の事業完成後に交付するよう変更になります。今回の補正予算に減額補正を提出しておりますので、ご審議をお願いしたいと思っております。

次に、東電の損害賠償に関しては、財物、いわゆる建物と土地です。この財物の賠償、家財の賠償、営業損害の賠償の支払い時期がいまだに具体化しておりません。

村としては、今後も避難を強いられている村民の声を、国、そして東電に強く訴え、村民の日常生活が一刻でも早く落ち着きを取り戻せるよう、速やかな賠償の進行を働きかけてまいりたいと思っております。

次に、教育委員会関係であります。

整備を進めておりました飯館中学校体育館につきましては、11月に完成し、12月より運

用ということで、この9日には「赤蜻祭」が開催される予定でございますので、ぜひご参加をいただければと思います。中学校の教育環境もようやく整い、この間の議員の皆様のご支援に対し、ここで改めて感謝を申し上げますところであります。ありがとうございます。

なお、懸案の学校給食センターの件であります。来春の供用を目指して進めてきたところですが、なかなか難しいというところもあるようでありまして、なお環境の整備について今後も努力していく所存でございます。

次に、9月には小学校及び幼稚園の運動会がそれぞれ開催され、子供たちの生き生きと活躍する姿は、多くの保護者や村民に喜びと元気を与えてくれたのではないかと感じるところであります。

10月には小学校で、11月には幼稚園で、それぞれ学習発表会が開催されました。いずれも2年振りの開催であります。子供たちは、学校生活に落ち着きを取り戻し、充実した学びが展開されつつあるものと思っております。

次に、生涯学習関係では、10月に県文化センターのご協力をいただきまして、「いいたて村文化祭」を2年振りに開催しました。800点以上の力作が並び、大ホールでは23の演目が発表されるなど、盛大な文化祭となったところであります。

会期中の入場者は約2,000人を超え、来場される多くの皆様からお褒めの言葉をいただいたところでありますが、改めて飯舘村の豊かな文化を再確認した次第であるというような意見もいただいております。

社会体育分野では、初めてとなる村民グラウンドゴルフ大会を9月に開催いたしました。遠く神奈川県からも参加があり、135人が互いの健康と再会を喜び合ったところであります。

11月18日には、第24回ふくしま駅伝が開催されました。8区からの9区間のオープン参加であります。それでも、村民の多くに声援を送っていただきました。避難生活により選手の確保も難しい中、駅伝の伝統を絶やさずに参加していただきました選手並びに関係者のご労苦に対し、心から感謝を申し上げますところであります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、ご説明をいたしたいと思っております。

議案第71号は、平成24年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）であります。

既定予算の総額に2億326万8,000円を増額いたしまして、76億662万円といたしました。

歳出の主な内訳は、総務費として総務管理費1億7,938万8,000円、徴税费マイナス563万5,000円、戸籍住民基本台帳費マイナス328万3,000円。民生費として社会福祉費2,579万9,000円。衛生費として保健衛生費が316万3,000円。農林水産業費として農業費1,118万1,000円。商工費として商工費マイナス9,421万円。土木費として道路橋梁費2,730万4,000円。教育費として教育総務費が6,626万6,000円、小学校費が909万8,000円、中学校費が266万3,000円、幼稚園費がマイナス1,720万2,000円、社会教育費がマイナス369万7,000円を計上いたしました。

これらを賄う財源として、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金などを充当するものでございます。

議案第72号は、平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算の総額に191万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億5,410万3,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、出産育児一時金等の増加によるものでございます。

議案第73号は、平成24年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定予算の総額に555万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億2,724万5,000円とするものであります。

歳出の主な内訳は、要介護認定者がふえたことによる給付負担金の増加によるものでございます。

議案第74号は、平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算の総額から393万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,759万8,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が確定して減額されたものでございます。

議案第75号は、東日本大震災における飯舘村単独弔慰金支給条例の制定についてでございます。

これは、平成23年3月11日の東日本大震災により被災または避難し、震災以降に死亡した村民のご遺族に対し、村単独の弔慰金を支給することで、福祉の向上を図るものであります。

なお、この弔慰金は既に行っている災害弔慰金の支給に関する条例の規定による災害弔慰金の支給を受けていない者とし、支給額は死亡者1人当たり30万円とするものでございます。

議案第76号は、飯舘須萱地区除染工事請負契約の変更についてであります。

平成24年10月30日付で、大成建設株式会社東北支店と請負契約の締結をし、工事を進めてきましたが、その後、工事内容に変更、追加が出ましたので変更するものでございます。

その主な内容は、農地除染の手法が反転耕から表土削り取りに変更、大型土のう袋の使用が変更、さらには仮々置き場の造成設置工事の追加、居久根伐工、放射線防護及び対策等を追加し、工事の内容を変更するものであります。

その結果、請負額を3,682万3,500円増額したいので、その請負変更契約について議決を求めます。

なお、変更後の契約金額は15億9,397万3,500円であります。

以上が、提出いたしました議案の概要でございます。

よろしくご審議の上、御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

(午前10時43分)

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時33分)

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

なお、副村長門馬伸市君から、並びに教育委員長佐藤眞弘君から挨拶したい旨の申し出がございます。これを許します。

先に、副村長門馬伸市君。

副村長（門馬伸市君） 貴重な時間、発言の機会をいただきありがとうございます。

また、このたび議会の皆様のご同意をいただき、再度、副村長の職を担わせていただくことになりました。去る12月3日、村長から辞令を拝命いたしました。全村民が避難している中での再任でありますので、まさに今まで以上にしっかりと職を務めなければと感じたところであります。

さて、あの忌まわしい原発事故から、早いもので1年9カ月目を迎えようとしております。今なお、村民全員が辛く苦しい避難生活を強いられております。しかも、これから先のことは全く不透明な部分が多いです。

そんな中で、村民の皆さんは避難生活を送っておられるわけでありませうけれども、今まで経験のない避難生活でありますので、特に高齢者の皆さん、体の健康のことが非常に思わしくない方が日に日に多くなっていることも、保健師などの巡回相談の記録を見れば本当に大変だなという思いでいっぱいでありませう。

また、雇用あるいは先行きに対する不安は、それぞれ重くのしかかっておりまして、その辺の対策も急務だなと思っているところであります。

一方、明るい話題も出てきております。操業継続の企業のほかに、村長の提案説明の中でもありましたけれども、自動車の整備工場であるとか金融機関、その他、村外での農業の継続などなど。そのほかに、最近のことでもありますけれども、農協も来年の4月から飯館で再開すると理事会で決定されたそうであります。さらに、ここ1週間ぐらいの間でありますけれども、飯館の二枚橋郵便局が郵便事業も含めた事業の再開を12月中に予定しているという話もいただいております。これらの明るい話題は、村民の皆さんにとって、これから希望と元気につながるのではないかなと思っているところであります。

いずれにしましても、除染が始まったばかりであります。さらに、復興計画、まだ具体的な事業もこれからであります。賠償問題も大切なことではありますけれども、まだはっきりした支払いの時期等について決まっておられません。課題は山積しておりまして、さらにさらに一所懸命、私自身も村長を支えながら、村民のために頑張っていかなければと思いを強くしているところでありますので、どうぞ議会の皆様にも今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げまして、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろし

くお願いいたします。（拍手）

議長（佐藤長平君） 次に、教育委員佐藤眞弘君。

教育委員長（佐藤眞弘君） このたび、教育委員に再任いただきました佐藤眞弘です。

小中学校の仮設校舎もほぼ完成しましたが、まだまだ十分とは言えません。議会の皆様の協力をいただきながら、復興に向けて飯舘村の子供たちの教育環境の整備、充実が図れますよう努力したいと思えます。

議会の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。（拍手）

議長（佐藤長平君） ご苦労さまでした。

以上で終わります。

（午前11時40分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月7日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

〃 会議録署名議員 志賀毅

〃 会議録署名議員 山下義喜

〃 会議録署名議員 飯橋善一郎

平成24年12月11日

平成24年第10回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成24年第10回飯館村議会定例会会議録(第2号)						
招集年月日	平成24年12月7日(金曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年12月11日 午前10時01分				
	閉議	平成24年12月11日 午後 3時40分				
応(不応)及び 招議出席議員並 びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	3番 北原 経		4番 伊東 利		5番 北山 文子	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 三瓶 真	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会計管理者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教育委員長	佐藤 眞弘		教 育 長	廣瀬 要人	○
	教 育 課 長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農 委 会 長	菅野 宗夫	○	農 委 局 長	齊藤 修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年12月11日(火)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 1～6番)

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月7日に産業厚生常任委員会が、次に本日午前9時より総務文教常任委員会が、所管事務調査事項協議のため、それぞれ委員会が開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 北原 経君、4番 伊東 利君、5番 北山文子さんを指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。2番 飯樋善二郎君。

2番（飯樋善二郎君） 改めまして、おはようございます。

私は、平成24年12月飯館村議会定例会において質問をさせていただきます。

時のたつのは速いもので、事故以来2回目の冬が来てしまいました。その間、延々と先の不透明な不安な日々が続いております。避難生活も住民にとっては厳しい状況となっております。こうした中、国は福島のほうが最優先されるべきとしておりますが、私たち被災住民にとっては具体的な施策や方向性はまだまだ見えてきていないのが実情ではないでしょうか。肝心の復興対策はどんどん先送りされ、今や国会は解散され、選挙戦の真っ最中であり、被災地の現状を好転させられるような状況にはなっていないように思われます。一日も早い、先の見通せる施策を示していただきたいと心から願わずにはられません。

そこで、質問に入らせていただきますが、まず1点目は、財物賠償での新たな基準についてお伺いいたします。

私たちが生活再建に欠かすことのできない今後予想される財物賠償の基準が、このほど国は富岡町に対し不動産などの一括支払いで、居住制限・避難指示解除準備区域において5年一括で支払う新たな基準案を提示しました。既にこの提案が受け入れられました。村は、この事態をどうとらえ、どう対応するお考えか、ご所見をお伺いいたします。

1の2項目は、私たちの村はいち早く賠償基準を他市町村との整合性を考慮し、国が示

した基準でも決定を優先しましたが、このことに住民の理解をどう得ていくのか、ご所見をお伺いいたします。

1の3項目目は、今後進めようとしている財物賠償に必要な不動産などの個人情報の開示について、村はどこまでの支援をお考えか。また、自分では難しいと考えておられる方には相談等に対応していくお考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

2点目は、子供たちの将来をどう守っていくお考えか、ご所見をお伺いいたします。

村の将来は子供たちが村に帰れる環境が全て整って初めて復興があると思われませんが、どのような計画で進めていくお考えか、現時点での計画をお伺いいたします。

3点目は、住民の健康管理と継続的な検診が必要と思われませんが、今後の予定をお伺いいたします。18歳未満の健康調査で非常に心配されるような結果が一部報道されていますが、村はどう捉え、今後どのような対応を進めていくお考えか、ご所見をお伺いいたします。

4点目は、24年度に予定されているメガソーラー設置計画についてご所見をお伺いいたします。村の牧場跡地に14ヘクタールだけの設置を予定しておりますが、当初の予定どおり他の場所も検討して進めてはいかかがか、ご所見をお伺いいたします。

以上、4点6項目について質問をさせていただきます。

村長（菅野典雄君） 2番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の財物賠償の3点のうち、1番と2番は関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

避難区域の見直しにつきましては、年間の積算線量で、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区分が新たに設定されまして、飯館村の場合には7月17日にそこから国の設定を受けたということがございます。この新たな区域の設定により復興や事業の再開準備が可能となるわけでありますが、区分に応じて東京電力の損害賠償額に差が生じることとなりました。村としては、なるべく賠償に差が生じないように国に強く要望を行うとともに、精神的損害賠償の一括払いとなる期間について、当初予定されました帰還困難区域が5年分、居住制限区域が2年分、避難指示解除準備区域が単年ごとという基準を、国との協議の上、居住制限区域のうち線量の高い区域を4年一括で、その他の帰還困難区域と避難指示解除準備区域を除染が完了するまでの2年一括としたところであり、除染によってはまた1年延長と、こういうことでありまして、これは村の主張を十分取り入れてもらったものであります。

ご質問にありました、国が富岡町に対し居住制限区域あるいは避難指示解除準備区域の両区域で4年間一括で支払う案を提示したとする件ですが、原発立地地域か否か、津波の被災地域か否かの違いはあるにせよ、同じ放射線で苦しんでいる住民に対する賠償が自治体によって異なることはあってはならないと考えております。今後、富岡町のような見直しが他の被災自治体でも実施されるようであれば、国に対する住民の不信がより増大する事態となり、せっかく進んだ区域再編が無に帰すことも懸念されますので、公平・公正な基準が施行されるように国に対し強く意見を求めたり、あるいはこれからもそれぞれお話をしていきたい、このように思っているところであります。

3番目の不動産の個人情報の開示でございます。

避難指示区域の見直しに伴い、今後東京電力から賠償される財物に関する賠償につきましては、所有者の特定について判断が難しいとの理由から、当初伝えられておりました予定よりも支払い時期が今おけているようでございます。

財物賠償につきましては、議員もご承知のように、不動産の所有について確定することが必要なわけですが、未登記の物件や相続登記されていない物件などが数多くありまして、東京電力が示すような登記情報による支払い対象を確認する方法では賠償を受けられないケースが多く出てくるものと思われま。そのため、村としては、登記情報にかわるものとして固定資産税明細書をわかりやすい説明文書を添付した上で村から各個人にお送りし、財物の請求資料として活用いただくよう考えているところでございます。

しかし、税情報を手にしても、記載されている名義と現在の所有者が変わっている、あるいは相続していない事例などについては、個別に対応していく必要があると考えております。

財物賠償請求に必要な書類については、被災者側で無益な争い事などを招くことのないよう、できるだけ実態に即した確認方法をやってもらうよう国に現在強く要請しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、高齢者など請求が難しい村民へは、村の相談窓口などを設け、丁寧に対応してまいりたいと考えているところであります。

子供の将来についてということでございますが、議員のご質問にもありましたように、村の復興と再建は子供たちが帰村できる環境が整って初めて実現するものと考えているところであります。そのためには、まず家庭、学校、通学路など、徹底した除染による放射線量の低減を図り、子供たちが安心して学べる環境づくりにすることだと思っております。

次に、教育環境の整備であります。今まで避難先に幼稚園、小学校、中学校、預かり保育などの教育施設の整備に努めてまいりましたが、引き続き、給食センターを飯野町に立ち上げ、新年度中にできるだけ早く供用する予定でございます。また、校種別スクールバスの運行とか教育費の保護者負担の軽減、復興住宅の整備などなど、スピード感を持ってその実現に取り組んでいきたいと考えているところであります。

また、村の教育施設の復旧にも計画的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、教育の充実であります。子供の命と健康を守る放射線の教育、あるいはふるさと教育の充実、学力の向上、部活動の充実など、飯館村の特徴を生かしながら教育の充実を図っていききたいと思っております。避難中でありますので、残念ながら、できないこと、不自由なことは多々ありますが、避難中だからできること、今だからできることも、多々あります。皆さんのご協力を得ながら、帰村に向けて、しっかりと教育の環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

今後の行程であります。除染が全村終了したときに帰村ができるのか否か、さらにその折、学校を一緒に戻すべきかどうか、大変悩ましい問題であろうと思っております。したがって、どのような形になろうとも、そのとき、そのとき、臨機応変に対応できるよう

な態勢を整えていくというのが現在教育のことについて考えているところでございますので、何とぞご理解をいただければと思っております。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、3番の村民の健康管理と継続的な検診が必要と思われるが、今後の計画を問うの質問に対してです。ご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、18歳未満の健康調査で心配されるような結果が一部に報道されているが、村はどう捉えているのかのおただしでございますけれども、これは県が行っております県民健康調査の甲状腺検査のことだと思っております。県は、昨年度から飯舘村を含む先行調査を行った市町村を始め、ことしは県内全市町村で甲状腺検査を行っております。昨年からことしの11月1日までに対象者の約83%に当たります11万4,471人が検査を受けておりまして、直ちに2次検査を要する、これはC判定の方ですけれども、この方がお1人、またB判定が500人出てきたんですけれども、その精密検査を行ったところ、甲状腺がんが1人見つかったとのことでございます。

この結果について、県立医科大は、チェルノブイリでも事故後、甲状腺がんになるまで最短でも4年かかっているため、今回の原発事故が原因であるとは考えにくいとコメントしています。子供が甲状腺がんになる確率は低く、10万人に4人程度だと言われておりますので、今回は11万人以上が検査を受けておりますので、統計的には原発事故がなくても二、三人は見つかるものと思われまます。

また、A2判定は全体の39.4%でございました。これは、東京の病院で平成16年からことしの8月まで15歳以下の子供2,753人の甲状腺検査を行った結果、36%の子供に嚢胞が見つかったということがありまして、これと比べましても統計的にはほとんど差異はないということでございます。

これらの結果について、村としては、事故当時18歳以下の子供全員を対象にした甲状腺検査を行ったということで、甲状腺がんの早期発見ができていているということについては評価をしているところでございます。

また、今後の対応ですけれども、県が行う村の子供たちの甲状腺検査は、昨年先行検査を行いまして、その後は26年度に予定されておりまして、26年の後は、18歳になるまでは2年に1回、18歳を超えますと5年に1回の調査になると聞いております。村といたしましては、村独自の甲状腺検査を実施しておりますので、県と行う調査とあわせまして、年に1回は検査を受けていただくことで村民の不安を少しでも取り除いてまいりたいと考えております。

また、村独自の内部被ばく検査や県と協力して行っております県民健康管理調査を継続的に実施していくことで、長期にわたって村民の健康状態の把握に努めてまいります。

一方で、避難による生活の変化から肥満を始めとします生活習慣病や精神的なストレスの問題が課題となっておりますので、仮設住宅や借り上げ住宅の居住者を対象としたいやしの宿やお茶会などで実施しております健康教室、それから訪問活動、心のケア事業、心の相談会などを通じまして、村民の体と心の健康管理を進めてまいり所存でございます。

以上であります。

復興対策課長(中川喜昭君) 私からは4のメガソーラーについてお答えさせていただきます。

おただしのメガソーラー設置計画についてであります。また、再生可能エネルギー活用事業として太陽光発電事業を大火山の草地で計画いたしました。今後の帰村に向けての村の復興シンボルに位置づけ、太陽光発電事業実施による財源を村民の復興施策に充てることや施設維持管理での雇用を図ることを目的に計画をしたところでございます。

大火山以外のほかの場所にも設置してはとのおただしであります。今後復興に向けての土地利用計画の策定や太陽光発電事業設置場所の農地転用、さらには開発補助事業の対応などの課題等もあり、慎重に進めなければならないと考えております。したがって、当面は大火山だけを設置場所として計画をしております。

今回の太陽光発電事業の取り組みは、村としては初めての事業であります。今後、発電管理会社の立ち上げや運営、設置事業費への融資、出資の参画起業等の動向など、できるだけ情報を収集してまいりたいと考えております。また、議会ともその情報を提供しながら協議させていただきながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

2番(飯樋善二郎君) 何点か再質問をさせていただきます。

まず、財物賠償の基準については、大変前向きなご答弁をいただきました。国との協議の中でも話をさせていただきましたが、他の自治体との整合性を図るべきで、もし違った決定がなされたならば飯館村も同じ扱いになるのかという質問をした経緯があります。このときの答弁では、そうなるという答えを得たと記憶しておりますが、村はこのことに対してどう捉えておりますか、再度お伺いいたします。

村長(菅野典雄君) 基本的には、全くそのとおりであります。ただ、それぞれの自治体に若干の要件の違いがございますので、そこをどういうふうに見るかということになります。例えば、飯館村の場合には、居住制限区域がかなりの戸数といますか地区になっていること、あるいは準備区域が4つの行政区にわたっているとか、そういうのが幾らかなりともそれぞれの自治体で若干違いますから、全く全てという話にはならない点もあろうかと思っておりますが、基本的には飯館村が国とお話をした案件はやはり守ってほかの自治体とやってもら、これが原則だと思っておりますので、当然富岡町の話についても、国のほうとの決定が新聞紙上で出た時点で話し合いをしているところでございます。以上でございます。

2番(飯樋善二郎君) まず、飯館村の決定なんですが、居住制限区域それから避難指示解除準備区域においては3年一括ということで、1年は状況を見て判断をするという決定をなされたわけですが、住民にはこのことがなかなかわかっていただけない部分があると思うんですが、このことによって4年一括になるという、経過次第ですけれども、このことが伝わるのかなと思っておりますけれども、これは確実にそのことが守られて初めて住民も納得できることではないかと思うんですが、いかがなものでしょう。再度お伺いいたします。

村長(菅野典雄君) 飯樋議員の質問と私の答弁でちょっと数字の違いがありますが、発災からの数字にするか、あるいは基準としての今年度からという形、いわゆる区域の見直しを

スタートした今年度からとするか、その辺の違いは後で整理をさせていただいたりご理解をいただきたいと思っておりますが、できるだけ我々が一生懸命国とお話をして少しでも村民のためにと考えてやってきた賠償について皆さん方に知っていただくことが、おっしゃるとおり、大切だと思っております。

今のところ、生活支援課と一緒に、自治区のところはお話をさせていただいて、終わったところがございます。その他のほうがはるかに多いわけでありまして、そこをどういうふうにするかということでは、いろいろな会合の折、最後に賠償についてと、こういうことでお話をさせていただいているところでもあります。本来は、そのためだけという会合も持つべきなのだろうとは思いますが、なかなか今その他の会合なども重なっておりましてできないということですので、その他の会合の折に今のような話をさせていただいて、少しでも多くの皆さん方にご理解をいただく努力をこれからもしていきたい、このように思っているところであります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午前10時29分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午前10時38分）

2番（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。

ご答弁では、除染を、優先させて帰れる環境を整えるということでありましたけれども、私も当然そういうふうにあるべきだと思いますけれども、簡単に子供たちが帰れる状況、これは非常に、誰が考えても、難しい状況にあります。私も子供たちのいろいろなイベントに参加させていただいて、村に帰りたいという声は多くあります。ですから、それに向けて当然いろいろな対応、これをやっていかなければなりません。ですから、ご答弁にありましたいろいろな施策、これは当然やっただかなければなりませんけれども、時間がかかりますよね、考えてみますと。当然、この時間を非常に考慮しながら、じっくり子供たち、その親たちが、納得できる将来性を見据えて事業を展開していかなければ、到底、簡単な話ではないと思います。

子供たち支援のために飯野に復興住宅という話がありますが、これはこれで非常に村としての取り組みとしては評価されるわけですが、そのほかにもいろいろなことを考えていかないと、子供たちの希望にかなった村の帰村というのは簡単ではないのではないかと思います。再度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） ご質問の心配は全く我々と同じであります。なかなか、普通の災害ですと、復興したからさあ戻りましょうということでは何らそこに問題はそうないわけでありまして、災害の相手が放射能だということが、いかに若い方や子供さん方にふるさとに戻る対応がひっかかる材料になっているかというか要因になっているかということだろうと思います。ただ、そこに手をこまぬいているわけにはいきませんので、私たちとしては、できるだけ環境を整えるために、まずもってできるだけ早く区域の見直しによって

いろいろな事業ができるようにしていかなければならないであろうということ。さらに、少しでも線量を下げるように、しっかりとした除染をしてもらわなければならないであろうという話。それから、この前もお話の子供たちからあったように、中学校に、みんなそれぞれふるさとの対する熱い思いがあるわけでありまして。しかし、そう簡単ではないだろうと思いますから、そういう子供たちのふるさとの思いを途切らさないように、いろいろなハード、ソフト面で考えていかなければならないであろう、そのように思っているところでありまして、いずれにいたしましても、子供たちの環境というものが村の将来にとって非常に大きな要因だということは十分認識をしているところでありますので、今後とも議会ともども、その環境整備に努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただいたりご支援をいただければと思っております。

以上です。

2番（飯樋善二郎君） 検診について、再度お尋ねいたします。

ご答弁では甲状腺の答弁がありましたけれども、C判定の子供さんが何人かいるということですが、直ちに再検は必要ない、2年後だという話がありましたが、ずっと今までの経緯を見たり過去の事故の例などを見ますと、直ちに影響がなくても、やはり4年後、5年後に影響が出ているという心配された実例がありますから、この2年というのは、A判定、せめてB判定ぐらいまではいいとしても、C判定については、2年じゃなくて1年ぐらいで進めてはどうかということで、再度お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） C判定についてでございますけれども、C判定については直ちに精密検査を行うというふうになっておりまして、この間C判定が出た方については今専門の機関で判定を行っているというところでございます。B判定についても精密検査が必要ということでございますので、それについても今各機関で分担をしてやっていると聞いております。

以上です。

2番（飯樋善二郎君） 質問を変えます。

メガソーラーの設置計画について再度お伺いいたします。このことはずっと復興計画でも言っていますように、再生可能エネルギーの今後の設置計画は村の再生に欠かすことのできない大事な取り組みと認識しています。ただ、今回出されましたメガソーラーについては、当初、前の会議で30ヘクタールくらいを予定しているという話がありました。しかし、今回、村の牧場跡地だけに14ヘクタールということなんです。これはこれで大変いい取り組みだとは思いますが、心配されることは、農地の除染が完了したとしても、多分今の時点では詳しくは誰も想像つくことはないとは思いますが、耕作放棄地が多くなってくる、こうしたことが農地の再利用は欠かすことのできない村の再生につながっていくのではないかとと思うんですが、このことについてはどういう認識を持っておられるのか、再度お伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、当初の計画であります、今おたただしいただきましたように、議会のほうに30ヘクタールということで、場所については農地をというような形で一番最初に提案させていただきました。その後、内部で協議をする中で、なかなか農地を

今後復興に向けていろいろな計画をつくる中で、すぐさま農地につくるというのも、もう少し落ち着いて考えなければならないのではないかと。先ほども答弁でお話ししましたように、今後そういう放棄地関係も出るのではないかとということも予想されますので、土地利用計画をきちんと策定する中で、今後の農業再開をどんなふうにしていったらいいかという部分を考える時間があるべきではないかということもありました。

ただ、今回の再生可能エネルギーの活用についても、さきの全員協議会のほうでもお話ししましたように、やるに当たりましては企業の参画会社が入りやすい、いわゆる売電価格が高いうちに契約をしてはということもありましたので、そういうことを考える中で、どうしても放牧地、大火山の草地、ここ20年以上使われていない部分もありましたので、そういうことで今回14ヘクタールという部分にしながら、大火山の草地という計画に変更させていただいたということでございます。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） メガソーラーにつきましては、やむを得ない措置ということですが、一番懸念されるのは、今も申しましたけれども、農地転用が難しいという答弁がありました。当然、農地の再利用については、今までの農地をそのままの米や牧草などの対応だけでは到底無理な部分があるのではないかと。余力のある方はいいです。しかし、もう余力の残っていない人が同じ再生をするということでも、到底これについていけない方が大勢出てくると私は考えております。そうしたときに、その農地の再利用については慎重に対応しながら、当然農地転用しますれば、ここに課税の問題、それからいろいろな問題が出てきますが、それがあつたとしても、それに対応できる農地を利用しながら、農地の借地だけの収入で何とか賄える、手入れをしていかれる、そういう状況をつくるべきではないかと思うんですが、このことをお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） 本当に今おたただしいただきましたように、私としましては、除染が農地、来年、国のほうでは全てやるという方向性を出しております。そういうことでは、26年からの農地の保全やら、あとは営農再建に向けてどのような準備をしていかなければならないのかということ、今担当のほうともいろいろ話をしているところでございます。そういうことで、農地は村にとっては必要な土地でありますし、そこから作付をすることによって環境のよさも出てきますし、そこから得る収入も昔やっていた農業ができればという思いもありますが、いろいろ問題が山積みされているのかなというふうに思っております。

先ほども答弁でお話ししましたように、土地利用につきましても今のところ復興計画の中では地域の方々との協議もするような話もございまして、そういうものも必要なのかなと思う一方もあります。ある程度村としましては方針を打ち出していかなければならないのかなというふうに思っております。これらについては今後検討すべきものというふうに思っておりますので、議会議員の皆様方とも協議をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 農地について再度確認をさせていただきますが、今後の計画として、

農地の利用、随分今までいろいろなところに視察をしながら検討してきましたが、具体的になった例は何一つありません。今後、バイオマスも含めた、そうした利用方法がなされなければ、農地を保有していくのは難しいのではないかと思うのですが、最後に、農家の意向調査、どういう利用方法を考えているのか、するべきではないのかなと思っていますが、いかがですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 実は、その意向調査といいますか、これについても農家の方々の意向は十二分に聞いていかなければならないのかなと。

実は、あさってになります。県と農協と村と3者の会議を開きたいということで予定をしておるところでございます。今までは除染という部分で進めてきておりますが、除染を進める中で今後の農業をどういうふうにか村として進めていったらいいかという部分、農家の皆様方の意見を聞くという部分でも、農協の方々とも相談をしていきたいということ、あとは支援をしてもらうには県の補助事業等もございまして、3者の会議を開く予定をしておりますので、それらを踏まえて今後進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上であります。

議長（佐藤長平君） 7番 菅野義人君。

7番（菅野義人君） 12月定例会議会、一般質問の2人目ということで、始めさせていただきます。

まずもって、全村避難という異常事態が始まって既に1年半以上も経過し、この間、避難生活の継続、除染を初めとしました復興計画の策定や新しいエネルギーの導入など、それぞれの立場でご努力を重ねている執行部や職員の方々、あるいはかかわりを持ちながら力を尽くしていただいている皆様方に対して感謝を申し上げたいと思っております。

私も1人の議員として、直接行政を執行する立場とは異なりますが、一般質問に当たり、提案や議論を通して村や村民にとって進むべき方向を見出せるよう努力をしてみたいと考えております。

先が見えず心せわしい状況の中で、最近、私にとって2つの対照的な出来事がございました。対照的というのは、1つには、非常にありがたいと感じ、暗闇の中で一筋の光を見出したような事柄と、それと反対に大変に困ったことだなと感じている事柄ということがあります。

まず、ありがたいと感じたことは、先月9日に開催された中学校の赤蜻祭でございます。中学生による総合学習の一環としての仮設住宅訪問の報告、クラス対抗で実施される合唱や特設舞台で行われた発表は、多くの子供たちが自信を持って演技に臨み、精いっぱい演ずる姿は、見ていた私たちに力強い励ましとなって伝わりました。仮設住宅訪問の報告の中に、「私たち中学生に対する村民の皆さんの期待を感じた」とか「地域のきずなが復興の力になる」といった内容がみずからコメントされておりました。教育の重要性を改めて感じるとともに、さらなる成長を重ねても村民の希望の星であり続けてほしいと強く感じた次第であります。

それとは反対に、大変困ったことだなと感じていることは、国との避難見込み年数を決

めてから多くの村民の皆さんより不安の声が寄せられているということでもあります。寄せられている声の内容は、ほぼ共通しております。避難見込み年数はそれぞれ線量に応じて設定はされたが、なかなか除染は進まないのではないかと。除染を行っても、以前のような生活を直ちに取戻すことは難しいのではないかと。しかも、今までの経過を見れば、村においては除染が終わり、避難見込み年数が終われば、帰村宣言をするのだろう、そうなれば現在受けている避難生活のための家賃補助やそのほかの賠償が打ち切られるのではないかと。もし、これから個人で受け取る包括賠償や財物賠償等で新たな生活拠点を求めるのに不足であれば、村が計画している復興住宅に入るしかないのだろうか。何とか除染をしっかりと行ってもらって、ふるさとの我が家に子供や若者が安心して戻れるまで避難を継続できる方法はないのだろうかといったような内容でございます。

これに関しましては、私は2つの問題点があると考えております。1つは、現在の復興計画のあり方が村民の不安を解消する方法と一致していないのではないかとということと、もう一つは、除染を1回やっただけでは村民は安心して戻れるとは認識していないのではないかと。すなわち、さきに国の申し出で決めた避難の見込み年数では安心して戻ることができないと考えている方々が非常に多いということではないかと、そのように考えております。

一方、十分な賠償を受け取ることができる方、もしくはもともと財力をお持ちの方は、村外の土地を求め始めている。既に私が聞いている中でも何人かがそのような行動を起こされている。個人の居住に関しましては、それぞれのご判断があつてしかるべきとは思いますが、村の復興を考えなければならない立場にある私にとっては、それだけ村の復興計画や除染に関して期待されていないのではないかなどと考えたりもいたしております。すべての村民ではないにしても、かなりの村民はそのように感じている、そのように思えないのであります。

このようなことから今回の一般質問の内容を構成しました。

最初に、よりよい復興計画のあり方のためにとしまして2点をお伺いいたします。

復興計画に関しましては、「いいたてまでいな復興計画の着実な実行に向けて、国、県の補助事業を活用し、官民連携による推進を図るため、産・学・官の委員で構成する」という方針のもと、新までいな村復興計画推進委員会として、村づくりアドバイザーの佐川委員長さん、福島大学の山川副委員長さんのもと、精力的に検討作業を進めておられます。3つの分科会でそれぞれテーマを持って検討されておりますし、そういう点では、より専門的な立場で、より具体的に実施可能な復興策を検討いただいていることは十分に理解しております。

その上で、有効な計画を策定されることをご期待はいたしたいと考えております。それを理解した上での疑問ではありますが、この復興計画の基本方針にありますように、国、県の補助事業を活用すべき案を産・学・官の委員で検討を加える組織であるということは、ある意味では、村民一人一人に向き合う復興計画とはいささか方向性が異なっているのではないのでしょうか。村民に向き合う計画樹立のためには、一人一人が抱える身近な問題点や課題点に対する検討が必要なのではないかと考えます。

そこで、1点目の質問ですが、国の復興基金活用のための、いわゆる大所高所からの復興計画だけでなく、より帰村率を高めるために村民視点に立った、いわゆる低所狭所の復興計画も求められていると考えます。そのためには、例えば行政区ごとの復興プロジェクト会議などを立ち上げ検討をすべきものと思いますが、所見を求めるものであります。

次に、復興計画における若年層の位置づけについてであります。ことし6月でしたか一般質問にて、計画樹立に際して将来の飯舘村を担ってもらうべき若年層の意見を組み入れられないかとの質問をいたしました。そのときの村のお考えとして、検討委員会の中に若年層の委員を登用することで反映をしたいとの旨の答弁がありました。しかし、今回のこの新まていな村復興計画推進委員会の基本方針と構成メンバーを拝見する限りは、いわゆる若年層の意見を反映するという機能とは異なるのではないかと思います。

冒頭に申しましたように、村と村民の希望は子供たちであり、そして最も帰還の難しい若年層であります。そこで、よりよい復興計画のあり方のために、2番目の質問ですが、若年層の意見聴取と意識啓発のために、行政として積極的にアプローチを試みる必要があると思いますが、所見を求めます。

次に、除染事業への対応について伺います。

将来帰還を目指すにしても、居住地をほかに求めるにしても、大多数の村民の願いは、除染事業によってふるさとから放射性物質をきれいに取り除いてもらうことであります。飯舘村は特別除染地域であり、国が直轄で除染事業を行い、国が責任を持って除染を行うという政府から発せられた言葉が今となつては村民の不安を醸し出している現状であります。

ここで、この事業の根拠となる昨年8月30日に国会にて制定されました、いわゆる除染特措法について再度確認しますと、「国は社会的責任に鑑み必要な措置を講ずる、地方公共団体は当該地区の自然的、社会的条件に応じ適切な役割を果たす」とあります。すなわち、飯舘村の自然的、社会的条件に即さなければ村として適切な役割を果たしたとはいえないとも解釈できるのであります。もちろん、今まで村のご努力によって農地はすべてはぎ取り除染を実施するという、いぐねに関しましては、建物の壁面から10メートル以内を伐採するという、林の端っこの20メートル以内の除染を実施する。また、農地に隣接する林の端から20メートルを除染するなど、本当に一つ一つ苦労しながら条件を整えてまいりました。そのことを理解した上で、より多くの村民の不安を解消し、よりよい除染となりますよう質問をいたします。

2の1としまして、国の説明では、直轄の除染事業が大量の作業員の投入により短期間に行われようとしておりますが、村として作業精度の確保のために住民参加による作業の監視、除染の効果検証体制を構築すべきではないかということであります。

2の2としまして、除染目標の設定認識についてであります。国においては、村の当面の除染目標である年積算5ミリを尊重するとしながらも、屋敷林の伐採補償の基準を年積算20ミリとするなど、実際の除染目標に認識の差が生じております。その点も含め、これから追加除染の基準や建物の解体除染の基準をめぐっても大きな齟齬が生じる必要があるため、今から詰めておく必要はないのか、お伺いいたします。

2の3としまして、特に高線量の屋敷林除染の効果を高めるために、林床土埋設法を国に要求すべきではないか、所見を伺うものであります。

以上2項目5点について議論を深めたいと考え、答弁を求め、初回の質問を終わります。  
村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人君のご質問にお答えをさせていただきます。

よりよい復興計画のあり方で2点ございます。

1点目は、帰村率を高めるため、地域のきずなや村で暮らすことの意義を再認識していただくため、行政区ごとの復興プロジェクト会議が必要ではないかというご質問でございます。

村といたしましても、除染の後に来る農地の再生、農地維持の活動と新たな営農の仕組み、森林の再生、村の農地や山林を守る取り組みにつなげるためには、地域力の掘り起こしが必要だと考えているところでございます。地域の将来の考えるためにも行政区ごとの土地利用計画を進める必要があると今考えておりました、今後村では復興計画第3版の協議の中で土地利用と公共施設の見直しを進めたいと考えており、各行政区ごとにワークショップを開催し、将来の地域ビジョンと土地利用の方向性を協議いただきたいと思いますと考えているところであります。

今後、財物賠償が進み、本格移住のため村の農地を手放したいという考えの方も出てくると思われませんが、将来的土地利用を地域の住民で話し合うことによって一体的土地利用に関する合意形成が図ればというふうに期待をしているものであります。村としても戸別補償制度や農地水保全事業のように地域として一体的に管理保有することによって所得につながるような仕組みがつかれないものかと国に要望しているところであります。

また、人口減少が見込まれる中で、地域のコミュニティーについても従来のような取り組みが難しくなることも十分予想されますので、地域の再編も考慮する必要が出てくるかもしれません。

いずれにいたしましても、行政区ごとの復興プロジェクト会議につきましては、ご質問の趣旨を生かした形で検討してまいりたいと思っておりますので、各行政区ごとの考え方や取り組み手法もあると思っておりますので、関係各位と協議の上で検討してまいる予定でございます。

2番目の若者などへの意見の聞き取りということでございます。

これまで方部別懇談会や行政区懇談会など、機会を捉えて住民懇談会を開催してきましたが、出席状況を見ますと、どうしても若者たちの参加は少ない、こんな傾向かなと思っております。村の復興をなし遂げ、将来の飯舘村をつくり上げていくためには、まさに若い人たちの参加が重要になってくると思っております。このため、村としては、世代別アンケートの実施やPTA連絡協議会、JA農青連、商工会青年部などとの懇談会の開催を考えていきたいと思っております。現在、菊池製作所の事業所の社員との懇談会を開催するなどしていますが、これまでとは違った側面からの意見を聞く必要があると考えております。

そのほか、長く放射能と向き合っていかなければならない本村の子供たちを考えると、子供を持つ親を対象としたリスクコミュニケーションについて充実を図る必要もあると

考えております。

今後、村外、村内の復興拠点整備や帰還に向けた各種施策の取り組み、学校や教育施設の検討も進めてまいりますので、できるだけ若い方の意見の把握に努め、多くの意見を村の事業に生かしていきたい、このように考えているところでございます。

他の質問は、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の2の直轄除染の対応の3点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

おただしの1点目の作業精度の確保についてであります。国が示した工程表では、25年度において1日4,300人の作業員を投入して、住宅等の建物、建物敷地とその周辺の森林及び農地全てを除染することにしております。村としては、国の工程表で村民が望む除染ができるのか大変心配をしているところであります。おただしの作業精度を確保のための住民参加による作業監視、除染効果の検証体制については、村としましても重要と考えておりますので、25年度予算編成に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の屋敷林、いわゆるいぐねの除染による伐採補償基準であります。国は当初、1つ目として、土壌等の除染後の放射線量の測定の結果、いぐね近傍で年間積算線量が20ミリシーベルトを超える場合、2つ目として、おおむね年間積算線量が20ミリシーベルトを超える地域で特別地域内除染実施計画期間、いわゆる24年度、25年度の除染終了時において、いぐねがあることで20ミリシーベルトを超える場合、この2つのいずれかが該当する場合はいぐねを伐採し、補償するとのことでした。

しかしながら、村民は、20ミリシーベルト以下でも、いぐねの葉に放射性物質が付着し、高線量の原因になっていることを認識しているので、村としましては、村民に安心さを与えるため、伐採をし、そのいぐねの補償を求めてきたところでございます。その結果、国は、本村については年間積算線量20ミリシーベルトを超える、超えないに関係なく、伐採を希望するいぐねについては、いぐね側の建物壁面から10メートル奥のいぐねを伐採し補償するという回答を引き出してきたところであります。現在、国といぐね伐採による損失補償額の算定方法や補償契約の詳細について詰めているところでございます。

今後とも村としましては、当面の除染目標であります年間5ミリシーベルトに近づける、またより下げることを強く国に要請をしております。

また、除染後でも空間線量が下がらない状況であった場合の追加除染や除染困難な建物の解体除染についての基準についても、現在国と協議をしているところでございます。

次に、3点目の林床土埋設法についてであります。この方法は、いぐね内、森林内に深さ1メートル程度の穴を掘り、そこにかき出した汚染落ち葉、除染した汚染土壌などを埋め戻す、いわゆる天地返しの手法と理解しております。この方法は、本年9月にNPO法人ふくしま再生の会が比叡地区で実証試験を実施し、ある程度空間線量低減の効果があつたと聞いております。この方法ですと、除去廃棄物を出さずに除染ができるという利点もありますが、放射性物質をその場に置くということでもありますので、心配される村民の方々もいるかと考えております。今後、まていな除染会議等で協議をしながら、国への要求を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

7番(菅野義人君) 復興計画について順を追って、数点、再質問をさせていただきます。

まず、復興計画についてですが、答弁の中では、村では復興計画第3版の協議の中で、土地利用と公共施設の見直しを進めたい、その中で行政区ごとにワークショップを開催して将来の地域ビジョンと土地利用の方向性を協議したいというご答弁をいただきました。まさしく行政区としてもこういう取り組みが必要なのだろうと私は思いますが、私はこの復興計画において行政が復興計画としてやるべきことと、村民が一人一人課題とか問題点を背負っている、その課題とか問題点を背負っている中で共通して取り組みして解決ができるものと、私はあるのだろうなど。土地利用と公共施設の見直し等を進めながら行政区の中でワークショップを進めたいという話は、基本的にはやっぱり行政目線なのだろうなど。私はそういう点で復興計画に対する行政区の計画のあり方というものを個人の問題解決の視線に置いてやらないと村民として魅力のある復興計画にならないのではないかなと実は心配しているんですが、再度ご答弁を求めます。

村長(菅野典雄君) このご質問をいただいて、内部で協議をしたところでございます。各行政区、除染からいろいろなことが、課題がいっぱいあります。そういう中で、必要ではありますけれども、さて全部の行政区を今までの順序よくといいますか、そういう形というのは果たしてできるのか。当然、それぞれの行政区によって、自分たちの地域をどういうふうにしていったらいいか、こういう考えの行政区も当然出てきてもらいたいし、出てくるのは当たり前であろうと。ですから、ある意味では、こちらからある程度の投げかけはしますが、前に行政区ヒアリングがあったように、それぞれの行政区の自立性といいますか自主性といいますか、そういうものをある程度中に入れていかないといけないのではないか、そのような考え方を今のところ持っているところであります。

ただ、いずれにいたしましても、ちょっとそれぞれの住民も入れ、代表者も入れ、また有識者を入れて、その辺の話をまだやっていませんので、会議の数が多いものですから、重要だということは理解をして、そちらのほうからの意見なども考えながら、今のご意見などを取り入れながら、やっていければと思っております。

7番(菅野義人君) 最初の答弁の中に、地域性の掘り起こしという言葉がありました。飯館村が過去に行ってきた地域づくりというのは、ある意味では、各団体もいろいろと動いてもらいましたし、行政区というものもあったわけです。もちろん、今こういう状況になって、では行政区の中で問題解決が独自にできるかといったらば、私はできないだろうと。しかしながら、問題点を整理して考えていく、あるいはお互いに話し合いをしていく、これが私はある意味では避難生活を乗り越える原動力になり、あるいは復興について力を集めていくということがあります。行政目線で効果というものを考えるときに、私はそういうふうな本当の意味で地域力を掘り起こすために、そういうつながりを持っていく、あるいは議論をしていく、これが今求められるのではないかと思いますので、そういうことも含めて私は取り組んでいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 近ごろ、何々力という言葉がよく言われるところであります。地域力といいますか住民力といいますか、その辺が、今までも必要ですが、今まで以上に、こうい

う避難生活の中で、帰村ということになると必要なのだろうなという気がします。どれだけできるか、なかなか難しい問題もあろうと思います。それぞれの地区によっては、今までみんながいた中ではなくて、場合によっては戻り方にいろいろな違いが出てきますから、ただその中でどう地域力を保っていくか、あるいはコミュニティーを保っていくか、その辺の大切さということだけは意識をしておりますので、これからの進め方に意を用いていきたい、あるいはまた提言をいただければと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 次の質問に移ります。

除染事業についてであります。質問2の1ということでさせていただきました。住民参加による作業の監視、除染の効果検証体制をとという話で、ご答弁は、村としても重要と考えており、25年度の予算編成に向けて検討したい、そのような答弁をいただきました。

以前に、以前にというか現在進行形の中なんでしょうが、飯舘モニタリングセンターの構想が示されております。その内容等については、私らが掌握している内容は、除染現場の中で国や村で調査している放射線量を集約して村民に公表できる機関として、国まかせの除染事業にならないように村が主体性を持ってやるために、これを考えているんだという以前のご説明がございました。これは、ある意味では、私が質問した除染の効果検証、監視とダブっている部分もございまして、このモニタリングセンター、どのように今具体化をされようとしているのか、再質問でお伺いいたします。

復興対策課長（中川喜昭君） モニタリングセンターの運営事業ということで、委託をしながら今一部動かしているところもございまして。今お話しいただきましたように、各行政区のほうに測定委員という方をお願いしながら、GPS付きの線量計でデータ集めをしていたとこの部分で考えております。このモニタリングセンターの測定の部分については、村民の方々に、その地域、地域でどの程度線量があるか、今のところモニタリングポストの1点のみの部分と村から測定をした情報の部分しか出していないところもありますので、そういう意味できめ細かい部分を出していきたいということがモニタリングセンターでの動きということでもあります。

現在、行政区長さんのほうに通しながら委託業者のほうをお願いしておりますが、村のほうの協力もきちんとしていかなければならないということで少しずつ体制を整えて、今進めている段階になっておりますので、具体的には年明けになってしまうかなと思っておりますが、目的に沿った内容で進めていきたいと思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） これも私の質問の中では作業の監視、除染の効果検証ということで通告してありますからあれなんです、住民参加という点を考えると、私はある一定程度の地域の人たちがかかわっていく、そして当然除染作業は、言葉で言えば除染なんです、ある意味では土木工事なんです。ですから、そういう点で除染の効果と工事の仕上がりを監視していく。あるいは、場合によっては工事業者に対して、ここはきちっとやってくれということまで私は要求できるようなものはつくっていかないと住民参加ということにはならないのではないかと。ある意味、測定員だけ1人か2人置いたから、それが住民参加だというふうには私は考えられないのではないかと思います、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回のご質問でいただいております、監視員という提案をいただきまして、25年度予算の中に反映していければというふうに今検討させていただいております。それで、どのような形かという部分では、今提案いただいた内容で、市民の方々に工事の状況を把握してもらおうとか、そういう部分を行政区単位でお願いできればと思っております。そういう意味では、先ほどのモニタリングの測定員との兼ね合いもあるわけですが、その辺についてはどのような形にしていくかという部分もございしますが、今のところ行政区単位で住民の方、何人かに見てもらうという考えをしているところでございます。以上であります。

7番（菅野義人君） その議論を踏まえた上で、私が懸念しておりますのは、多くの方々がかわっていただける、それはそれで地域力のアップにもつながるということなんですが、財源との関係があつて、先般、須萱地区の除染事業で、私どもはさまざまなソフト事業ができるということで、それもいたしかたないだろうということで承認したんですが、結果とすれば、ソフト事業の分はかなり変更せざるを得なかった。例えば、国の財政の中、補助事業の中でこれをやろうとするときに、除染の監視という部分では恐らくなかなか国は認めないだろう。私は、そういう点からいうと、リスクコミュニケーションの一端ということでこの組織の立ち上げをできないだろうかと、考え方として、そういう考え方の中でリスクコミュニケーションを図っていくという考え方の中で、この考え方が国に対して要求できないだろうか。いわゆるリスコミを広く解釈していくという点で作戦を立てたらよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのおり、除染作業において、これは環境省の責任のもとという部分での除染工事という部分になるかと思ひます。一方では、線量の部分についてどのような経過をしているのかという部分は、ある意味、リスコミという部分になるかと思ひます。その延長上にも、除染によって状況がどうなるんだという部分、線量を見ての部分とか、そういう部分での位置づけもすれば、監視も含めてリスコミの部分にも考えられるのかなと思ひておひます。

今年度、国委託ということでソフト事業、あと工事関係のハード事業という形で2本立てで委託事業を受けておひますが、次年度につきましては、工事については繰り越しという部分でございしますが、リスコミの部分については、まだその辺についての繰り越しという部分はない状況であります。当初協議をする中では、ソフト部分は繰り越しが難しいとも言われておひまして、今後協議の中でどのようになるかと思ひておひますが、25年度について、監視員とかモニタリング調査関係についてのソフトの部分、これについては財源が国からもらえるかという部分については今調査をしている段階で、補助的な部分が今のところ担保がとれておひるという状況ではありませぬので、ご報告したいと思ひます。

7番（菅野義人君） では、次の質問に移ります。

村の除染目標の年間5ミリと国の年間20ミリとの問題整理であります。ご答弁では、今後村としては村の目標である年間5ミリシーベルトに近づけていくことを強く要請していくというお話でございました。答弁の中に、追加除染と解体除染の基準をめぐって国と協議しているというお話でございました。これあたりが私は、村としては5ミリ以下とい

うものは一つの基準にしたいと思うのだが、国のほうとしては20ミリというのが出てくるのではないかなと非常に心配をしているんですが、今どのような協議の方向になっているのか、お話をいただければと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今のところ、国とは、答弁のほうでもお話ししましたが、国としては今の計画あるのは特別地域内の除染計画ということで、2カ年という計画しか打ち出されておられません。そういう中で、除染をしても線量が下がらない、どうするんだということが住民説明会の中でも出されておまして、そのとき国のほうの回答としましては、25年度あたりにその体制をつくっていきたい、26年度には追加的な除染を進めたいというような答弁をしておまして、ただそれがどんなふうにするかという部分は今の段階では決まっていないという状況であります。

村としまして、ある程度村民の方々にも安心してもらうというのは、まずは2年間できちんとした徹底した除染を求めるというのは一番かなと思っておりますが、それ以降、どうしてもホットスポット的なものが残るような場合が、きれいに取ったとしても、雨樋から地下浸透が強くて全て取り切れなかったということで、どうしても空間線量を高める原因がある場合もあるのかなと思っておられます。そういう部分も工事の後の結果を見ての話になるかなと思っておられますが、その辺についての対応を求めているという段階で、まだ具体的な部分はございません。

あわせて、その建物があることによって空間線量を高めるという部分もあるかと思えますので、今回の24、25では除染困難な建物の解体、除染というのはある程度方向性が出ておられますので、その辺と兼ね合わせて検討することが必要かと思っているところでございます。

以上であります。

7番（菅野義人君） そうしますと、恐らく国のほうとしても、いろいろな基準の中で仕事をするということになっていきますので、当然これからの追加除染の一つの基準、解体除染の基準として、村としてはでは年積算5ミリというものをきちんと出していくというのが私は必要なのだろうなど。仕事の進め方ですからいろいろ基準はありますが、昨年度の除染部会でのあの激論で決めた結果ですので、私はこういう部分、部分にその数値を出していく、それを国のほうに要求要望していく。もちろん、それに厳密にとらわれて、いろいろまた弊害が起きるといふご意見もありますが、私はそれが村民の不安の解消に向けて必要なことではないかと思いますが、そういう取り組みはするつもりだと理解してよろしいでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろな問題がいっぱいあるんですが、この除染に関しては、何度もお話をしているかもしれませんが、国のほうは我々の話になかなか乗れないといひますか、あるいは対応が鈍いといひますか、スピード感がない、あるいは我々の心に寄り添っていない、そういうところで必死にやっている現状でございます。それだけに、今お話しいただきましたように、村の主体性が必要なだろうと、このように思っておまして、前の質問でもありましたように、監視体制といひますか、どう村としての強い希望を出していくかというのが非常に重要だと思っております。

それで、まだこれからであります、場合によっては予算を国のほうからとるのもさることながら、自前で予算をとって、次々と手を打っていく、後でかかりましたよという話も一つの方法ではないかとも思っています。前よく皆さん方から出ましたガンマーカメラなども、一つのこちらからホットスポットなり、あるいは5ミリ以下にしてもらおうんだという、そういう熱意にもなるかもしれないし、また先ほど課長が言ったように、各行政区の責任者というのものもあるし、また場合によっては住民に、先ほどリスクコミュニケーションのお金でとれないかという話もありましたが、どうしもとれないとすれば、またこれも村のほうで少しでも戻れる人は戻って立ち会いをしてもらおうというの必要なのかなど。その辺、ちょっとまた、環境省とまだがたがたやっているところでもありますので、やりながら、場合によっては1歩2歩進んだ、あるいは場合によっては自前の予算の中で対応するというのことも必要なのかなど、このように思っているところでもありますので、もうしばらくその思いを預けさせていただきたい、このように思っております。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ここで、議長を交代いたします。

副議長（志賀 毅君） 議長を交代いたしました。

12番 佐藤長平君。

12番（佐藤長平君） 3・11の大震災と大津波、あわせて発生した東京電力第一原発の事故により大量の放射性物質の効果によって、我が飯舘村は全村避難を強いられました。1人の村民佐藤長平として、何かを残さなければと思い、ことしの4月に碑をつくりました。何を書こうかと思っていたところ、去年から言われた「ふるさととは近くにおいて思うもの、遠くにありて思うもの」かなというふうに考えていたのでありますが、私の東京にいるおじに相談しましたところ、「ふるさととは遠くにありて思うもの」の作者室生犀星、詩人です。調べてくれて、助言をいただきました。それで、室生犀星風に文法に詠むと、三段論法になるんだそうですが、やはり「ふるさととは遠きにありて思うもの、近きにありて思うものかな、このことは三十一文字で語り尽くせぬ」という助言をいただきました。この漢字は全村避難という漢字を使っています。思えば、まさしく我々にとって全村避難は三十一文字、31の文字では語り尽くせぬ出来事だったなというふうに回顧しているところでもあります。

さて、質問に入ります。

そのふるさとに帰村のための村内拠点整備について伺うものであります。放射線量が予想された以上に半減期よりも低減化しているようであります。また、除染後の避難解除準備区域の拡大化、居住制限区域の減少化も、除染とともに予想されるようになってきました。さらに、帰村に向けた営農、営業に向けた国県の交付金・補助金の提案が相次いでいます。これらの状況を鑑みるに、帰村に向けた復興計画及び村内拠点整備計画のスピードを上げる状況になってきたと私は感じています。戻らない村民、もどることにちゅうちょしている村民への政策を考えながらも、帰村したい村民の村内拠点整備に修正を加え、草野地区及び飯樋地区にケアつきの復興公営住宅の整備、商店、医療、公的交通などの整備を早急に整備すべきと思うが、所見を伺いたい。

質問の2は、除染後の仮々置き場と仮置き場、減容化施設計画について伺います。国と村は仮々置き場と仮置き場についてあいまいになって聞こえています。村はそれぞれ施設に対して何を求めているのか伺うとともに、それぞれの施設についてどのような要求をしていくのか、所見を伺います。

以上でありますけれども、前段で言った室生犀星さんの詩をちょっと朗読してみたいと思います。「ふるさととは遠きにありて思うもの　そして悲しくうたうもの　よしや　うらぶれて異土の乞食となるとても、帰るところにあるまじや　ひとり都のゆうぐれに　ふるさとと思ひ涙ぐむ　そのころもて　遠き都にかえらばや　遠き都にかえらばや」と詠んだのだそうであります。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村のための村内拠点の整備でございます。村内の除染とともに放射線量が減少する中、村への速やかな帰還と復旧・復興を図るために、村内の産業の振興、とりわけ帰村後の営農再開や農業の復興施策を進める必要があると考えています。これまで村の農業の実態を考えますと、大部分が第2種兼業農家であり、主に作業を高年齢層が担っていたわけですが、原子力災害の避難生活により、これら高齢者が農業に対する気力も体力も奪われている状況にありますので、帰村後の村の農業につきましても、除染後の農地の保全・維持、営農組織の育成など一連で進めるための仕組みが必要だと考えておりますが、なかなか難しいところかなというふうに思っております。そうはいっても考えていかなければというふうに思っております。

従来の集落営農を一步進め、農作業の中核農家への集約を図る一方、除染により失われた耕作土の改良と安心が得られるまでの期間、農地の管理を受託組織へ任せられる仕組みができないだろうかと考えているところであります。

次に、復興に係る整備でございますが、ご存じのように、戻れない人のための施策ということ、仮設住宅制度の延長と借り上げ住宅の家賃補助の延長について、ただいま国、県への働きかけをしているところでありますし、村外に復興住宅や子育てサロンなど、若い親が子育てしやすい環境を整えることによって、戻れない人への支援と考えているところであります。もちろん、ソフト的な事業も、これから考えていきたいと思っております。

また、子供たちへの研修制度、あるいは飯館独自の教育を継続していきたい、このように思っています。そのほか、避難中の営農や事業の再開支援、タブレット端末による村民同士のきずな支援なども実施してまいりたいと思っております。

次に、戻りたい人のための施策でございます。村内の線量の低い地域に復興の拠点となる公営住宅や植物工場的なこと、あるいは交流施設などを整備する一方、従来、村の中心となっていた草野地区の大谷地の村営住宅、あるいは飯樋地区の桶地内住宅、あるいはそれ以外のところなど、どんなスタイルにするか、ただいまご提言をいただいたようでございますが、そういうのをこれから検討していきたい。さらに、公民館の建てかえや草野小学校の大規模改修など公共インフラについても図っていかなければと考えております。

特に公営住宅につきましても、世帯の中でも若い人たちの帰村は、できるだけ帰っていただきたいとは思いますが、遅くなることも予想されますので、議員のご提案にありまし

た高齢者のためのケアつき住宅についても検討の中に入れなければと思っているところ  
であります。

除染の進行とあわせ、帰村に向け、郵便局や農協等の営業再開も進んでおり、商店の再  
開や共同店舗の検討、医療機関、公共交通についても整備を進め、段階的に村に戻れるよ  
う施策の展開に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

他の質問は、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、2の除染後の仮々置き場、仮置き場、減容化施設等  
についてお答えさせていただきます。

まず、それぞれの施設に何を求めるのかのおただしではありますが、まず仮置き場につい  
ては、国が示したロードマップでは、除染から出る土壌等の廃棄物の処理として、平成27  
年1月から国が設置する中間貯蔵施設へ搬入することになっており、それまでの3年間の  
保管について各自自治体で土壌等の廃棄物の保管場所として仮置き場の設置が求められて  
います。

次に、仮々置き場についてであります。除染を進める一方、当初、年内に小宮地区の  
国有林地内に搬入予定しておりました仮置き場が、樹木の伐採や敷地の造成に時間がかか  
り、除染現場から直接土壌等の廃棄物を搬入することができなくなったため、仮置き場が  
できるまでの間、一時保管場所として仮々置き場の設置を行政区ごとをお願いしている  
ところであります。

減容化施設についてであります。除染から発生する土壌、枝、草などの多量なものが  
あり、その保管にも多量な面積が必要となることから、焼却等により幾らかでも保管する  
廃棄物量を減らす施設として減容化施設の設置を求めているところでございます。

次に、それぞれの施設に何を要求していくかですが、まず仮々置き場、仮置き場  
については、村内全体に降り注いだ放射性物質を除去し、仮々置き場、仮置き場に集約さ  
せ、遮蔽保管することです。生活空間の放射線量を低減させるとともに、村民を放  
射性物質から隔離させ、安心を与えることができるものと考えております。

また、減容化施設については、保管する廃棄物量を減らすことにより、自治体で確保す  
る仮置き場の面積を縮小することができ、行く行くは中間貯蔵施設の確保面積の縮小が図  
られる施設になると考えております。

いずれにしましても、これらの施設は国が示している計画期間を超えて地元で保管する  
ことのないよう要請をしております。それぞれの施設は除染を進める上で必要な施設と  
考えておりますので、施設設置に当たりましては、議会を初め村民の理解を得ながら進め  
てまいりたいと考えております。

以上であります。

12番（佐藤長平君） 私が言ったのは、線量の低減化、20ミリシーベルト、どんどんと下が  
ってきているわけなのであります。この中で出てきたのが区域の見直しの避難解除準備区  
域というところであります。これをひとつ置いておいて、今まで説明された復興の拠点、  
これは低線量のところということでありました。でも、この状況が少し変わったのではな  
いか。つまり、6分の3にしても6分の4で区域見直しになったとしても、除染が完了次

第、準備区域はふえていくのではないかと。つまり、除染の成果がよかったところについては、草野でも飯樋でも、それぞれ準備区域化に、区域割りが変更していくのではないかと。この復興住宅等々は計画できるのではないかと私は考えるんですが、この件について所見を求めます。

村長（菅野典雄君） 今のところ、日を迫うごとに線量が下がっていく、こういうことでありますし、除染をすれば、どんどんと区域は低いほうに移る、こういうことでありますから、それに沿ってできるだけ復興計画をつくる、こういうことであります。

どこにどういう配置をするかということでは、前からお話ししていますように、これまでも草野を中心に飯樋、そして白石と、こういう3つの核でやってきたわけでもありますので、そこはこれからもやはり核としてやっていかなければならないのではないかと思っています。ただ、村の復興というものは、こういうことでありますから注目されて、どんな復興になっていくかということがありますので、その辺の効果とか、あるいはこれからの発展など、総合的に考えながら、この3つの拠点のどこにどういうふうな配置をしていくかのが村にとっていいことなのか、あるいは将来につながるものかということを考えていければと思っておりますので、今後第3版の中ではかなりその辺が具体化されていくのではないかと、このように思っていますので、またご意見をいただければと思っております。

#### ◎休憩の宣告

副議長（志賀 毅君） 喫飯のため、休憩をいたします。

再開は午後1時10分といたします。

（午前11時57分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午後1時09分）

議長（佐藤長平君） 議長を交代いたしました。

6番 佐野幸正君。

6番（佐野幸正君） 第10回飯館村議会定例会において3点6項目について質問いたします。

原発事故より1年9カ月になり、避難生活も1年半になりました。避難生活にもなじんできているこのごろでございます。一方、避難生活になじめず古巣を離れる人、また近所づき合いが苦手な人、外に出ない閉じこもりの人もおります。多くの村民は、この避難生活がいつまで続くのか、また賠償金がいつ打ち切りになるのか、借り上げ住宅や仮設住宅の助成がいつまで続くのか、心配しているところでもあります。除染の進み方の見通しがつかない中、いつ飯館村に帰れるのか心配しているところです。この村民の不安を取り除くため、帰還のスケジュールを示すべきと思いますが、村の考えを伺うものであります。

次に、仮設住宅の暮らしについて伺います。

今まで仮設住宅、不備ばかりでございましたが、徐々に整備されてきております。床下の暴風、風呂の追い焚き機能、物置の設置、集会所の小改築等、大分改善してきました。だが、集会所そのものが小さいため、大きな催しするとき全員が入れない状況です。また、

冬期間、小さな運動などできないところでもあります。住民は、小さな体育館のような建物があつたらよいな、つくっていただきたいという要望があります。伊達東や相馬仮設などには大きな建物があつていいなという声があります。村の考えを伺うものであります。

2番、仮設住宅の住民の多くは高齢者やひとり暮らしの方々です。飯館の家にたまに帰ってみたい、少し飯館の空気を吸ってきたいと思っている人もたくさんいます。でも、帰る手段がない。子供たちに迷惑はかけられないとの理由で我慢しております。これからの帰村のためにも、月1回ぐらい飯館村に帰れる対策をとれないか伺うものであります。

3番目、直売所「なごみ」が仮設内にあり、住民が重宝しているところであります。だが、月曜日は定休日となっており、利用できません。また、隣のラーメン屋も定休日で休みであります。直売所「なごみ」を見ますと、スタッフが4名いるようですが、普通、あのぐらいの店でございますと、民間だと1人でやれるような店と思っておるところでございます。4名いるスタッフのローテーションを変えるなどして月曜日も営業して住民サービスをしてはいただけないのか伺うものであります。

次に、復興住宅について伺います。

飯野地区に予定されている復興住宅、町の中心部にあり大変利便性のよい土地と思っております。この土地購入価格約1億円、中心の工場の取り壊しが2,000万円程度予定されておるところです。例えば、50戸復興住宅をつくるとすれば、1戸当たりの土地代、240万円にもなります。これだけの負担を伴うものですから、この土地は有効利用するべきと思っております。復興住宅ですから、1戸建てなんていうのはやっぱり無理だと私は思っております。集合住宅、高級なアパートにして、戸数を多くつくるべきだ、このように思っております。

また、残っている中心の工場、建物は取り壊さず、集会所や体育館、物置などに活用すべきと思います。先般、総務文教委員会で所管調査でも、この工場用地の建物を壊さずに有効利用すべきとの提案ですので、村の考えを伺います。

村長（菅野典雄君） 6番 佐野幸正議員のご質問にお答えをさせていただきます。

帰村についてというご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

災害救助法による仮設住宅の設定は最大2年とされておりますが、過去の阪神・淡路大震災の例からも、随時延長され、事態が収拾するまで継続されたところがございます。したがって、現在運用されております借り上げ住宅制度は「みなし仮設住宅」としての制度運用ですので、避難解除されない限り、同様に随時延長されるものと考えておりますが、なお国に対しても避難期間中に制度が打ち切りになることのないよう要望してまいりたいと思っております。

また、避難解除されても、子育てや放射能への不安、家庭の事情などさまざまな理由ですぐには村には戻れない方も多いためと予想されますので、避難解除後も借り上げ住宅や仮設住宅が一定期間維持されるよう国県に要望しているところであります。

次に、帰村についてのスケジュールを示すべきのご質問ですが、現在、環境省の本格除染が始まったばかりであり、除染の完了時期は依然として不透明であります。環境省のスケジュールでは、平成24年と25年の2カ年をかけて村の居住空間及び農地の除染を完了

させるとのことです。ご承知のように、当初の予定からは大分おくれており、現段階をもって帰村スケジュールを示すことは難しいわけですが、除染の進みぐあいにはよりありますが、平成26年の秋ぐらいか遅くとも27年春当初には帰村宣言を出したいものと考えておりますが、あくまでも希望であり、予想の域を出ないところであります。

村といたしましては、従来からお話ししているとおり、帰村宣言は除染が完了して、村の7割から8割程度の方が戻れる状況になったときと考えておりますので、ある程度の見通しがついた段階で、議会初め関係各位の方々と協議をして決定したいと考えておりますので、ご理解をお願いするものであります。

2つ目の仮設住宅、復興住宅については、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 私からは、仮設住宅の暮らしについてのご質問にお答えいたします。

○ 仮設住宅の生活も間もなく2年になります。その間、物資やイベント等、全国から多くの方に支援いただいてまいりました。今までの生活環境とは違う中、避難された村民にとって勇気、あるいは希望、励みをいただき、今日まで過ごすことができたと思っております。現在の仮設住宅は、各団地に集会所、談話室が設置されています。主にお茶会や健康教室、各種趣味の集いに使用されていますが、全体の集会などでは狭い状況であります。また、イベント等でも集会所の収容人数が限られておまして、テントの併用、あるいは野外での開催が多くなっている一方、イベントがふえるにつれて自治会等の負担も大きくなっているのが現状であります。

大きな催し物ができない、小さな体育館のような建物をつくることできないかのご質問ですが、催し物の頻度等を考えて、現在の集会所の増設などで対応することが日常の使用の利便性向上と考えていますので、松川仮設の現状を踏まえ、今後県との協議を進めさせてまいりたいと思います。

○ 2つ目のご質問ですが、高齢者等で交通手段のない方の一時帰宅ということでございますが、避難区域の見直しにより村は3つの区域に再編されたわけですがけれども、申請により村内事業所の再開が認められ、また国直轄の本格除染も始まりましたので、一步一步ではあります、復興のための事業を進めることができるようになりました。

一方、仮設住宅などの避難生活も既に2年目の冬を迎えており、村民の避難生活が長引く状況の中で、特に高齢者など、移動手段のない方については、ご自宅やふるさとの現状を気にしながら不安の中で生活されている実態についても承知してございます。

議員からご提案いただきましたように、月1回程度帰れるような対策を急いで考えなければいけないと思っております。一時帰宅の方法としては、仮設住宅等からマイクロバスを仕立て、行政区ごとか隣接する複数の区を対象に、日にちを決め、日帰り、住居近くで降りていただき、自宅で一定の時間を過ごしていただき、また帰りのバスに乗りいただく、そして仮設に戻るというような手順を考えております。希望者の取りまとめなど、自治会ともご相談することになると思いますが、今後具体的な方法を煮詰め、実施に向けて検討してまいります。

次に、直売所「なごみ」、月曜日も営業できないかというご質問でございますが、直売所「なごみ」は、平成24年1月から松川第一仮設住宅敷地内に中小企業支援機構の支援を受けて、飯館村直売所「まごころ」の代替施設として開店いたしました。営業日時は、火曜日から日曜日の、当初は午前10時から午後6時ということでございました。現在、スタッフ5人の早出・遅出のローテーションで火曜日から日曜日の8時半から午後6時まで営業時間の延長を図ったところでございます。

平成24年1月から9月までの曜日別の売り上げ割合を見ると、火曜日から日曜日の来店者数あるいは売り上げ割合に大きな差はなく、曜日を問わず平均的な来店状況でございます。

なお、ご指摘の件は理解できますが、職員の労働条件も考慮しなければいけませんので、現状の営業形態で運営させていただきたいと考えております。ご理解をお願いいたします。  
総務課長（中井田 榮君） 私からは、3点目の復興住宅に関するご質問について、関連がありますので2つをまとめてお答えさせていただきます。

村の学校につきましては、震災以降、川俣町の空き教室を借りて再開し、その後、川俣町に仮設小学校、飯野町に仮設幼稚園と中学校を建設し授業を行っておりますが、1時間余りもかけてスクールバスで通学している子供たちとその親の負担を幾らかでも軽減しようとのことから、飯野町に村外子育て拠点となる復興公営住宅の建設を進めております。現在、新まidea村構想推進準備委員会の中に復興住宅とインフラ整備のプロジェクトである第2分科会を設け、検討しているところでございます。

去る11月30日には、復興庁及び県の協力により、住民意向調査票を全戸に配布いたしました。このアンケートにより、村外子育て拠点への入居意向や住宅のニーズについて把握したいと考えております。

また、今年度の国交省予算で復興住宅の基本構想策定に係る事業が利用できましたので、平成25年3月までには基本計画をまとめ、速やかな建設につながるよう事業を進めたいと考えております。

佐野議員からは、集合住宅にすべきとのご意見であります。アンケートの集計にもありますが、過去2回の意向調査では、離れ離れに避難している家族が一緒に住めるような住宅や1戸建てを望む声が多く、それらの意向を踏まえながら、1戸建てがよいのか集合がよいのか、あるいはミックスしたものがよいのか、専門家や各方面の方々の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

また、ご質問の2点目の現地に残っている工場の建物について集会所や体育館等への活用は図れないかのご質問でございますが、佐野議員もご承知のとおり、現在予定されている用地は面積的に限りがあり、既存の施設を踏まえた配置計画や再利用のための改築を考えますと、取り壊したほうが利用しやすいのではないかと考えております。

まずはアンケートの結果を踏まえて、要望が多い場合は他の場所についても復興住宅を検討しなければならないのではないかと考えているところでございます。

6番（佐野幸正君） 帰村のスケジュールのことでございますが、議長も同じような質問ありましたが、公共施設の除染、年度別に示されていない。また、村内の復興住宅、ある程度、

年度を示していただきたいと思います。また、商店街の復旧の度合いの進め方などもお知らせ願えればありがたいと思います。

村長（菅野典雄君） 公共施設の年度別ということ、年度というのは、国が言っているのは今25年度と、こういうことですので、なかなか年度的にはどうなのかなど。示すのは25年度ということになるだろうと思いますが。ただ、1回やったところをもう一回やる場所、あるいはこれから使っていくであろうところを除染するとか、そういうものは当然出てくるだろう、こんなふうに思っていますので、一覧表をつくり、国のほうにしっかりとその辺をさせていく、こういうことは必要だろうと思っていますので、今ご意見いただきましたので整理をしておきたい、このように思っております。

商店のほうであります、公共的なものは、診療所は帰村と同時に戻る、こういうことでもありますし、郵便局は、1局であります、12月25日にオープンということになるようですし、農協は4月1日から、こういうことありますから、残すところは我々のライフラインの中の商店、こういうことだろうなと思っております。なかなか商店の方は、戻ってもどれだけ商売になるかという問題がありますので、一番難しいのではないかという気がします。戻るということになれば、ある程度移動販売的なこともとりあえずの間、あるいは場合によってはこれから長い間かもしれませんが、考えていきながら、できるだけ既存の商店の方に戻っていただくような、こちらからの応援策なりなんなりも必要になってくるのではないかと、このように思っているところであります。

6番（佐野幸正君） 次に移ります。

仮設住宅の暮らしについて伺うものであります。今、私は松川第一に住んでおります。松川第一と第二、隣り合わせておりますが、催し物が多くて、大きな催し物をやれば、いっぱい入れないというような状況もたくさんあるところでございます。これから冬に向かっては、お年寄りもある程度運動しなければ体がもたないということでございますので、体を動かせるような場所をつくってほしい。それは第一と第二合同でも結構ですので、ぜひそういう建物をつくってほしいという要望がありますので、いかがでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 松川第一の集会所については非常に狭いという認識はしてございます。相馬仮設の集会所については増築をしていただいた経過がございまして、そういう流れもありますので、松川第一仮設、あるいは第二仮設については、増築ということで県と協議をしていきたいと考えておりますが、小さな体育館ということになると県でも今までは例がないので、非常に難しいという感触でございます。ご理解をお願いできればと思います。

6番（佐野幸正君） 次に進みたいと思います。

直売所のことでございます。この直売所、私、4人だと思っていたんですが5人ということですが、売り上げは幾らぐらいあるんでしょうか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） お答えいたします。

今まで統計をとってございます。ことしの1月から10月までのデータをまとめてございますが、大体平均しますと、月130万円から140万円。10月は客数もちょっと伸びまして145万9,000円ほどの売り上げでございまして、10月の1日平均が5万6,141円です。客単価が

884円ということでございます。今までトータルは、余り意味がないんですけれども、1,136万円ぐらいの売り上げということでございます。

6番（佐野幸正君） 伺うところによりますと、月130万円、140万円売り上げがあるということでございますと、収益は10%では14万円、15万円、20%でも30万円以下だと。それでも5人で運営している。一般の民間ならば、1人、2人いれば十分な規模の施設だと。親分は外商でもして自分の給料ぐらい働いてこななければならないというような立場だと私は思っております。なぜもう少し少ないスタッフで、またスタッフが多ければ、なぜ月曜日できないのか、その辺のところを伺います。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 5人というのは店長といいますか責任者も含めての人数でございますが、最近トラックを使いまして、若干、移動の販売なんかもしているということもございまして、それから、この施設、まさに避難先の仮設住宅での利便性を図ることが大きなねらいでございまして、売り上げを考えれば非常にコストのかかる施設ということでございますが、やはり避難している村民の皆さんの目線で、少しでも生活の中に不安を取り除きながら、また村民のスタッフがいるということで、ある意味で潤いをそういったところに演出していくということかと思っております。民間の視点ということになると厳しいわけでございますけれども、村としては、こういった施設は非常に大事な施設でございますので、今の状況を改善できるところは改善しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

6番（佐野幸正君） 仮設住宅の住民に添ってということでございますれば、なぜ月曜日は休まないでできないんですか。伺います。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 雇用の関係でいいますと週5日という勤務がございまして、しかも1日8時半から6時というちょっと時間的には長い時間がございまして、そういうローテーションから考えると、今の5人のスタッフで目いっぱいということでございます。人員をふやせば月曜日ということではあります、今抱えている事業、緊急雇用の枠の中で県の基金を使ってスタッフを雇用しているという背景もございまして、これ以上増強というのはなかなか困難なのかなと考えております。

6番（佐野幸正君） なんでかんで2人でなければ、公金扱うから2人でなければできないと、こう私は店長に言われたんですが、何も2人でなくて1人だって公金扱う……。そんなかたいこと言わなくてもいいと思えますし、また日中、1人勤務でも十分と私は見ておりますけれども。そして、月曜日休むことによって、野菜や生鮮食料品のロスが出るということを考えれば、私は月曜日もぜひやってほしい、こう思っているんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 一面では確かに365日やっていけば、買うほうからすれば、消費者側から言えば、一番理想的なことだと思うんですけれども、費用対効果という面からすれば、おっしゃるとおりだと思います。一方では、今最後のほうで答弁したとおり、雇用の確保、避難して雇用確保というのが一面ではあって、それとあと労働条件、労働基準法に触れないようにするためという、その両面があります。ですから、改善できるところは改善してこれからもやりますけれども、1日月曜日どうしてもやってほしいというふうにな

れば、また別の組み立てが必要になるんです。今の体制ではない組み立てが必要になるものですから、1日だけ何とか我慢してもらおうというわけにはいかないのかなと、私も答弁の協議をした際にそういうふうに思いましたけれども、なかなか今労働基準法の関係もある、それからできるだけ仕事のない人を雇用するというのもある、その両にらみでやっているものですから、買うほうから言えば、まさしく毎日やってもらったほうがいいのだと思いますけれども、その辺は何とか説明をしながら1日だけ店舗を休ませてもらうということをお願いしたいなど、こんなふうに思っていますが、どうでしょうかね。

6番(佐野幸正君) 雇用を守ると。雇用からすれば、何もローテーションを変えて1人勤務になる時間があっても、十分にそれはクリアできると思いますが。無理して働くとか働く人を少なくしろなんて言っているんでないんです。ちゃんとその中においてローテーションを変えれば、十分に月曜日も営業できるんじゃないか、こう言っているんです。

副村長(門馬伸市君) 私は現場のほうをよく把握しておりませんので、実態を私も行って見たいと思います。それで、もし勤務条件の中で今の5人でできるのであれば、そういうふうにしたいたと思いますけれども、なお実態調査させてください。1人でいいといっても1人で本当にできるのかどうかというのは私わかりません。ですので、佐野議員は1人でも店は十分だと言っていますけれども、その辺の勤務条件のこととか防犯対策のこととかいろいろありますから。普通、コンビニだって、あれほど狭いんですけれども、2人は必ず常駐していますよね。(「そんなことない」の声あり) いやいや、それは違反してやっていると思います。必ず2人が条件のはずですから。その辺は勤務実態をもう一回精査させていただいて、できるのであればそういうふうにはしたいと思いますけれども、もう一度調査させてください。

6番(佐野幸正君) 参考までに、店長に伺ったところによれば、私らは公金を扱うから1人体制はできないんだと、こう言われたんです。何で1人だから公金扱われないのか、おかしいと思っているんですが。

別の問題に移りたいと思います。復興住宅でございしますが、アンケートをとるといことになれば、誰も広いところに入って1戸建てというのが、金さえ出さないのならば、これは理想だもの、そうアンケートでは出てくるのは当たり前だと、こう私は思っております。でも、そこに入れない人からすれば、非常にぜいたくではないのかなと。避難している身で、避難する前が1戸建てに入っていたから飯野に出てきても1戸建てでなければだめだなんていうのは、それはちょっと、村民全体から見れば、行き過ぎではないのかなと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

副村長(門馬伸市君) おっしゃることは十分わかっての上で、今、復興住宅の計画を進めております。ですから、人数を多く入れるのであれば、まさしくそのとおりだと思います。しかし、この前もやっていた山古志の、避難して復興住宅、戻ってつくった際に、かなり普通の住宅とは違って工夫されていたようです。ですから、精神的にかなり避難して疲れている、それにまた同じような住宅に住む、みんなは入れないと思います、みんなは入れませんが、一部であっても、ストレスを持ったまま、また同じような建物に入る、これはある意味では避難している例えば借り上げアパートに入っているのと同じよう

な、新しいというのはわかりますけれども、そうではなくて、アンケートの結果からも、1人世帯だけではなくて、2世代、3世代が離れて暮らしている人もおります。ですから、一部では避難する前の家族が一緒に住めますというような形のエリアもつくらなければならないと思うんです。みんなアパート式ではなくて。ですから、先ほどの答弁のように、いろいろな形が考えられますので、今そのために住民の意向を聞いているんです。聞いたって、それはいいほうに回答を出すのは決まっているんだというのは確かにそうかもしれませんが、そう決めつけるというのも行政側としては余りにも無責任だと思います。みんなそう思っているんだから、そんなのは当たり前だからというのは、それはわかりますけれども、そうではなくて、住民一人一人の声を聞いて復興住宅をつくると言っているわけですから、それとは逆行するような行政主導の、一部ではあってもいいと思うんですけれども、そればかりではだめだと思いますので、もう少しアンケートの結果を見たり、あるいは地形、これも8反6畝ぐらいしかありませんので、そんなに1戸建ての住宅がいっぱいつくれるような状況でもありません。ですから、先ほどのミックスみたいな形も十分考えながら、少しでも避難している村民の皆さんに村の復興住宅に入っていただく、安らぎの空間というのも大切ではないのかなと思います。

飯野だけではなくて、川俣のほうも考えていますし、またその他も、どうなるかわかりませんが、1カ所だけではないと思いますので、いろいろな住宅の形、構造なども工夫があつて、減り張りがあつていいのではないかなと思っていますので、ぜひ、1つのアパートだけということではない形で考えていますので、ご理解いただければと思います。

6番（佐野幸正君） 村民、今の世帯数は、約3,000戸と言ったですね。その中において復興住宅、幾らつくるのか、私まだ詳しいことは聞いていないからわからないんですが、50戸、多くても100戸だと私は思っていますが、なぜその人たちだけ優遇されなければならないのか。また、間取りにおいては、大きい間取りの集合住宅もできると。また、完全なる防音も、きちんとすればきちんとできると。その辺の対応はつくり方と私は思っているんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 村外での復興住宅の基本といいますか原則は、子育ての拠点施設ということで第一義的には考えているんです。全員が対象ということではなくて、子育て世帯のまず復興住宅をとということでありますから、そのことからすれば、子供が多い家庭もありますし、少ない家庭もあるかと思えますけれども、そういう意味では1戸建ての住宅もあつて、あるいは普通のアパート形式の住宅もあつて、それでいいのではないのかなと思っています。

3,000戸の話をしましたけれども、全員に復興住宅に入ってもらおうということは、とてもじゃないが村でなんかはできっこありませんし、当然、限られた戸数にならざるを得ないというのも理解いただけるのではないかと思います。

今回は村外ですけれども、村内にも第2弾として考えていますから、お年寄りの皆さんとかそういう方々のためには考えていますから、それはそれとして、村内にも今のような復興住宅も考えている、こういうことでもありますから、原則は、全員なんていうのは無理なので、まずは子育ての世帯をと思っていますが、希望どおりにはならないと思います。

ですが、少しでも子育ての皆さんが安心して住めるような、そういう住宅をまずつくって、あとまた第2弾、第3弾は議会の皆さんとも相談させていただきますけれども、そんな形でありますので、今の防音とかいろいろな対策を立てればそこでもいいのではないかという話がありましたけれども、そうではない形で、もう少し皆さんの声を聞いて、建てる際にはまた協議させていただきますので、ご理解をいただければと思います。

6番（佐野幸正君） 何戸つくる予定でございますか。（「休議を」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩します。

（午後1時53分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 再開いたします。

（午後1時53分）

副村長（門馬伸市君） まだ、1戸建てが何戸で普通のアパートが何戸でというのはまだ決まっておきませんので、これからなんです。でも、常識的に考えれば、あそこの面積が8,700平米程度ですから、30戸から、うんとつくっても40戸ぐらいではないかと思えます。ですから、その範囲内になります。

6番（佐野幸正君） 村内ならば1戸建てで悠々の家をつくるというのは当たり前でございますが、あくまでも飯野の町の中心部につくる。飯野の村民から、何だ飯館は、あんなところの土地に1戸建ての復興住宅をつくるんだらうかと不思議がられては、非常に私はいまよくないと思えますが、そこら辺をどう考えているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 何回もお答えさせていただいていますが、1戸建てを全部そこにつくるということではなくて、これからなんです。ですから、1戸建てが何戸になるかもこれからですし、全て1戸建てにするつもりもありませんし、全てアパート式というのもどうなのかなど、こういうふうに思っていますから、正式に図面といいますか、概略図ができましたらばまたご相談させていただきますけれども、飯野の皆さん、多分全部1戸建てにすれば相当批判あると思えますけれども、数戸であれば、そんなに飯館ばかりという話にはならないのではないかと。避難している身ですから大変だなというふうに思っているのではないかと思っています。

6番（佐野幸正君） あの土地に30戸や40戸つくったのでは非常にもったいない。2階建ての市内にあるような賃貸住宅並みでいいものをつくる、そして戸数を多くつくって十分入ってもらおうというような対策をとったらよいと思っております。

また、中心地の建物ですが、50戸からつくとすれば集まる集会所、また子供たちの拠点ということになれば子供たちの遊ぶところ、屋内体育館も必要だ、また物置なりなんなり非常に必要になると思えますので、後からつくるよりは、あるものを有効利用してやったら私は非常にいいと思っているんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） あの現場を見ていただければおわかりだと思いますが、あの建物、ちょうど南手のところにどかんと建っていますよね。これから復興住宅をつくる際に、村としてはあれを更地にするつもりですから、当然住宅だけでは殺伐とした感じの、町の中心

地に建っているような建物になりますから、少なくとも子供たちのいる世帯を対象にしたような住宅に、先ほど話したとおりですから、ちょっとした公園的なものも必要ですし、あるいは集会施設、先ほど仮設の話がありましたけれども、当然そういう、30戸ぐらいの住宅が住むようになれば集会所がないと困りますよね。ですから、それをバランス的につくったほうが、それを残したよりも整理した住宅街ができるのではないかと思います。あの建物は非常に堅固な建物です。ですから、違和感もあります、あそこにどかんと建っていると。ですから、面積を有効に活用するには、多分あれを取り壊したほうが整理された住宅街ができるのではないかと、こんなふうに思っていますので、総務文教では残したほうがいいという話になったと先ほどお聞きしましたけれども、そうではない形を考えているものですから。なお、図面ができましたらば、またご相談したいと思います。

6番（佐野幸正君） 考え方の相違というんですか、堅固な建物だからこそ残して、私は有効利用したほうがいいと。2,000万円かけて改築するならば非常にいい建物ができるし、東側の土地の分だけで集合住宅にすれば、悠々50戸も100戸もできる。それは考え方の違いだと私は思いますが。見方が一方できちんと更地にして最初からやらなければならないという考えは私は捨てるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） まだ決定したわけではありませんので、これからアンケートもまとまりますし、回収しますし、また議員の皆さんともご相談させていただきたいと思いますが、現在のところは一応更地にして、あそこ一帯を有効利用したいなど、こういうふうに思っているものですから、そういうお答えをさせていただきました。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 5番 北山文子さん。

5番（北山文子君） 第10回議会定例会に当たり、2点3項目について質問いたします。

あの震災、そして原発事故から1年10カ月になりました。行政でも一生懸命事に当たっていただいておりますけれども、一人一人に寄り添ったものになってはおりません。今までにないことだと言いながらも、余りにも進まない除染、また震災対応に、村民は信頼や希望をなくして、怒りをあらわにしております。そして、家族はばらばら、長引く避難生活での不調、先行きへの不安など、大変苦しんでおります。また、区域割り設定については、村民の中では不服、納得がいかないなど、反乱が起きているような現状だと見ております。この飯舘村が再びよみがえるまでに多少なりとも時間はかかったとしても、きちんとした除染をし、未来ある若い人たちと子供たちがまた戻ってこれるような村づくりを整備するべきと思っております。

まず、1点目の質問について。健康の追跡調査について。今回の原発事故により大量の放射性物質が環境に放出されたことで多くの村民が健康への不安を持っております。長引く避難生活や放射線への不安などにより村民の健康にさまざまな影響を及ぼすと心配されることから、内部被ばく検査、甲状腺検査、総合健診などが実施され、健康状態の把握に努めておりますけれども、なおも新聞などの情報からすると他の市町村でも多くの人が健康被害を心配されています。その後の村民の健康状態はどうか、特に子供に対する健康の追跡はどうされているのか、お伺いいたします。

2点目の質問について。子育て世代への対応について。

1点目、ままでの復興計画の中で3段階に分けた施策順序が示されておりますけれども、戻りたい人、戻りたくても戻れない人、戻らない人、それぞれにさまざまな家庭事情があります。そのような状況の中で、村が抱える子育て世代への対応についてお伺いします。

また、飯野地区に復興住宅を予定しておりますが、子育て世代の意見が十分に反映されるのか、福島市内のように便利でなくても、ある程度ニーズに応えられるものになる整備ができるのか、所見を伺います。

2点目の2の質問をいたします。帰村のための村内拠点整備について、いたてまでの復興計画の中では、多くの子育て世代も安全・安心して入居できる施設が求められております。このような施設を村の拠点整備と同時進行で進める必要があると思っておりますが、所見を伺います。

また、戻りたくなくなるような魅力ある施設の整備も必要と思っておりますが、所見を伺います。

以上2点3項目について質問いたしました。明快なる答弁を望みます。

村長（菅野典雄君） 5番 北山文子議員のご質問にお答えします。

2点ありますが、子育て世代への対応についてでございます。2点関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

全村避難を余儀なくされ、とりわけお子さんをお持ちの世帯は、なれない土地で、放射能や将来への不安、子供の教育など、さまざまな不安を抱えながら避難生活を送っておられるものと承知しております。また、多くの方が、片道1時間ぐらいかけてのスクールバスで村の学校に通わせており、これらが大きな負担になっていることも承知しているところでございます。このため、村外子育て拠点の整備につきましては、村の仮設の幼稚園や小中学校が建つ福島市飯野町や、これからであります川俣町に、子育て世代の負担軽減のための復興公営住宅を建設したい、このように考えているところであります。

復興住宅につきましては、全村避難により、これまで一緒に暮らしていた世帯が複数箇所に分かれて暮らすことを余儀なくされております。2世代、3世代が同居できる住居や戸建てを望む声が多いようですので、それらの希望も踏まえながら、平成25年度中に建設、平成26年度のできるだけ早い時期に入居できるようなスケジュールを見込んでいるところでございます。

現在、復興住宅に関する意向調査を実施しておりまして、このアンケートを結果をもとに戸数や機能について建設計画に盛り込んでいきたい、このように思っております。

村までの復興計画では、復興住宅とあわせて子育てサロンやキッズガーデンなども建設を予定しておりますが、用地的制約や地元福島市との調整もありますので、入居者の意向把握に努めながら関係機関と協議の上、早急に整備をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、帰村のための村内拠点でございます。草野の大谷地住宅、飯樋の桶地内住宅、白石住宅など、既存の公営住宅の整備・修繕に加えまして、公民館の建てかえ、草野小学校大規模改修など、村の既存のインフラについても整備する一方、村内の線量の低い地域に帰村のための村内拠点を整備したいと考えているところであります。

村外の子育て拠点の検討を優先に協議してきたため具体的な計画は現在まだ出ておりませんが、離れ離れに暮らす家族と一緒に暮らしたり、あるいは家庭菜園などがあるなど、ある程度余裕のある空間を確保した復興公営住宅を整備したいと考えているところであります。

また、再生可能エネルギーというものをうまく活用し、花をテーマとした多面的利用が可能な栽培施設や、村の復興の記録展示や、将来交流拠点となるような「までい館」の建設についても検討しており、雇用につながるような施設の建設を考えているところであります。

村内拠点につくる復興住宅の対象といたしましては、高線量ですぐには自宅に戻れないが飯館村に住みたいという方や、家族と離れて暮らさざるを得なくなった高齢者、あるいは村の企業に通うために新たに村に住居を求める方など、いろいろな想定ができるわけがありますが、他の2地区とも織りまぜながら、再生可能なエネルギーの活用や高気密・高断熱の住居で暮らしやすさを実感できる機能も持たせたいと考えております。

これら復興住宅は、復興の一時期だけの利用にとどまらず、将来的には新たに村に移住を希望する方々の受け入れや交流事業に活用できるよう、あらかじめ機能や配置について考えていきたいと思っております。

子供たちを村に戻すタイミングは非常に厳しいものと考えておりますが、まずは徹底した除染を行い、生活空間の放射線を下げた上で、放射線を正しく理解し、正しく怖がる基礎としてリスクコミュニケーションを重ねながら、段階的に村に戻れるような施策を取り組んでまいりたい、このように思っているところであります。

健康のほうは、担当の課長のほうからお答えをさせていただきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、北山議員の健康の追跡調査についてのご質問にお答えをさせていただきます。

おただしのとおり、今回の原発事故によりまして広い地域に放射性物質が拡散し、県民に限らず、多くの市町村の住民が健康に対する被害を心配しているものと思います。避難している飯館村民の健康状態を見ますと、避難による生活環境の大きな変化による運動不足やストレスなどから体調を崩している方も多く、生活習慣病などのリスクも高くなっていると思われまます。

これらの状況を踏まえまして、村といたしましては、村独自に実施しております内部被ばく検査、甲状腺検査、県と行っております県民健康調査及び村の総合健診、それに伴う健診結果説明会や訪問による健康指導、健康相談、60歳以上の方の運動を中心とした健康教室、心の相談会、避難先でも簡単にできる料理教室などを行ってきております。

特に子供に関する健康対策といたしましては、15歳以下の子供を対象とした健診を今年度から県民健康調査の一環として県内外の小児科医で実施しているところであります。また、子供の健やかな成長と子育ての不安解消を目的としまして、遊びと心の相談会を年3回ほど実施しております。毎回30人から40人ほどの親子が参加して、子供は思いっきり体を動かして遊び、親たちは専門家にじっくり相談をしていただいているという状況でございます。8月からは心の相談員による訪問活動なども行っております。

そのほか、村独自の取り組みとして、内部被ばく検査だけでなく、他市町村でもほとんど行っていない甲状腺検査を村独自に実施しているところであり、8月から11月末までの4カ月間に19歳以下の子供さん、甲状腺検査では342人、内部被ばく検査で140人の方が検査を受けております。

しかしながら、放射線による健康リスクが大人より高いと言われている子供全員の健診や各種検査のデータを継続的にとっていくということが必要ではないかということを経験してきて、来年度以降、幼稚園や小中学校での検診項目に内部被ばく検査や甲状腺検査を含めることができないか、教育委員会とも検討をしてみたいと考えているところがございます。

また、健康状態を追跡するという観点から考えますと、村民一人一人が自分の健康を把握して、日ごろから自分の健康に注意を払ってもらうということが健康管理の上からも最も大切なことの1つだと思います。そうした点からも、健康手帳を活用することはとても意義があることだと思っております。一方で、村では現在3つの健康手帳が存在しているという状況でございます。去年、村が作成いたしました、放射線の影響が大人より大きいと言われている18歳以下の村民を対象に配布いたしました「までののからだ健康手帳」、このほかに「負けねどいいたて」さんが19歳以上の村民を対象に配布した「健康生活手帳」、それから県が県民健康管理調査の基本調査、これは4カ月間の調査ですけれども、実施した方に対して配っている「県民健康管理ファイル」という3つがございます。

村といたしましては、この3つの中で県民健康管理ファイルがさまざまな検査の結果をまとめて記録、保存できるようなファイルの形になっていることもありまして、これに一本化するのが最もよいと思っております。また、県及び県立医科大と調整いたしました結果、県民健康調査の基本調査を提出しているかないかにかかわらず、今年度中に県から全村民へこのファイルが郵送されることになりましたので、今後この健康ファイルを県民の健康調査に役立ててまいりたいと考えております。

以上であります。

5番（北山文子君） 健康についてですけれども、以前、健康手帳など3種類お渡しになった中で、県が示された健康管理ファイルに記録することで自分の健康の状態がわかり、安心につながるということでございます。万が一、今回の事故で、万が一ですけれども、健康被害が生じた場合についての対応なり責任はどうするのでしょうか。お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 村といたしましては、今、検診のデータベースというのがございまして、さまざまな今やっております検査データをそこに集約して、村一本化でデータを管理したいと考えております。今回これに今加わっております甲状腺検査でありますとか内部被ばく検査なども一緒にデータを入れて、村が一括して管理する方向でやっていきたいと思っております。

万一被害が出た場合でございますけれども、これは当然国それから東京電力のほうが責任を持つということになりますので、そちらに損害賠償をしていくという形になると思います。以上です。

5番（北山文子君） 個人が自分の健康に関して、このような証明書を出していただきたいというふうにお話しになった場合に、すぐ行政のほうからそのような証明が出されるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） まだ、どういった形で証明を出せるかということは全然議論しておりませんけれども、それができるために、きちんとしたデータ管理をまずはさせていただいて、そういったことがあったときには、ちゃんとした証明書なりなんなりを出せるような体制をとっていきたいと考えております。以上です。

5番（北山文子君） 子育ての世代への対応についてということで、村外拠点の子育て整備ということで、このたび意向調査を受けまして、どの程度寄り添った対応をされるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 村外拠点というのは、現在、幼、小、中、川俣と飯野町にいるわけでありまして。大方は子供さんを持った方が少しでも子供たちが同じ子供たちと一緒に飯館の学校に通っていただく、こういうことになるのではないかと、なつてほしいと、こういうことでありますので、住宅のほうは対応していきたい、このようには思っていますが、いかんせん、どれだけの方が希望しているか、あるいは今現実に子供さん方が飯館に通っている保護者の数は数多くおられるわけでありまして、それで全て済むという形ではないと思っております。したがって、住宅的に考えれば、前にもお話ししたかもしれませんが、そこで切られて、かなりの住宅費を払って、そこで生活するという形でないような対応を国にしっかりと制度としてつくっていただきたいという話であります。

なお、それはあくまでもハード的な話でありまして、ソフト的なところがどれだけできるかというのは、これからの第3版のところ盛り込ませていただくことなのかなという気がします。奨学金の問題があるかもしれませんが、授業料とかその他の問題もあるかもしれませんが、あるいは、いろいろな村の事業などに参加の件があるのかもしれませんが、いろいろなことが考えられるのではないかと。健康のこともあるだろうと思っております。それらを、あれもこれもというふうにはできませんけれども、村の財政が財政でありますから、ある程度やはり、村外であったとしても、支援ができるようなこと、これも年数的なこともあるのかもしれませんが、年数の限度というのものもあるのかもしれませんが、少なくとも村に一時期戻れない、あるいはもう戻らないという方にも、村の子供としての対応はしっかりしていかなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

5番（北山文子君） 放射能については、それぞれ親御さんの温度差があつて、今リスクコミュニケーションでいろいろと説明されておりますけれども、村外子育て拠点の場で、ある程度親御さんが、例えば小学校終わるまでとか学校に入っているうちはここで育てたいというお話があつた場合には、どの辺まで認めてくださるのか。

あと、じいちゃんとかばあちゃんと一緒に暮らしている方もいて、少し体が弱かったりするおばあちゃんもいたりして、自分の隣に置けたら施設に頼むことはないという方もいらっしゃるわけで、その辺もどんなふうに対応なさるのが、お伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） その辺の判断は、あくまでも村としては個人に委ねざるを得ないと思つ

ています。希望としては、少しでも多く戻ってもらうような環境なりリスクコミュニケーションなり、あるいは支援はさせていただくということではありますが、どの程度その裁量権があるのかというのは個人の判断に委ねる、それを少しでも村のほうに理解をしてもらうような努力を我々がする、これしかないのではないかと考えているところでもあります。

5番（北山文子君） ここに応募した方が入れなかった場合には、入れない人に対しては、どのような対応策を考えているんですか。お伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） ある程度、私らも、避難するとき、いろいろなところの住宅事情を聞いて、住宅に入るあっせんという形になるかどうかわかりませんが、させていただいたわけですので、その辺はできる限りはしたいとは思いますが、多分避難をするときの話と戻るときとのことは全く違ってくる可能性がありますので、ある程度そこに余裕を持たせるというのは先ほど話を国のほうに要望しているという話はしましたけれども、基本的には自分のところで考えていただく、最大限相談には乗らせていただく、こういうことだろうと思っております。

5番（北山文子君） 2の2の村内の拠点整備についてということで、これらが既存施設の復旧・復興と同時に進めるということでございますけれども、その中で新たな雇用を考えていると思っておりますけれども、その辺はどういうものに、ある程度年齢配分もあると思っておりますけれども、どんなふうにお考えになっているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 一般的に、こういう言い方はどうかわかりませんが、年配の方が戻りたいという意向のほうは今までの流れですと強いということですから、その方たちにできるだけ年配の方の雇用のスタイルを考えていかなければならない、このように思っていますが、今非常に心配なのは、その方たちが今までの流れの中で、土地と離れたような雇用が果たして向くのかどうかという問題もあると思っております。したがって、なんかそこら辺は土地なり植物なりとつながるような形にできればいいかと、このように思って、今いろいろ模索をしながら、1つは花の話とか、場合によってはもうちょっと簡単な単純作業のことができないかとか、そんなことを考えていかなければならないと思っております。

なお、若い方は今どんどんと雇用の募集はしているわけですので、できるだけそういうものに今のうちから移っていただくことが大切ではないかと、このように思っているんですが、なかなかその辺が出てきていただけないというところにジレンマがあるところでもあります。

しかし、どういう形であれ、幸いに約9割近くが福島市並びに南相馬、あちらのほうは相馬市、こういうことありますから、これまでよりはかなり大変な思いはしなければなりませんけれども、ある意味では通勤圏なのかなと思っておりますので、その辺どういうふうに村の復興にうまく結びつけていくか、その辺がポイントになるなど、このように思っておりますので、住民の皆さんのほうもできるだけ柔軟な考え方を持っていただければありがたいと思っております。だめなんだ、こう思ってしまうと、戻るにしても戻らないにしても、なかなか大変な状況になるのではないかと。その間にいろいろな道が開けてくる、こういうことも出てくるのではないかと。ちょっと楽観主義的かもしれませんが、何せ放

射能相手というのはなかなか簡単ではありませんので、ケース・バイ・ケースということ、あるいは本人の意思をできるだけ尊重する中でやっていかないと大変ではないか、このように思っているところであります。

5番（北山文子君） 先ほどケアつきの復興住宅というお話も伺いましたけれども、高齢化率がだんだん高くなってきておりました、ひとり暮らしという方もかなり多くなってきています。そのような方たちをどのように対応を考えているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 先ほど佐藤長平議員のほうからも質問がありましたように、以前、この震災がない前も、グループホームみたいな話がありました。ですから、そういう発想なりも考えていかなければならないだろうと思っておりますが、実は、震災に遭った相馬市はそういう棟をつくったんですが、なかなか入居がままならないという状況も、まだ確定したわけではありませんが、あるような気がします。なかなかやはり被災に遭った人の心理というのは一概にこちらが読む話にびったりという話ではないなと思っております。ただ、少なくとも年配の方が戻りたい、若い方はちょっと様子を見たい、こういうことが現実にある可能性は十分あるわけでありますから、その対応をどうするかということでありまして、家でということになれば、先ほどもお話をちょっと申し上げましたけれども、移動的なものを村のほうである程度考える、あるいは医療についてもそういうことも考える、福祉のほうについても、そういうことだろうと思っております。いずれにしても、手がなくてはなかなか難しいという状況に今ぶつかっております。福祉施設も、戻れば、多分、デイサービスとかお風呂に入るのをやるとか、いろいろなことが出るだろうと思うんですが、いかにせん、人手不足では動きがとれない、こういうことでもありますので、年配の方の対応をするということは、ある程度年配でない方たちのお力もかりなければ進めていけない、こういうことでもありますので、その辺の難しさはありますが、一つ一つやっていきたい、このように思っております。

5番（北山文子君） 最後になんですけれども、教育長のほうに、村に思いを寄せる学習として、どのようなことを今後子供たちに取り組みもうとしているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

教育長（廣瀬要人君） 一番最初の飯樋議員の質問の中にも若干ありましたが、飯館村の子供たちの実態を考えれば、飯館村の教育委員会としては、優先順位を間違えないできちっとやっていくべきだろうと思っております。1つは、子供の命と健康を守ることを最優先にしたい。2つ目が、今北山議員からもありましたように、ふるさとを思う教育といいますか、ふるさと教育をきちっと計画的に発達段階に応じてやっていきたいと考えております。県で言う学力向上は、私はその次あたりじゃないかと思っております。

なぜ、ふるさとを思う教育、ふるさと教育を大事にしたいかということ、将来、飯館村の復興、再建の担い手となるこの子供たち、子供たちが担い手になるわけですけれども、将来そのエネルギーは、村を愛する気持ちがエネルギーになるんだろうと思っております。したがって、小学校から中学校まで9カ年を見通したふるさと教育を新年度からきちっと教育計画の中に位置づけて取り組んでいきたい、そんなふうに今考えているところで

す。（「終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩します。

再開は3時から。

（午後2時37分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後3時03分）

議長（佐藤長平君） 1番 松下義喜君。

1番（松下義喜君） 24年度第10回議会定例会において、復興計画について一般質問を行うものであります。

あの東日本大震災から1年9カ月余り、2度目の冬を迎え、さらには東電の原発事故によって、いまだ全村民が避難を強いられています。そのような中、依然として進まない放射能除染と村の復興に向けて、どのような対策を講ずれば避難中の村民が健康で安心な生活ができ、さらには今後どう生活設計を立てていけばよいのかについて質問をするものであります。

1点目は、復興計画第3版について、各委員会の動きと計画の進捗状況を伺うものであります。

2点目は、戻りたい、戻りたくても戻れない、戻らない人のための具体的な支援はどうなっているのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員のご質問にお答えさせていただきます。

復興計画、2点ございますが、2点目の、戻りたい、戻りたくても戻れない、戻らないの具体的な支援ということでお答えをさせていただきます。

長引く避難生活の中、放射能への不安や家庭の事情などで避難解除されても村に戻らない方、あるいは戻れない方がいるであろうことが予想されます。このため、村では復興計画で、戻りたい人、戻りたくても今すぐには戻れない人、あるいは戻らない人、それぞれの立場にできるだけ寄り添って、ハード、ソフトの各種施策を講じることとしているところであります。

まず、村に戻りたい人の施策でございますが、まず徹底した除染をして、放射性物質の計測システムの構築、あるいは復興住宅や再生可能エネルギーを活用する、どうかわかりませんが、花などをテーマにした栽培施設とか、あるいは交流拠点の「までい館」、村への多くの応援者を募る風車などはいかががかなど、いろいろ検討されているわけでありまして、その中で雇用につながる施策や今後の村の復興につながることを計画していきたいと思っています。また、大谷地の住宅の建てかえ、それから飯樋桶地住宅の改修、白石住宅の改修、公民館の建てかえ、草野小学校大規模改修など、既存のインフラも整備してまいりたいと思っております。

なお、いろいろな国の事業のほうに、できるだけ戻った方への支援の事業をという話を強く言っているところでありまして、先日はグループ事業所補助金といいますか、企業補

助金ということで2つの事業を上げておりますが、ほぼ大丈夫だろう、このように思っているところであります。つまり、今まで戻っていただいた事業所さんへの早く戻ったことへのことでございます。

それから、もう1つ、前の質問にもございましたが、一般の住民に対しても、早く戻ることが自分たちにとっていいことなんだと、そういう施策を考えていただかないと富岡とか大熊との話がだんだん難しくなる可能性だってありますという話をしているところで、真剣に考えていますと、こういうような答えはいただいておりますが、まだ具体的なものはいただいております。

などなど、少なくとも戻る方への対応はこれからも必死に考えていきたい、このように思っています。

戻れない人のための施策といたしましては、何度も言いますように、仮設住宅制度の延長、借り上げ住宅の家賃の補助の延長など、国へ働きかけていきたいと思っております。復興住宅のほうも、若い保護者の方たちが子供を遊ばせるのにも、あるいは親がいろいろな情報交換をする場など、若い親が子育てしやすい環境を整えていきたい、このように思っていますし、これまでも進めてきました子供たちの海外も含めてのいろいろな研修、あるいは若干、放射能の地から離れるような、そういう事業など、飯舘独自のものをやっていたいと思っておりますし、これからであります、飯舘村独自の教育をつくっていかないと、なかなか戻ってきただけなのではないか、このようにも考えているところであります。このほか、避難中の営農や事業の再開支援も復興資金を使いまして、かなりの投資をさせていただいているところであります。タブレット端末による村民同士のきずな支援なども実施してまいりました。

これらの施策は、財源と具体的な取り組みがあって初めて成り立つものでありますので、各施策事業の着実な推進に向け、財源の確保にこれからも努めてまいりたいと思っております。

また、健康管理とリスクコミュニケーション、コミュニティーの再構築、生きがいづくり、産業の再生と働く場の確保、土地利用計画の策定と公共施設整備、除染の計画的推進と既存環境の整備などについては、第3版以降でも継続して取り組まなければならない課題であると認識しておりまして、今後もアンケートや懇談会などにより村民の声をできるだけ聞いて、適時確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものであります。

第3版については、担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。  
総務課長（中井田 榮君） 私からは、1点目の復興計画についてお答えをさせていただきます。

までの復興計画の第3版につきましては、ことし12月中に第1回目の会議を開催し、復興に向けた各事業施策を加速させたいと考えております。現在の動きであります、までの復興計画第2版では、第1版、第2版の協議を踏まえ、新までの村構想推進準備委員会を立ち上げ、3つの分科会を設け、実現に向けた専門的な協議を重ねております。

まず、第1分科会では、再生可能エネルギーの導入について、村の面積の7割を占める

森林について、除染と資源活用を図るため、木質バイオマス発電に係る検討を進めております。村の森林の活用を図る上では放射能対策は切り離して考えることはできませんので、熱利用など売電だけによらない複合的な機能を森林再生や他の施設に活用できるよう、森林再生を第一に検討を重ねております。

第2分科会では、インフラ整備、復興住宅の建設について、まずは村外の子育て拠点に係る検討を進めるとともに、村内インフラと村内拠点の整備について検討を行っております。村外子育て拠点整備については、1月の復興交付金申請に向けて準備を進めております。

第3分科会では、記録と伝承、情報発信について、震災と復興の記録について保存、収集を行うとともに、将来交流施設として整備する「までい館」への収蔵を踏まえ、記録方法と保存する情報について検討を行っており、震災の記録について今年度中に発行の予定で作業を進めております。

これから検討を始める復興計画の第3版の協議では、これまでの3分科会での協議結果を第3版の中で明示するとともに、除染後に取り組まなければならない農地の維持保全と新たな営農の仕組み、土地利用計画、公共施設の見直しなど、重要なテーマについて取り組まなければならないと考えております。

東京都の三宅村や新潟県の山古志村の全村避難の事例からもありますように、帰村した際の人口は6割から7割程度になることも予想され、4,000人程度の村政運営を考えていかなければならないかもしれません。それらの厳しい現実を真摯に見つめながら、公共施設のあり方や活用、土地利用について検討してまいりたいと考えております。

1番（松下義喜君） 通告後に新までいな村構想準備委員会の状況報告書等をいただいたんですけども、この復興計画第3版はどこら辺で完了するのか、お聞かせ願いたいと思います。

なぜそういう問題をお聞きするかというのは、今、損害賠償の中で一括的な補償が受けられるという中で、村民の中で3版の計画をはっきりと示すべきでないかというものの観点からお聞きしていますので、大体この3版はどこら辺でこのような計画を締めて、村民に早く知らせ、帰村に向けたような村の考えを少しでも伝えていくためにはどういうふうにするのか、お聞きするものであります。

村長（菅野典雄君） 質問をいただきました。精神的な賠償が間もなくということですが、多分一番大きいのは、これからの財物であったり家財であったり、あるいは営業損害ということだろうと思います。今のところまで不確定なところがありますから、多分来年になって夏ぐらいまでの間なのかなと思います。そこで、賠償をいただいたときに、自分はどういう考え方を持つかということに対して、村がどんな提示を村民にしていくかというのは非常に重要なことだと思っています。したがって、今の第3版は3版として、いわゆる村の計画書としてつくるところであります。ある程度その辺で、新年度早々あたり、できる範囲の年度がわかるもの、あるいは予定のもの、あるいはこんなというような目に見えるような絵とか図面とか、そういうものを出していかないと、なかなか村民は、そこで迷ったり、場合によっては帰らない宣言をしてしまうということもあるのではないかと

このように思っていますので、非常に重要なご質問だと思っていますので、内部でこれから検討をしていきたいと思っています。

どこが終了かと言いますと、それぞれ年度の中であると思いますから、帰村の形にできるだけ沿えるような形はしたいと思っていますが、国のこともありますので、ぴったりというわけにはいかないだろうとは思いますが、ある程度目先が見えるということであれば、その間、借り上げ住宅に行っていたりとか、そういうことも十分可能なのかなという気がしていますので、見えるようにするというのは非常に大切ではないかと思っていますので、これから考えていきたい、このように思っているところであります。

1 番（松下義喜君） それで、復興計画の第2版では、村民の意見を十二分に取り入れて第3版をつくるんだと、私そういう考えを聞いていたような気がします。そこで、分科会の名簿等を見ましても、余り一般の村民の方が入られていない。であれば、第3版を、進捗状況、全協でいただいたんですけれども、ある程度のまとまったものを村発信として少しでも、お知らせ版とかなにかにやって、それでその反応を受け入れて結局修正をかけ、第3版が第4版までも何版でももっていくというのが私は村民の心を納得させるような安心させるような施策ではないかと思うんですが、そこら辺、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 双葉のどこの自治体だったかわかりませんが、全員が計画に参加するという話、それはアンケートになるのかどうかわかりませんが、まさに今おっしゃったとおりにだと思っています。残念ながら、計画を練る段階では、そうそう多く集まっていたとしても、なかなか意見がまとまらないということもあろうと思いますので、ある程度のたたき台をつくって、今おっしゃっていただいたような形で出していく、あるいは懇談会を持つ、あるいはいろいろな会合でやっていく、こういうことではないのかなと思っています。

今は、どちらかという計画の前に賠償のことがなかなかわからないという方たちが多いものですから、いろいろな会合の中に、先ほども話させていただきましたけれども、必ず賠償の話をさせていただいて、こういう状況だと。人によりけりでございますけれども、かなりの賠償というものが入ってくるので、そこをしっかりと考えていただきながらこれからの生活設計をお願いしたいと、そのような話をしていますので、そのためにも、今おっしゃったようなことが大変必要だろうと、このように思っていますので、ぜひ考えていきたいと思っています。

1 番（松下義喜君） 前半、先輩議員の方々からもありましたように、本当にスピード感のある復興計画をしていただいて、少しでも村かの情報発信をしていただきたいと思います。その点、ひとつお願いしたいと思います。

それで、答弁にもあったんですけれども、各委員会は、計画の出し方というのは別々に分科会で出すという意味でなくて、一つにまとめるということなんですか。第3分科会は今年度中に発行の予定で作業を進めているというようなものもお聞きしたので、一つのものにまとめるのか、各分科会ごとに出すのか、それをお聞きしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 現在、準備委員会の中に3つの分科会をつくらせていただいて、専門的な知見も入れながら検討を加えていただいているわけでありましてけれども、今回の第3版の復興計画の中には、推進委員の中にそれぞれの準備委員会の代表も入っていた

きながら、それぞれ準備委員会で検討した内容を具体的に村の計画とするために今後検討を加えていただくように、一本で最終的にまとめてお出しするような形をとりたいと考えております。

1番（松下義喜君） 復興計画と戻りたい、戻りたくても戻れないというのが一応絡みますので、帰村した際の人口は6割から7割程度と見越して4,000人程度と。私どもも山古志村は訪問して、いろいろなお話をお聞きしてきました。6割、7割が戻った人口の形にはなっていますけれども、お年寄りたちが帰村という形で住所を戻し、若者は戻らない方とか、それまでも含まれているというお話もお聞きしました。その中で、本当に4,000人という見方は妥当なのかどうなのか。結果次第だと思いますけれども、村長はいかように考えているのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） こういう全村になって、職員が全村の避難の例として三宅島が噴火での全村避難、4年半、それから新潟の山古志村が地震で3年ちょっと、こういう帰村の例を勉強することということで、去年の7月、8月でしたか、続けざまにお話を聞く機会をつくったところであります。いろいろなヒントはあったわけですが、一番ショックなヒントは、その65から70%の帰村率だと、こういうことであります。その話を聞いたときに、冗談じゃない、私たちの村はコミュニティーを旨としてきた村だから、もっと帰っていただけたらと思う、こういうふうに思ったんですが、いざ話を聞いた後ゆっくり考えてみれば、残念ながら、有毒ガスはまだ、放射能には少し似ていますが、危険度がわかるということでもあります。地震の場合には復興をしましたよと、こういうことですから、何らそこに戻らないという理由はないわけです。それでさえも70%がいいところだと、こういうことになりますと、飯舘村は放射能でありますので、それよりも、保てばいいほう、それよりも下がる可能性も十分あるというふうに考えなければならぬのかなど。それが復興計画の第1版の原点だったわけがあります。これは、ある意味では、今戻った川内村にこの情報を出しておりますので、多分もっと戻るつもりでいたんでしようけれども、やっぱりそういう状況かなど。

したがって、今のところ、4,000台に何とか乗せられればよいなと思っておりますが、下手すると4,000を切って3,000台ということもあるのかなというふうには思っています。何とか4,000台に乗せられるように、いろいろな環境整備なり、あるいはリスクコミュニケーションをしていきたい、このように思っていますが、結果としてはちょっとわかりません。ただ、万が一3,000台になったとしても、そこでどういうふうにしていくかということを実際に考えていかなければならないという気がします。それだからこそ、もう村は終わりだという話ではないだろうと思っておりますので、今度の復興計画も、できるだけ後にボディーブローにならないようにということを考えていかなければいけないのではないかと思っています。ですから、住宅のつくり方も今まで思っていたことよりはかなり修正をしていかなければいけないのではないかと思っているところでありますので、これからまた村民の声を聞き、議会の皆さん方のご意見をいただきながら進めていきたい、このように思っております。

1番（松下義喜君） そこで、であります。3,500、4,000人。復興計画も、そのとおりなんで

す。1つの事業等々を上げていて、では戻る人には働く場所の提供とか、若い人が戻らない世帯でも高齢者の働く場はどうするのかとか、そういうものを具体的にひとつお示しいただいて、村民の方々に安心していただけるような。また、戻りたくても戻れない、それは何だといったら除染の進捗状況が悪い、そういうものもあろうかと思えます。また、戻らない人のためには何をしてくれるのか、戻りたくなるような施策はどのように考えているのか。その3点、お聞かせ願いたいと思えます。

村長(菅野典雄君) まず、戻った人に働く場の提供ということでありまして。基本的に私はこれは今でもある、これからもあるだろうと思っています。要は、住民の皆さん方がこの避難生活の中でどれだけ勤労意欲を保ちながら、また体を動かすことが人間にとって生きがいになるんだということをしていただくことかなという気がしますから、あくまでもそれは住民の考え方だというつもりは全くありませんけれども、いろいろな形で若者の職場づくりをしていかなければならないと思っています。

老人の世帯は、前の質問にもございましたように、老人だけの世帯になる可能性は今まで以上にあるだろうと思っています。今まで多分ひとり暮らしが100世帯ぐらい、それから2人の夫婦が多分100世帯ぐらい、雑駁な話でありますけれども、あつたように思いますが、その辺がどういう動向になるのか。間違いなくふえることは事実だろうと思えますから、前に質問あつたように、一緒に暮らすような方法とか、あるいはひとりで暮らしていただいても、できるだけこちらが足まめに対応ができるような体制をつくっていく、こういうことなのかなと思っています。

最後に、戻れない方ということでありまして。これまでも転校した方というのは、戻らない方というつもりは全くありません。いろいろな事情で今転校せざるを得ない、こういうことだと思うんですが、何人かはさておいて、そこで子供たちが友達ができますから、さあ飯舘村が帰村だからということ、そこに行っていただければありがたいんですが、なかなかそうはいかないということもあるだろうと思えますから、今のところ子どもの皆さん方に、ふるさとはいいものだ、つながっていて初めて自分も一生懸命勉強できるな、生きられなということをどんな形かでこれからも続けていくということではないかなという気がします。

大人のほうは、ある意味では情報提供であり、ある意味ではある程度の生活支援かなという気がします。情報提供、これはずっとできるかもしれませんが、支援というのはなかなか、先ほども言いましたように、4,000、場合によっては3,000台ということになりますと、そう簡単な話ではないのかなという気がします、何とかお金だけではない何か支援という方法もあるのではないかなと思っています。

ただ、いずれにいたしましても、村だけでという考え方を持っていきますと、なかなか厳しいのかなという気がします。したがって、これだけ飯舘村が避難によって大変な思いをさせられていたのに対しての支援の手も多くあつたわけでありまして、その方たちの力をどういうふうに入村の中に入れていくかということを実際に考えていければ、幾らかなりとも、戻らない人、あるいは戻った人への対応が、村独自だけではないところでの応援をしていただけるのではないかと、その辺にも意を用いながらやっていきたい、このように

思っているところであります。

以上であります。

1 番（松下義喜君） では、再度お聞きしますけれども、今最後の部分で戻らない方への支援と施策をお聞きしたんですけれども、情動的な支援とかはあれでしょうけれども、生活的な支援、また金銭的な支援等が、再度戻らない人のために、はっきりした支援というのはないという聞き取り方でよろしいのでしょうか。それとも、国のいろいろな施策をつかったり県、村の施策でこういうのがあるんだというのがあれば、明確なわかるものをちょっとお伝えしたいと思います。再度。

村長（菅野典雄君） まだ全く検討に入っていませんが、ある程度の賠償が入りますので、そこで頑張ってもらおうというのがまず1つだろうと思います。それ以外としては、今言ったようにまだ検討していませんが、多分どちらかという子供さんを持った若いお父さん、お母さんがまだなかなか教育にも金がかかるとか、そういう状況があるのかなと思っていますので、いわゆる奨学金制度みたいなものはどこに行っても当分、例えば高校を卒業するまでとかなんかというのは考えてもいいのかなと思っていますが、まだこれは全く私案中の私案ですから内部では検討しておりません。

若い人たちへのということになりますと、できるだけ仕事の情報などを的確にお教えして、村の中の仕事の情報、あるいはこの近辺の仕事の情報などは、まめに出ささせていただいて、もし転職といいますか、村のほうに戻る、あるいは村の近くの中で仕事をする、それが家庭の中で話し合っ、いい方向だと、こういうことになるかもしれませんので、そんな支援があるのかなというふうに思っています。

残念ながら、一般の家庭の生活支援ということになりますと、これはなかなか大変な話だろうと。戻らない人の生活支援となると、できないというふうに思っていますので、賠償金なりなんなりを少しでも多くいただいて、それをしっかりとこれからの生活設計に役立ててもらい、そういうお話をしていくことが大切なのかなと、このように思っているところです。

1 番（松下義喜君） わかりました。

それで、復興計画はもとよりですけれども、早い村民への情報の流し方、そしてその村民の反応で計画等をさらに練っていただく。スピード感を持った復興計画を立てていただく。戻らない人の支援はどうするのかなんとかとお聞きしましたけれども、戻らないという方が飯館に戻りたいはずなんです。だから、戻りたくなるような計画の立て方、支援の仕方をはっきり考えていただいて、生まれ育ったところに戻りたくない人なんかいないんですから、ひとつそういう復興計画を考えていただいて、戻らない人も戻られるような計画づくりをさらにお願ひしたいと思います。終わります。

議長（佐藤長平君） これで本日の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月11日

飯館村議会議長

佐藤長平

” 会議録署名議員

北原 経

” 会議録署名議員

伊東 利

” 会議録署名議員

北山 文子

平成24年12月12日

平成24年第10回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成24年第10回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成24年12月7日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年12月12日 午前10時01分				
	閉議	平成24年12月12日 午後03時30分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	6番 佐野幸正		7番 菅野義人		8番 大和田和夫	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田郁子		書記 三瓶 真	
地方自治法の 第121条のよ り規定によ り説明のた め出席した 者の氏名  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤周一	○	住民課長	濱名光男	○
	会計管理者	齊藤修一	○	健康福祉課長	藤井一彦	○
	教育委員長	佐藤真弘		教育長	廣瀬要人	○
	教育課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会 会長	菅野宗夫		農業委員会 局長	齊藤修一	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経 過	別紙のとおり					

平成24年12月12日(水)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 7～9番)

追加日程(第4号)

日程第 3 請願第 1号 政府の原発事故収束宣言の撤回を求める意見書の提出を求める請願

日程第 4 請願第 2号 国に原発ゼロの政治決断を求める意見書の提出を求める請願

日程第 5 請願第 3号 財物賠償基準を見直し、再取得価額を基準にした賠償基準にすることを求める意見書の提出を求める請願

日程第 6 請願第 4号 中間指針の見直しを求める意見書の提出を求める請願

( )

( )

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

会期中の委員会の活動状況であります。12月11日、連合審査会が請願第1号並びに第4号までの審査のため、委員会が開かれております。以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行ないます。

きのうに引き続き、通告順に順次発言を許します。4番 伊東 利君。

4番（伊東 利君） あの忌まわしい3・11の大震災と原発事故による全村避難から1年9カ月が過ぎようとしております。遅々として進まない除染作業に、いまだ帰村の見通しも立たず、損害賠償も確定には至っておりません。多くの村民は長い、先の見えない避難生活に心労と不安を抱えての2回目の正月を迎えなくてはなりません。早く帰村を待ち望まれるのは高齢者だけではありません。私は中学校の赤蜻祭での中学生の言葉に村に帰ることをあきらめずに頑張りたいというものがありません。ふるさとを思う姿に心が打たれました。そういう思いをかなえるべく、一日も早い徹底した除染を望み、第10回飯舘村定例議会において質問をいたします。

除染について伺います。平成24年から4行政区と須萱地区を村直轄にて除染が始まったようであります。我々の確認される状況から見ると、全然目標には至っていないように見受けられるので、除染の進捗について伺うものであります。

除染の2として、環境省福島環境再生事務所の除染計画では、平成25年度中に16行政区の除染を完了するということではあります。そのできるのかどうかを伺うものであります。

3番目として、除染ができない、対象とならないものの処分対策はどうするのかであります。特に、家の周辺の粗大ごみ、大小農具、使用できない家財家具、周辺に点在するハウス骨材等ハウスビニール等の処分がなされないのでは処分が終わったとなされないで除染が終わったとされるのでは困るので、対策について伺います。

除染の4番目として、本格除染に作業員4,300人が村で作業に当たると言われておりますが、その防犯対策について伺います。

次に、教育について伺います。待望した幼小中学校の仮設校舎、体育館及びグラウンド等の整備、給食センターの建設計画など、教育環境は整いました。そこで、平成25年度小中高の小中学校児童生徒の新入学状況について伺います。

2番目として、線量計が全戸配付されておりますが、利用状況の把握と今後の活用についてを伺います。

以上で質問を終わります。

村長（菅野典雄君） おはようございます。

4番 伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。除染についてでございます。4点ございますが、関連がございますので、続けてお答えをさせていただきます。

まず第1点目の進捗状況でございますが、二枚橋地区については9月24日から仮置き場の造成に着手をいたしまして、本格的な除染は10月の中旬から二枚橋郵便局周辺を1エリアとして、宅地、建物、その周辺農地と森林の除染を実施しているところでございます。今月末までにはこのエリアの終了を予定をしているところであります。また、須萱地区は12月3日から工事に着手をし、仮置き場の造成、宅地等の除草などを実施しており、今月末まで除染作業を進める予定でございます。

2点目の平成25年度中に除染できるのかの質問であります。国は10月に建物、敷地とその周辺の森林、村内全ての農地を平成24年、25年度の2カ年で除染するという工程表を出してきました。その内容は、年内に除染をできるところまで実施をし、残る全てのところは来年の4月から、4月と言っても3月末もあるかもしれませんが、12月まで、1日当たり4,300人の作業員を入れて実施するというものであります。これに対し、村、議会としては工事の工期を考えての上滑りだけの除染では困る、徹底した除染ができないのはいかなどの質問・苦言を申してきたところでありますが、国は25年度末には必ず終わるといふ、今のところの回答でございます。村としては、徹底した除染を要請するとともに、村民による、あるいは村としての監視体制も検討しながら除染作業を注視をしまいたいというふうに考えているところであります。

次に3点目の、除染できない、対象とならない廃棄物の処分対策についてであります。国からは、可燃物の廃棄物についてはできるだけ仮設焼却炉で焼いて、不燃物は仮置き場で保管する方針が出されているところであります。今後、村としてはこれらの対応をしなければなりません、当面、これらの施策などができるまで宅地などで現地保管をお願いせざるを得ないというふうに考えているところであります。

次に、4点目の本格除染の防犯対策であります。国が除染請負業者に対し除染作業員の防犯意識向上等の教育指導をきちんとするよう要請してまいりたいというふうに考えております。また、11月には除染請負業者による防犯パトロール隊が組織されましたが、その例なども話をしながら、作業員のモラルを図るよう要請してまいりたいというふうに思っております。また、村としては村の見回り隊にも除染作業員の動向に目を配るよう、向けるようお願いをしながら、万全な防犯対策を進めてまいらなければならないとこのように考えているところでありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

教育については、教育部局のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

教育長（廣瀬要人君） 私のほうからは、2の1、2の1について、あわせて答弁をさせていただきます。

まず初めに、25年度の小中学校児童生徒の新入学状況についてのご質問にお答えをいたします。幼稚園も関連がありますので、幼稚園も含めてお答えをさせていただきます。平成25年度の幼稚園、小学校、中学校の児童生徒数見込みではありますが、現在試算しておりますけれども、幼稚園が49人から54人程度、小学校が211人、中学校が117人の計380人前後と考えております。なお、幼稚園は大変現在流動的でありますので、今後一層ふやすよう努力しているところであります。

平成24年度と比較しますと、全体で20人ほど減少しますが、少子化による影響もありますので、村内の学校への就学率は平成24年度とほぼ同じ程度になるのではないかとこのように考えております。ただ、3歳児の絶対数が減少しております。今後、3歳児の、先ほど申し上げましたように、3歳児の入園を促す手立てを一生懸命考えていきたいというふうに考えているところです。そのためには、保護者に対する就学支援の充実、徳職ある保育活動、教育活動の実践、通園通学の利便性の確保などの施策が大切であると考えております。今後とも、皆様方のご協力を得ながら就園就学率の向上を図る手立ての工夫に努めてまいりたいと考えております。

続いて、線量計の利用状況と今後の活用についてのご質問にお答えをいたします。

0歳から15歳までの子供や妊婦のいる世帯、約500世帯に順次線量計を配付いたしましたのはことしの1月であります。その後、村として全世帯に配付し、その数は現在合わせて1,600台余りになっております。飯舘村で配付いたしました富士電機製の線量計でありますけれども、瞬間線量と積算線量の両線量の計測ができるものであり、村民が家庭や地域の放射線量を自分で確かめ、適切に行動する道具として、また安心感を与える道具として有効に活用されているものと思っております。教育委員会といたしましては、測定された線量にどんな意味があるのか、健康への影響はあるのかないのか、測定された線量に基づいてどう行動すればいいのか、村民がデータを有効に活用されるよう現在資料を作成しております。近々完成いたしますので、完成し次第村民に配付をしていきたいと考えております。以上でございます。

4番（伊東 利君） 何点か、再質問させていただきます。まず、除染についてですが、先ほど答弁をいただきました。この中で、計画的に進まなかった要因は何なのか、伺うものがあります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私の方からお答えさせていただきます。まず、今年度予定しておりましたのがさきにも提示しておりますが、村の東半分の11プラスあと草野2分化していますから12というふうに思っておりますが、そこをやるということで、5月から説明会等をしてきたところでございます。その以降、いろいろ住民説明会をする中でいろいろな問題が出されてきて、その都度その都度環境省のほうにその問題等について解決をしていただくというようなことでお願いをしているところでございましたが、何度かお話をしておりますが、いぐねの部分とかあとは除染困難な建物の対応をどうするのかとか、あとは庭先にあるアスファルトとかインターロッキング等の除染はどうするのかとか、細かい部

分の質問を受けてその対応を国のほうでしてきたところではありますが、回答がかなり時間がかかってきたということでございまして、なかなか同意の部分までこぎつけることができなかったというのが実態でございます。

今回、今10月ごろから本格除染始まったところではありますが、二枚橋、須萱、あと白石の一部ではありますが、同意をとれたところから始まっているという状況でなかなか住民からの意に沿ったものにするためにその解決するために時間がかかってきたということでございます。以上であります。

4番(伊東 利君) それでは、そういう個々の対応がされるために寄り添った除染計画を示してきたということではあるようでありまして、それには実際要望とされておるのに応えられる条件が出されているのでしょうか。

復興対策課長(中川喜昭君) 同意をもらうために現地説明をして同意をもらうということで、国のほうが中心になってやっていただけてきました。そういう中で、村としても大きな問題として5点ほど挙げる中としましては、先ほども答弁した中にありますいぐねの伐採です。国は20ミリメートルを超えないといぐねについては伐採しないという言葉がありました。ただ、村民からすれば建物の後ろにいぐねには放射性物質がついているという部分も認識しておりますので、何しろそのいぐねを切ってもらわないことには安心ができない。国は安全だという部分ではありますが、村としては村民の方々に安心を持って帰村していただくということで、まずはいぐねの伐採を希望する方には切っていただいて、補償までするようという要求もしてきました。

あと、今にでも倒れかけているような建物、あとは国が言う除染困難な建物の対応についても壊れるようなものであれば除染することなく解体除染という手もあるのではないかという提案をしながら進めてきたという部分があります。あとは、住宅周辺農地の除染方法についても、国は土の濃度が5,000ベクレル以下は反転耕ということの方針を出しましたが、村民の声からはそこにはセシウムを残されては困るということで、5,000ベクレル以下でも削り取りをしていただくようという要望もしてきました。

これらの方針を5月から始まりまして、それらの問題を国のほうで考えまして、8月にある程度の方針を出していただきました。それでは、その具体的な手法はどうなんだという部分の回答が10月初めに出してきた。今現在でも、それを今度は詳細の手続関係がまだ今も協議しているという状況で、それらの村として大きく捉えた問題についてもそのような時間がかかっているということで、大変村民の意に沿った部分をやるにはちょっと時間がかかり過ぎているなという部分がある状況でございます。そのようなことで、要望に対して村民に沿った除染をしていただくということで、なかなか事が進んでいなかったということが状況でございます。以上であります。

4番(伊東 利君) 確認をしますけれども、今いろいろな対策をしながら進めているという状況にあるようではありますが、この除染に対する同意が得られない、もしくは除染はしないことと言われる戸数とかはあるのかないのか。あるとすればどのぐらいあるのかを知らせてください。

復興対策課長(中川喜昭君) 今国の方で同意とりのほう、一生懸命していただいております

が、除染を拒否しているという方については須萱地区で1件ございます。あと、白石地区のほうでは除染拒否という部分の方は1件ございます。以上であります。

4番（伊東 利君） 参考までにお聞きしますが、この拒否をされているという部分についての今後の除染に対する考え方については、どう取り計らっていくのか伺います。

復興対策課長（中川喜昭君） 村としての考えとしましては、同意は100%をとっていきたいというふうに思っております。そういう意味では、国と連携しながら100%同意をいただくように国、または村のほうでも声をかけていきながら100%にしていくという部分で今のところ考えているところでございます。

4番（伊東 利君） もう1点ですけれども、除染に当たっては家の居住区周辺、さらには農地あります。そのほかに河川とか道路のり面、ため池等々の宅地農地周辺にあるそういう部分の除染はいかがな除染をしていくのか伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） ことし、本格除染、二枚橋・須萱入っおるところであります、これについては敷地内は全てやるということですが、おただしの農用地、田んぼについての畦畔も含め、あと隣と面するのり面とかについては農水省のほうの実証でも全てやっておるところでございますので、農用地については全て除染をしていただけるものというふうに考えております。

今おただしのあった河川敷、あとはため池、これについては今のところその方針が出されていないというところでございます。ただ、ため池については水についてはセシウムが入っていないということは何度もお話ししておりますが、底にあります泥等にはかなりのセシウムが含んでいるという部分は調査結果で出されております。現在、農水省のほうでため池の手当てについて試験をするということでの段取りをしております、何カ所か村のほうで調べている状況もありますし、あとは環境省のほうでも村内の場所でバキュームをしながらやってみたいという実証も今進めているところでございます。あと、河川につきましては農用地に即している部分がございますが、今のところその内容についてはないのが状況であります。河川敷であります、田んぼのすぐそばの水路から河川敷が入って、あとは川面に対してのり面があるという部分で、かなり面積も有している部分もありますので、この辺については今後それらの対応をどうするのかという部分は求めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

4番（伊東 利君） 次に、25年度、24年度から残っていった部分と25年度分で先ほどの回答の中にもありましたが、25年度中に4,300人を投じてというか仕上げるという回答でありますけれども、本当にできるんでしょうか。どういう対策があるのかを確認したいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 昨年、国が出した計画の中では24年、25年度の2カ年で除染をするということで、そのエリアづけについては住環境、住宅と敷地も含めてその周辺の農地、森林を行うということでの部分で2カ年ということでの計画でありました。その時点では何とか2カ年でやってもらえるなというような部分でありましたが、議員皆様方もご存じのとおり、10月に突然農用地全ても含めてやるということでの話が出されてきました。全員協議会の中でも一度は3,000人から4,000人を投入すればできるんだというような工

程表、紙1枚で持ってきましたが、その後、国のほうに対して飯舘村の面積はどれぐらいあって、どのぐらいの人数を出せばどんなになるんだということも事務レベルでただしまして、出されてきたのが1日当たり4,300人を投入すればできますよ。作業員についても双葉地方の除染がおこなわれている。そういうことでは企業も業者の方も入ってこられるという部分も確認しているということでの話で、3月の雪解けから12月いっぱいまでかければ、先ほどのいったエリアができるという話でございます。

議会の中でも、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、村が、村民が意図する除染ができるのか、あとは工事期間を考えての上辺だけの工事になるんじゃないとか、いろいろなおただしをいただいたところに対しましても、国はきちんとやりますという発言もしていただきました。そういう意味では村としましてもきちんとした除染を早くしていただければという思いも一方ではあるのも正直なところでもありますので、そういう国の考え方をまずは尊重せざるを得ないのかなという部分で、今のところ考えているところでございます。以上であります。

4番(伊東 利君) そういう状況でありますので、上辺だけの除染でなくて監視体制も検討しながら除染作業を注視するということでもありますので、そのようにきちっと体制をつかって臨んでいただきたい、このように思います。

次に、除染の対象とならないものの処分についてであります。一時うちの自宅周辺に仮置きとか保管するという状況のようなお話でありました。大変なというか膨大なこういう量が出るのではないかなと思います。特に、農家でありますから、ほとんどが。農具とかハウスとかそういう資材等々が周辺にいっぱいあって、そういうものが除染されないままその片隅に置かれるというような状況であっては全く困るわけでありまして、さらに、周辺には今ごらんのとおりのハウスの使われないハウスが存在いっぱいしています。そういう部分が撤去されないと、今後の農地除染して農地の再開発、そこで再稼働していくというような状況になるには障害になるのではないかなと私は思うんであります。そういうハウスの撤去も含めてやるのかどうかも含めて、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

復興対策課長(中川喜昭君) ことしに入りまして除染のモデル、昨年のモデル事業等を見ましたところ、屋外にある廃棄物、これらの対応についていろいろ国と協議をしました。除染では、それらの対応はしないという発言がありまして、先ほども言ったように2月から環境再生事務所のほうと詰めてきましたが、除染のチームとしてはそれらは考えていない。それは環境再生事務所の廃棄物チームのほうで考えるものだということがありまして、2月ごろからその辺の協議を事務レベルでさせていただきました。

ただ、本当に話をするのはがっかりした話なんです。津波被害であったところのがれきがある。その対応については国はきちんとしなければならぬということでの対応をしてきたところでもありますけれども、放射性物質の降りたところのがれきはないという考えでいたというのが最初に申し上げたときの最初の答えでありました。浜通り地方で何万トンのがれきがあるというような報告をもらった際に、うちのほうは放射性物質を浴びた廃棄物がいっぱいあるんだよという話した時点で、やっと認識をしてもらったというのが正

直なところでございまして、それ以降、話をしてきたんですが、認識が末端の事務所なり本所が考えていないという部分があったものですから、なかなかその対応が出てこなかったということでもあります。8月ごろになります、それぞれの家庭内にある屋外、屋内、あとは農業系の廃棄物がどのくらいあるのかという調査を国のほうでしていただきまして、ある程度の量も出たところでございます。

それで、今の廃棄物の処理の国の考え方でありますが、除染による廃棄物は仮置き場に保管をして、そこから中間貯蔵施設に持っていくというある程度の方向性は出ております。ただ、生活系ごみ、あと農業系のごみ、あとは工事とか土木工事から出る廃棄物、アスファルトの瓦れきとかあとは周りののり面の土とかそういうものの処理について、出口が決まっていない状況が今のところの部分であります。これは法律で定められているというのが現状でございます。それで、先ほどの答弁でありましたように、それらの対応がまだ国でできないということもありまして、まずは現地保管をお願いせざるを得ないかなというのが今の現状であります。

燃やせるごみについては、今議会の中でもご議論いただいておりますが、仮設焼却によって量を減らすということが、まず一つの方法かと思っておりますが、あとは燃えないごみについての対応というのは、今のところ国が出されているのは仮置き場での保管をお願いしたいということでもあります。以上であります。

4番（伊東 利君） まだ国の方針が出ていないという状況であるということではありますが、これは積極的にこのことには取り組んでいただかないと、除染は終わっても帰る時点で帰れる状況にはならなくなるのではないかなと心配されるものでありますので、ぜひそういうものもあわせて処分できるような体制に取り組んでいただきたいと思っております。

あと、最後にもう1点ですが、本格除染に伴い作業員4,300人が常時村で作業に当たるわけになります。大変な数であります。その以前にもモニタリング調査とか何とかで人が入っている状況にあります。さきほどあった防犯パトロール隊が組織されたということでもあります。この方々の体制、10名以下だから体制ですよ。その体制ではなくて見守り隊の体制はどのくらいの規模でどういう見守りのものをするのかをわかっていたらお聞かせ願います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回、請ける業者が多分にして私も耳にしたのが除染が始まってから空き巣がふえてきたとか何とかという話も若干聞いたこともありまして、またそれらが私どもも国に対してはそういう防犯体制については気をつけてほしいという部分は常々言っておりますし、またそういう情報が入ってそう言われている雰囲気もあるからということも国に話しまして、多分国から業者の方についているのかなという中で、防犯パトロール隊というのを組織しながら、業者としてのきちんとした体制をとっているというものを村民に見せるといいますか、形をとったのかなというふうに思っております。大変申しわけございません。ただ、そのパトロールの状況について、ちょっと私把握しておりませんでしたので、何か資料があればと思っておりますが、大変申しわけございませんが、答弁とさせていただきます。すみません。

4番（伊東 利君） なぜ私取り上げたかといいますのは、実はモデル除染だったとき、被害

が出ているという状況で、私は村に報告があったかどうかわかりませんが、盗難に遭った。その状況が誰にでも先に確認ができて夜にそっと目的のものだけ持っていったとそういう状況があるというお話を受けたわけであります。これは、これから多くの人が入る、除染で長い期間入っている、確認することが可能だということだとこういう盗難事件がややもすればふえていくんじゃないかなという心配であります。

ですから、今課長のほうでは確認ができていないということでもありますから、しっかり確認をして、そういう体制で臨まれるように指導願いたい。

次に、教育関係に移らせていただきます。今教育長のほうから報告いただきまして、ほとんどかわらない人数だという状況にあるわけでありますけれども、この状況で教育委員会として生徒の講習なり何なりについてどのような対策が打ち出されているのか、お伺いしたいと思います。

教育長（廣瀬要人君） 幼稚園と、それから小中学校と分けて考えていく必要があるのかなというふうに思っております。現在、小学校、中学校については本来就学すべき児童生徒の63%、村の学校に通っているわけですが、対象は村外の学校に行っている子供たちをどう戻すかということに尽きるのかなというふうに思いますけれども、これはきのうの議論の中にもありましたように、徹底的な除染をして飯舘村はもう大丈夫なんだよ、飯舘村の学校に戻ってくればもう大丈夫なんだというメッセージを流していくということ。それから教育環境の整備を図っていくということ、これは施設設備のみならず、就園就学に関する経済的な補助、あるいはスクールバスの問題もあります。あるいは給食、あるいは教員の問題等含めてこの教育環境、飯舘村の教育環境はこういうふうに改善されたんだよというようなことを発していく必要があるのかな。そして、教育の質的な充実、この辺を村外に出ている子供たち、保護者には情報として発信して、できるなら戻ってきてほしいというそういうメッセージは送っていく必要があるのかなというふうに思っております。

幼稚園についてでありますけれども、現在幼稚園は該当する園児の50%ぐらいが今村の学校に通園をしております。これも小学校、中学校に送るメッセージと同じように、飯舘村で設置している幼稚園については安全ですよというメッセージは送っていきたい。そのほか、いろいろとメッセージはありますけれども、先ほどの小学校の部分と重なる部分もありますけれども、再度このメッセージ、幼稚園の場合は急ぎますので、今全国に、特に3歳児がまだ10人前後しか入園希望を出しておりませんので、全国に散っている保護者の皆さんに今、夜電話をかけるなりして営業活動しております。それから、再度チラシをつくりまして該当する全世帯に送っていきいたいなというふうに思っております。

その中に、先般全員協議会でお願いいたしました保育料等を含めた諸経費の無料ということも含めて、再度チラシをつくりましたのでこのようなものを配付していきたい。あるいは、教育委員会だより、村のホームページ等でも呼びかけていきいたいというふうに思っているところです。以上です。

4番（伊東 利君） ぜひそのように、教育環境が整いつつあるわけでありまして、あとは放射能等の問題が解決されればどんどん村の学校に戻れるような対策をとってほしいと思います。

そこで、私も孫2人、小学4年生と6年生を持って一緒に生活しています。今、ささやかれていることを、ちょっと情報と言えるかどうかわかりませんが、6年生が中学校に上がるのによその学校にどうせ高校になったら向こうに行くんだから、今いろいろ先にそっちに行くのもありでないのかなという話がされているという、うちのせがれが耳に挟んできて話している話ですけれども、そういう状況であります。それは何なのかというと、原因は環境、いろいろあるんですが、部活とか何とかが積極的にできないとかいろいろあるようでありますけれども、そういうことは教育長の耳には入っておりませんか。

教育長（廣瀬要人君） 私の耳にも入っております。こういう状況ですから、できないこと、あるいは困難なことはたくさんあります。しかし、こういう状況だからできることもありますので、これはメッセージとして送っていきたいというふうに思っております。今、部活動の問題が出ました。この部活動は少子化の中で全国的に中学校ではこの部活動の面については非常に頭の痛い課題の一つです。現在、中学校の飯館中学校では七つの部活動があります。野球部、サッカー部、テニス部、卓球部、女子バレー部、女子バスケ部、吹奏楽部、いずれも団体種目なんですね。かろうじて今成立しておりますけれども、子供の数が減ってくればこの維持は困難ではないかなというふうに思っております。これは教育的な配慮をしながらこの部活動の問題は考えていきたいというふうに思いますけれども、その対策としていろいろあることはあるんですけれども、例えばチームが編成できなくて大会に出られないということは、子供にとっては非常にモチベーションが下がりますので、中体連では隣接した中学校と合同チームをつくってもいいですよというような指導というか特別な対応をしているようでございます。

それから部活動として維持できない場合には、地元のスポ少で活動させるというような方法をとっているところもあります。それから、文科省ではこの部活動で学区外通学をしたい、あるいは転校したいというような希望があった場合には、それぞれの市町村で教育的な配慮をするようにというような通知も出しておりますけれども、いずれにしても「部活動命」という子供も結構おりますので、中学校と連携を図りながら適切な対応をとるようにはしていきたいというふうに考えております。

4番（伊東 利君） 最後になります。線量計のことについて伺います。

データをつかって活用をする、資料を作成して配りたいというようなお話でありますけれども、今全世帯に線量計が配られております。その中で、私の記憶するところでは1回もどう使っているんだ、どう活用しているんだという調べたことはないように伺います。これは個人的なものだといえばそれですが、安全安心のために配っているわけですから、そういう調査をしてその状況をきちっと伝える、また利用しない方には利用を促すというものが必要ではないのかなと思います。私もこのときにガラスバッチの提案をしたわけでありましたが、この瞬時と積算がわかるのがよりよいんだということでありました。

きのうの新聞に川俣町の子供の線量計の調査が出ていましたよね。幼稚園児198人ぐらい、1.13ミリ、小学校は726人で1.14、中学生は405人で1.12、全体で1,239人を調査して1.14だとかいう数字が私はこのガラスバッチ値段でもこうやって出すことによって安全な行動をとったりまったりする条件としてあるのではないか。だから、こういう調査をして

報告をして子供たちにも、タブレットで学校のグラウンドは何マイクロシーベルト、教室は0.幾らというのは見えていますよ。でも全体、持っている線量計での把握は多分していないのではないかなと思いますので、もう一度聞かせてください。

教育長（廣瀬要人君） 線量計を配付して、アフターケアが足りなかったということは私も反省しておりますので、先ほどの資料作成も含めて後手後手になって大変恐縮ですけれども、これから進めていきたいというふうに思っております。

それから川俣町の件が出ました。私もきのうの新聞で拝見をさせていただきました。大変いいデータだなというふうに思っております。飯館村の子供たち、川俣町でお世話になっておりますので、川俣町で作成したデータを利用できないものかなと、大変虫のいい話ですけれども思っております。恥を忍んで川俣町の教育委員会にお願いをいたしました。飯館村のために一肌脱ぎましようということでもありますので、近々、川俣町からデータをいただいて子供たちに、それぞれの家庭に配付していきたいというふう思っております。以上です。

議長（佐藤長平君） 次に、3番 北原 経君。

3番（北原 経君） おはようございます。

それでは、伊東議員に引き続き質問させていただきます。去る10月24日になりますが、産業常任委員会で村外で頑張っている農家を視察をしてまいりました。皆さん、なれない土地で頑張っておるようでしたけれども、その中で中島村で農業の畜産をやっている方を視察をいたしまして、兩名とも飯館村の中ではかなり中心のいい場所にいる方々でしたが、中島村の土地状況のよさとむらのない経営ができる立地条件、また10月24日といいながら畑の露地のナスなどを見ますとまだまだ出荷できる状態。そういった状況の中での農業経営に関して今までの飯館村でやってきた苦勞を語って聞かせていただきました。

しかし、私は10月30日に紀伊半島にちょっと行ってきまして、熊野川の昨年の9月4日の12号台風の爪跡を見てきました。本当に悲惨なもので、まだまだ復興がなっていないという感じを受けてまいりました。上を見れば切りがない、下を見れば切りがないと申しませけれども、そのときに私が考えたのは飯館村はまずは地震の強い大地にいる、台風の被害等も少なく、寒い雪も少ない、津波もない。こういった自然災害の少ない中、だんだん地球も温暖化になってきまして、飯館村が今後当然住みよい村となることを信じまして、早く再生をして子供たちにふるさとを再生してあげたいという強い気持ちで考えて帰ってまいりました。

それでは、質問に入ります。質問の第1点目は、除染について除染同意書の状況と12月に入り雪や凍結等でよい除染が不可能な季節に入ったが、国の除染工程で平成25年度末までに除染実施が可能なのかを伺うものであります。

質問の2点目は、精神的損害賠償の請求状況について、東京電力の精神的損害賠償請求者数が10月30日現在で対象者数が15%の2万4,000人いると報道されている。村も一括請求が始まった方も入る中で一度も請求していない方もいると思うが、状況と対策を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番 北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染についてでございます。除染の同意の状況であります。現在同意取得をしております地区は二枚橋地区と須萱地区、白石地区でございます。同意状況ですが、二枚橋地区は対象件数が56戸、同意済みが48戸で86%の取得率です。須萱地区は17戸がありますが、同意済みが15戸で88%の取得率です。白石地区は87戸あり、同意済みが75戸で86%の取得率ということであります。同意を得られない主な理由としては仮々置き場の場所が確定してから、除染拒否、除染の手法に同意しない、連絡がとれないなどがあります。

現在、国に対し100%の同意を得るよう要請しておりますが、村としても同意をされない方々にも出向く一方、電話でも同意のお願いをしているところであります。

次に、平成25年度末までに除染実施は可能かということですが、前の伊東議員のご質問でもお答えしたとおり、国は建物敷地とその周辺の森林、村内全ての農地を平成24年度、25年度の2カ年で除染を実施するとのこととあります。村としては、農地全てを含めての除染はかなり難しいのではないかと考えておりますが、国が示した工程どおり進めるよう要請しているところであります。なお、除染に当たっては村民の意に沿った徹底した除染をするよう、手抜きがないよう国に対し強く要請をしまいたいというふうに考えているところであります。

精神的損害賠償のほうは、担当課長の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 私の方からは、精神的損害賠償の請求状況についてご質問がございましたのでお答えをいたします。

東京電力の精神的損害賠償請求者数が10月30日現在、対象者数16万6,000人のうち不請求者が15%の2万4,000人というご質問でございますが、精神的損害賠償の請求については、個人情報であるため村が調査するには慎重を要するところであります。さきに送付された一括請求書、包括請求書でございますが、請求者全員に送付されたものではなくて第1回請求、それから第4回請求まで請求が済んで、さらに合意された方に送付されたものであります。東京電力の資料によれば、第5回請求者、いわゆる包括請求書を送付した件数は1,367件となっております。この件数は1回から4回の請求及び合意が済んでいる世帯ということになります。

手続が途中の世帯、これは825件という件数ですが、この中の何件が未請求なのか、東電からの資料では判明できません。村として、ことし5月に賠償請求状況について各戸に電話調査を行いました。調査対象人数は6,656人でしたが、そのうち未申請者数は807人、12.1%でございました。未請求の理由をお伺いしたところ、書き方がわからない99人、申請の意思がない11人、申請の準備中416人、原子力損害賠償紛争解決センター申し立てという方などが236名ということでした。請求について、何らかの支援が必要と答えた方の中の94人は東京電力の戸別訪問をお願いしたところでございます。

精神的損害賠償について、いろいろな請求方法がございまして、どの請求方法を選択しているか、どこまで請求したかなど個別的な請求状況を把握することは、これも個人情報の壁があり困難でございますが、村として東京電力に対して被災者である村民への決め細かな対応を要求してまいります。なお、さきに調査した未申請者へはその後の状況につい

て再度電話等で確認し、あるいは要介護者など場合によっては保健師や包括支援センターの職員など連携しながら個別聞き取りをするなど、請求漏れのないように対応してまいりたいと思います。

3番（北原 経君） 同意書につきましては、先ほど伊東議員さんも質問ありましたので大体理解はいたしました。なかなか行政の中にも同意はしたいのに行政内で人数の問題もあるのか早く除染をしていただきたいという方もたくさんおるわけなんですけれども、その辺に関しての村としての対応はどのようにしているのか。

村長（菅野典雄君） 各行政区、除染についての説明会、まだ特に東地区、まだ残っているところもございますが、大体1行政区3ないし4の説明会とこういことになります。その都度お話をさせていただいているところは、全員の了解を得るのを待って除染に着手ということになりますと、どんどんおくれれてしまいますので、ある程度、1割あるいはそれ強ぐらいのところの場合には除染に入らせていただいて、除染を進めながらその方へのご了解の同意を得る努力をすところという形の話させていただいているところであり

ます。  
一方で、今除染についてまだまだ詰めが確たるものでないところもございますので、今一生懸命環境省と交渉をしているところもございます。それがあ程度、また最終的に決まった段階で今までやっていないところも、あるいはやっていたところもこういうふうになっていますのでという説明をしていかなければならないのではないかと気がします。今のところ、二枚橋と須萱ということですが、何せ春先から残りの19行政区が入るとこのように思っていますので、この冬の間がしっかりと詰めをしていかなければならない。そして、1人でも多くの方たちから、最終的には全部の方の同意を得るよう努力をしていきたいとこのように思っているところでもあります。

3番（北原 経君） 帰村に向けて営農再開の交付金が出てきたようですが、簡単に今の状況だと営農再開、除染が終わって営農再開ということにはならないのではないかと私は思っているわけなんです。しかし、除染した後、当然荒廃地になってしまいますので、農作物を作付けしなければあれてしまうということですが、村としての考えはどのようにお考えか。

村長（菅野典雄君） 実は、24年度除染のモデルということで草野、小宮、長泥、農地としては10ヘクタール、合計30ヘクタールであります。これをどうするかということで、今のところそのままではまたおかしくなるのではないですかという話はしているところですが、今のところ確たる話にはなっていないのですが、どうも1住民がといいますかその地主といいますか耕作者が植えるという形にはならないのではないかとこのような気がしています。そのかわり、国の方で責任を持ってモデルというような形で地権者にいろいろお手伝いや何かはいただくかもしれませんけれども、そんな形で、ある程度少しでも荒れないような対策ということになるのかもしれない。まだ残念ながらその辺が最終的な詰めにはなっていませんが、少なくとも種もみなり何年かの時期までには本来の耕作者が植えていいのか、それとも別な形で荒れないようにしていくか、その辺は詰めなければならないなどこのように思っているところでもあります。以上であります。

3番（北原 経君） そのための国県の策というか国の策ですか、それもわかるわけですが、しかしながら、現状を見ますと飯館村の水路、先ほど伊東議員さんもありましたけれども、水路、用水堀、あとため池、そういったところにセシウムがたまっている。その状況で単なるはぎ取りをして客土したところにまた作付けをするとなると、大量な水が必要。その水の中には、きれいな水ならよろしいですけども、濁った水が入る。それはすぐにセシウムをそこに入れてしまうという状況になると考えるものですが、その辺に関して、帰村の農業再生の前に、一歩前にそれをしなければならぬと私は考えるわけですが、その辺のことにに関して。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしの件につきましては、本当に今後の営農再開に向けて課題とされるもののかなというふうには私も認識しております。圃場等についてはある程度削り取りでセシウム等のある程度除去することができますが、ため池につきましても用排水路、側溝等、U字溝等の入っている部分については洗浄等がされて、ある程度除去されるのかな。あとは土側溝、側溝が入っていないものについては土はとるということでありますが、その状況についてもなかなか確認しにくい部分もあるということですが、それについては農地除染の中の一環としてやっていただけるということで今考えておりますので、その対応について、どのようにするのかも聞きながら慎重に進めていければというように思っております。

一番問題はため池です。用水として使う部分について、上辺だけの水は安全だということでもありますけれども、それらについて下のほうにいった際にどういうふうにするのかという部分、先ほどの伊東議員のほうでも答弁させていただきましたが、ため池の水の、水には入っていないという状況は把握しておりますが、あとは泥のほうの付近ではどの程度になっているのかとか、そういう部分の状況も調べなければならぬのかなというふうに思っております。ことし小宮と向押において稲の作付け等を行いました。これらについても水管理等もしてやっている状況であります。用水から、川のほうからポンプアップで田んぼに入れたという状況であります。そういうことで、状況が把握されていない、ため池から直接入れた部分でもない状況でありますので、それらのほうも確認しなければならぬのかな。あとは、水を入れる口にゼオライトなり等を入れての処理ということもありましたので、それらも一つの実証としては影響がなかったという実証ではありますけれども、全ての農地をそうやるにもかなりの労力もかかるということもありますので、その辺についてはきちんと農水省のほうも調べるという話も聞いておりますので、ため池等については今後の対策の一つの大きな課題として対応してまいりたいと思っております。以上であります。

3番（北原 経君） 山から流れる放射性物質の沈砂池にもなるわけですから、今たまっている泥はきちんととって、それをきれいな水を田んぼにかけるといった状況にすべきと考えるものです。

25年度春から本格除染が実際はぎ取り等から農地、いぐねとか始まるわけですが、それに関して、現在見ますと24年、25年、23年からずっと2夏その何もやっていなかったということで、かなり畦畔等もイノシシにやられて堀が埋まっている。それでもって田んぼに

水が入っている。それで今の状況だと本当に水がいっぱい入ってぬかるんでいるという状況なんですけれども、この冬の間に堀をきちんと手入れして、春になったらきれいな除染ができる、はぎ取りができる。重機が入っても大丈夫なように固くするというそういった策も必要と考えるわけですが、その辺の考えを。

復興対策課長（中川喜昭君） 農地除染の部分でおたのしいいただきましたが、まずはイノシシの部分であります。本当にイノシシが土を掘り返している状況で、かなり面積的にも多いのかなというふうに、普通の年から見れば多いのかなと思っています。農地除染につきましては、はぎ取りということでセシウムが表土にある分、3センチメートルか5センチメートル程度を削り取るということですが、イノシシによって掘り返されている部分については対応がきちんとなさなければならないというふうに思っております。農地除染でもコンバイン等で歩いてでこぼこになっている場所の除染については、ローラー等みたいなものをかけながら平らにしてはぎ取りをしたという状況もあります。それがイノシシに掘り返された部分が適当な手法かどうかという部分も検討しなければなりません、平らに一度しながら、その土壌のセシウムの分布もはかる必要があるのかな。そういうデータを見ながら対応が必要なのかなというふうに思っております。

農水省のほうにも、環境省にもイノシシによっての除染は普通の平らな部分とは違うという部分も話をしながら、認識もしていただいておりますので、これの対応についても今後方針が出されるのかなというふうに思っております。現在、水等でぬかるんでいる部分の対応ということですが、今のところ具体的な方策といえますかこの冬にかけての対応というものは計画はされておられません。ただ、春になってすぐやるにはある程度乾いている土をはぎ取るという部分がよりよい除染の手法となりますので、土が乾いている状況にしなければならないというのは一番大切なことというふうに思っております。今おたのしいいただいたように、周りの水切りをするための部分を掘るとか、そういう対応もございますが、これも春先からの対応になるのかなというふうに思っておりますが、それについても一つの水のぬかるんでいる田、農地の対応ということでは国のほうに伝えていきたいというふうに思っております。以上であります。

3番（北原 経君） 当然条件よくすればいい仕事ができるということですので、すべきと思うわけでありまして。先ほど、村長が徹底した除染ということでお話がありましたが、いぐねの除染なんですけれども、草は刈りますが竹は刈らない。国の方針。本来、飯舘村のいぐねというのは大体は杉と竹とそういったところで囲まれている家が多いわけなんですけれども、タケノコにセシウムがたくさん吸い上げられるということも当然皆さんご承知のとおりでございますので、竹も当然除染の刈る、片付ける範囲に入れていただいて、きれいにしなければならないと感ずるわけです。次の春に出たタケノコは全部とってしまえばそういった除染のやりやすい方向になると私は考えるわけなんですけれども、その辺の国の草は刈るが竹は刈らないというその策に関して、村としてどのように考えているのかお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おたのしいいただきまして、いぐねといいますとどうしても杉等をイメージしてきたということがあります。今の竹のおたのしいは、先日までいかな会議で

須萱を現地での線量等を計測にいった際、除染方法についても国の考え方を聞いた際に竹については切らないという回答がありました。私もですが、村としましても竹に対してのイメージがなかったということは、ちょっと認識不足だったなというふうに思っています。

そういう中で、国の方の考えとしてはいぐねの針葉樹についてはそこに、葉っぱに付着しているということでの部分です。いぐねにセシウムがついていて、それが屋根を再汚染をするということでの費用分をいぐねを切るという話で説明していただいておりますが、竹についてはセシウムがついていないという判断の中で、広葉樹と同じ考えという形で切らないという方針を出しているということが今の段階の回答ということでもあります。以上であります。

3番（北原 経君） 質問をかえます。

精神的損害賠償請求に関してなんですけれども、飯舘村でお年寄りばかりではなく若い方でも体の不自由な方とか、結構ある東電の請求するために文言が難しいとか、そういった方がいて、恥ずかしくて相談もできないという方も私いるんじゃないかと思っております。そういった方を個人情報ばかり言わないで、救いの手を差し伸べるということも大切なことではないかと思っておりますけれども、その辺を。

生活支援対策課長（佐藤周一君） おただしのように、そういう方がいるということは村でも認識しておりまして、健康福祉課、あるいは社会福祉協議会等と連携しながら個人個人の状況を十分に把握しながら請求の状況についても確認をしていくという方向で進めてまいります。具体的には、その一人一人の状況というのは専門職員でないとなかなか把握し切れていないということがありますので、戸別訪問でその専門職員の方に聞き取りをお願いするということになるのかなと思っております。

3番（北原 経君） 最後に一つだけお聞かせください。現在の住居で避難していないため請求受けられないという方はおるのか。そのデータを持っていらっしゃるのか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 未避難世帯13人ということで把握はしてございますが、その方が請求をされていないという状況かどうかというところまで確認はしておりません。今後確認をする必要が出てくるかと思えます。請求できないという状況の世帯ではないと考えておりますので、今後確認をしていきたいと思えます。

議長（佐藤長平君） 引き続き、発言を許します。10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 1年と9カ月が過ぎ去ろうとする今日、被害者とされた村民にとって2度目の冬が到来します。村民はどうして除染が進まないのか、なぜ賠償がこんなに遅いのか、いつになったら安心して暮らせるのかと放射能汚染への不安、健康への不安を持ちながら自宅に戻れず避難生活を続けさせられています。現在行われている国政選挙は国民にとって、特に福島県民、被災を受けた人にとっては本当に重要な選挙であります。福島県では1960年代から原発の危険性を指摘し、原発立地にも反対、慎重論の動きがありましたし、2005年には地震と津波による全電源喪失となることを国会や県議会で取り上げ、東京電力にも直接指摘されてきました。昨年6月県議会に県内の原発10基の廃炉の請願が提出され、9月県議会において全会一致で採択され、これを受け、知事も全廃炉を東電に求め、県復興計画にも明記することを表明しておられます。県民、村民の思いをしっかりと

受けとめ、苦難に寄り添って活動することにより昨年の県議選で我が党の県議会議員が5議席実現し、そのことにより18歳以下の医療費無料化実減、県民子供の健康と食の安全のためにボルボでカウンター設置と内部被曝検査の促進、子供の健康と学習環境改善のため小中学校へのエアコン設置、全県民に無料のがん検診初めがんセンターや子供病院の設置や健康管理ができる制度創設を求められ、内部被曝への不安に応えるのに食品検査の徹底を求め、給食施設に検査機器を設置させました。さらに、全ての県民、村民が被害者の立場で賠償除染促進が求められていますので、財物賠償で再所得価格を基準にすること、賠償金などを収入として課税しないこと、自主避難者への借り上げ住宅家賃などへの支援の実現、除染促進には政財界の利益優先でなく、放射能完全除去と閣僚のため世界からの技術と知恵の結集が必要であります。

何といても、被害者支援と復興には国の政治が健康、全面賠償、徹底除染であり、原発の即時ゼロの実現であります。原発に骨子たままでは到底解決はできません。住民、村民が指示以降、村民の苦難軽減のために村民に寄り添っての声を代弁し、3項目9点について質問、提案を申し上げます。

初めに村民の健康について、3月11日以降における情勢としての村民の健康チェック実施したことと結果を示していただきたい。そして、そのことを総括されて、現状としての健康チェックしていること、課題は何なのか。この時期になると来年の予算編成、施策を立案となりますので、これからの健康を守り補償させていくための施策を具体的に伺います。

次に、村民誰も考えも望みもしなかった東京電力、政府による人災事故による被害者への完全な賠償についてですが、これまで村が村民のために東京電力、政府、県に要求してきたことと実現されたことを示していただきたい。そのことを総括されて、村民一人一人の被害者が受けた損害を完全に賠償させるための施策はどうされているのか伺うものであります。さきの議員の質問もあったように、被害者の立場は家族の離れ離れ、地域、知人、友人、親戚も事故前のようなことには寄り添えません。こんなときだからこそ村がしっかりと村民に寄り添うべきなのであります。村がこのことを理解するのならば、相談会やるからくるようにのやり方ではなく、被害者の立場になれる専門的機能を庁内にきちんと設置し、村民が公平公正に損害賠償を完全に受けられるようにすべきであるが、情勢、職員の役割をどう果たしていくのか伺うものであります。

次に、放射性物質の除去についてですが、人災事故が起こされてから距離で分けられて、その後には放射線量で分けられ、避難、補償、除染、復興などめまぐるしく変動があり、村が慎重に村民とのかかわりを考えれば考えるほど村からの情報とマスコミ報道、さらにはインターネットなどとの情報の混合によってますます村民は前が、現実が見えにくくなったし、村民の村民との隔週会では村民の声を聞きながら村の計画には生かされないできております。特に、放射性物質にかかわる講演、資料、計測機器などにおいて村は公正公平からして間違っていると考える村民が多くなってしまい、行政の不信に結びついています。その意に立って、村として土壌の安全期日は幾らとするのか。シートと根拠を示していただきたい。村長は村民が人災の原発事故被害者なのに反核の騎士になるもので

はないと文書で政府に提出し、一方で避難するときも村に帰るときも村民は全員一緒といながら2回にわたり地域区分したり、解除見込み時期を決定し、政府に文書提出し村民を分けておられるが、村民に理解される十分な説明が欠けていたと思われまので、今後において十分な説明をしていくべきであります。

最後に、村民の不安にどう応えるかであります。除染優先で帰村を早めるとし、復興計画を示しているが、村民の生活は、放射性物質除去は、損害賠償は、などどうできるのか。理解できなくなる不安を抱えています。村民に寄り添って村民のために考えるならば、不安に対して一つ一つまでいにかちんとした根拠を示すべきであります。根拠、担保ない施策でこれ以上に村民にストレスや諦めを与えることをやめるために、具体的にわかりやすい施策を伺っておきます。どうしたら村民が主人公の声の届く声の生かされる村造成等できるのかわかりやすい答弁を示していただきたい。

○ 村長(菅野典雄君) 10番 佐藤八郎議員の質問にお答えします。被害者としての完全な賠償についてということで3点の質問がありますが、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目の村が東電や政府に対して要望して実現されたものというご質問でございます。二重住民票的なものの適用、事業所の継続操業、避難区分再編に伴う精神的賠償について高線量居住制限区域の4年一括賠償、避難指示解除区域の2年一括賠償及び除染状況によって1年分の増額、帰村困難区域への立ち入り緩和、リフォーム代の先行払い、村除染計画どおりに国の除染計画としたこと、5,000ベクレル以下の農地除染について反転耕からはぎ取り除染への変更、いぐねの除染及び賠償、除染できないような納屋小屋の取り壊し賠償、あるいは仮設のほうの住宅ですと県のほうになりますか、追いき機能、物置、クーラーの増設、舗装、雪どめ、防寒対策としての床下周りカバー、案内板増設、集会所の増設、自転車置き場設置などなど、飯館村は他の自治体に比べて決して少なくない、むしろかなり多い実現をさせているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○ 提案しながら前に進むという本村の姿勢から、検討段階からあらかじめ本村の意向を反映して設けられた施策や制度も少なくないということでもあります。

2点目の一人一人の被害者が受けた損害を完全に賠償させるための施策を示すこと、及び3点目の公平公正に損害賠償を受けられる専門的な機能の庁内設置とのご質問ですが、村としては一人一人の賠償を確実に受けられるよう、ことし4月から生活支援対策課を設置して対応してきたところでございます。この課では、避難生活のさまざまな問題に対し支援を行うとともに、東電の賠償についても住民個々の相談に対応するほか、電話で一人一人の賠償請求状況について確認を行ったり、請求の仕方がわからない方や賠償に納得いかない方の相談に応じるなど、村民個々の円滑な賠償にそれなりにであります、努めてまいったところであります。

このほか、原子力損害賠償支援機構や原子力損害賠償紛争解決センター、弁護士会や行政書士会なども連絡をとって、村民の損害賠償が円滑に進むよう努めておりますので、ご理解をお願いをするものでございます。

他の質問は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。  
健康福祉課長（藤井一彦君） 私からは、佐藤八郎議員の村民の健康についてのご質問についてお答えさせていただきます。関連がありますので、三つまとめて一括してお答えをさせていただきますしたいと思います。

一つ目の、これまでの健康チェックと実態についてであります。震災以降行ってきた健康チェックについて、主なものを申し上げますと、まず平成23年3月22日にはいちばん館でスクリーニング検査を実施をしております。甲状腺被ばく検査については18歳以下の子供を対象に被災直後の3月29日、30日に実施をしております。その後、県の先行調査を去年の10月からことしの3月まで実施をしております。917人が受検をしておりますが、市町村ごと、個人ごとの結果は公表をされていないところであります。内部被ばくの選考調査については、去年の7月からことしの3月まで断続的に東海村や医大などで2,042人が受検をしております。結果は、1ミリシーベルト未満が2,041人、1ミリシーベルトが1人となっております。また、ことしの8月1日からは村独自に行っている甲状腺及び内部被ばく検査でありますけれども、11月末までの4カ月間で甲状腺検査は342人が受験しまして、結果であります。A1判定が250人、A2判定が92人という結果でございます。内部被ばく検査については1,142人が受けまして、全員が1ミリシーベルト未満という結果でございました。昨年5月から9月にかけて比叡、長泥、蕨平行政区の住民、それから全村見守り隊、並びに相馬仮設住宅の住民を対象とした健康調査を実施しております。それぞれ257人、153人、109人が受けております。

それから県民健康管理調査と一緒に行いました総合検診については、昨年度は19歳以上の全村民を対象とさせていただきます。合計1,784人が受検をしております。24年度は5月下旬から6月初旬にかけて16歳以上の全村民を対象に集団検診を実施をしております。まだ、施設健診なんか続いているところですが、集団検診には1,928人が検査を受けております。健康リスクコミュニケーションについては小さな子供を持つ保護者や放射線防護の専門家などで構成される推進委員会を6月1日に立ち上げました。その後、教育、一般、それから編集の三つの部会を設けまして、関連する事業を行ってきているところでございます。これらの事業内容といたしましては、心の健康対策を含めた健康や放射線に関する相談事業としてよろず健康相談や幼稚園や小学校低学年の保護者を対象とした子供の遊びと心の相談会を実施をしております。合わせましておよそ420人ほどの方が相談を受けていらっしゃいます。

そのほかに、幼小中学校の教員や保健師、それから生活相談員などを対象としたリスクコミュニケーターの養成研修会の開催、放射線のことをわかりやすく説明した新聞、かわら版道しるべの発行、放射線の勉強会や講演会なども実施をしております。これらの事業を通して得られました村民の被ばくや健康の実態についてでございますけれども、まず被ばくについてはこれは県立医科大の会見ですけれども、外部被ばく、内部被ばくともに低線量であることから、健康に被害があるとは考えにくいということでございます。しかしながら、避難による生活の大きな変化により肥満や運動機能の低下など生活習慣病や心の健康面が課題となっている実態となっております。

二つ目の現状での健康チェックと施策についてでございますけれども、震災以降、従来行ってきた総合検診の対象者を全村民に広げて実施しているとともに、検査項目も県民健康調査の実施により新たに血液検査の項目が加わっております。また、県及び村が独自に行っているホールボディカウンターによる内部被ばく検査及び甲状腺検査を行っておりまして、これらの検診や検査の結果を通じまして村民の健康状態をチェックをしているところでございます。また、村民の健康を守る施策といたしましては、今述べてきた検診や検査による村民の健康状態の把握のほかに、放射線のことを正しく恐がる放射線教育、避難によって大きく生活が変化したことによる生活習慣病対策としての運動や食事指導を中心とした健康教室の実施、心の健康問題に対処するための健康相談会や相談員による訪問の実施、要介護者への対応などを健康施策として行っているところでございます。

次に、三つ目のお尋ねのうち、これからの健康を守る施策についてでございますが、さきに申し上げた現在行っている健康施策を継続的に実施をしていくとともに、帰村へ向け地域医療や在宅介護施設の体制整備、人員の確保に努めるほか、高齢者向けの住宅整備なども検討していかなければならないと考えているところでございます。また、健康を補償させる施策といたしましては、健康被害があった場合に備えて村や県が実施している検診や各種検査のデータを村で一括管理をしたいと考えており、そのための予算を今回の12月定例議会に補正予算として計上をさせていただいております。しかしながら、健康データについてはまだ県から提供を受けていないものもあるため、今後とも粘り強く県との協議を詰めてまいりたいと考えております。

なお、当然ながら原発事故が原因で発生した賠償については国及び東京電力へ請求をすることについては申し上げるもないことであると思っております。以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、3の放射線物質の除去についての1点目の村内土壌の安全基準についてお答えをいたします。

昨年、国は稲の作付け制限をする暫定基準として農地土壌の放射性セシウム濃度1キログラム当たり5,000ベクレルとしました。これは国が土壌から米に放射性セシウムが移行する係数をいろいろな知見から0.1と定め、昨年の食品の暫定基準、成人1キログラム当たり500ベクレルを割り返しをして1キログラム当たり5,000ベクレルの基準をつくりました。ことしは昨年国が各種の作物の作付け実証試験を実施した結果、移行係数がさまざまなことから、農地土壌の放射性セシウム濃度ではなく食品の新基準を参考に出荷制限値1キログラム当たり100ベクレルと定めております。

村としましては、徹底した除染を国に求めるため、農地除染の目標値を定めることが重要と考え、昨年策定した除染計画の中で食品の新基準の1キログラム当たり100ベクレルを参考に移行係数0.1と定め、1キログラム当たり1,000ベクレル以下にすることを独自に農地除染の目標値に掲げました。ことし、国が村内2カ所で稲、野菜等の作物栽培実証事業を実施しましたが、中間報告によると表土削りとり後の放射性セシウム濃度が平均で1キログラム当たり870から1,270ベクレルの農地で作付けした作物からの放射性セシウム濃度は検出下限値以下という結果でありました。村としましては、この結果から農地の放射性セシウム濃度を除染によりできるだけ1キログラム当たり1,000ベクレル以下にする

ことが安全な基準になると考えております。以上であります。

総務課長（中井田 榮君） 私からは、大きな3点目の放射性物質の除去についての2点、3点目についてお答えをさせていただきます。

まず、2点目の村が村民を分けて対応しているが、村民に理解される十分な説明について示すことについてでございますが、村は避難するときも村に帰るときも村民は一緒であるという考えを一貫しており、全くかわることはありません。また、村に帰る人、帰らない人にもかかわらず同じ村民であるという考えでおりますことをまず述べさせていただきます。

その上でお答えさせていただきますが、放射線に対する考え方、捉え方は人それぞれでありますし、年間100ミリシーベルト以下の低線量被ばくにつきましては専門家の間でも意見が分かれており、明確な展開はありません。このため、国は低線量被ばくの影響であるとされる基準のうちの最下位である年間20ミリシーベルトを基準とし、この数値を超えないことを避難の基準としているものであります。したがって、国はこの20ミリシーベルトを解除においても基準としており、放射線量に応じた区分と避難期間に応じた賠償を打ち出してきたわけでありまして、

村としましては、当初より村に帰るときも一緒との思いでできるだけ賠償に差が生じないように国に要望してきたところであります。新たな避難区分を設定することにより、それまで禁止されていた一部事業所の再開や復旧復興工事が可能であることなど、区域の見直しによるメリットが大であることから、いち早い村への帰還のための国の提案を受け入れたところでございます。これらの決定につきましては、議会初め関係各位とも協議をさせていただいた上での決定でありますし、今後も重要な決定につきましてはご相談をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、3点目の除染についての根拠と施策を示せとのご質問にお答えをいたします。広報にも掲載しておりますが、草野、向押地区と小宮地区での農水省の実施した除染モデル事業の結果と作物栽培試験の結果が出ております。それによると、表土はぎ取りによる除染を行えば9割程度の放射性物質を取り除くことが可能との結果であり、はぎ取り除染を行った水田及び圃場での栽培試験では米初め野菜など、全ての品目で放射性物質は検出下限値以下という結果が出ております。この結果を見れば、少なくとも除染をすれば確実に放射性物質が低減でき、営農再開も可能であることを示すものと考えております。

村としても、今後の除染の状況等について広報やタブレット等で随時情報を発信し、村民の不安や心配を取り除けるよう配慮をしてまいりたいと考えております。

10番（佐藤八郎君） まず、これまでの健康チェック実態について伺うものであります。答弁の中で、昨年の5月から9月にかけて、特に高線量地区の比叡、長泥、蕨平、それに村に多く仕事で緊急雇用されている見守り隊、あと1カ所の相馬仮設住宅の対象とした健康調査やられておりますけれども、この調査の結果どのようなことが見えてきたのかを伺っておきたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） ご質問でございますけれども、調査の結果、これは東京大学の方たちがやっていただいた検査なんです、その調査の分析結果を見ますと、大体どこ

の、この三つの調査とも大体同じ結果が出ております。一つは放射線による血液の影響についてでございますけれども、これについては認められなかったということでございます。それから避難により運動不足となって高血圧、高コレステロール血症、糖尿病などの生活習慣病が悪化している方が多いということがあります。また、一部には鬱傾向の方が見られたという結果でございました。以上です。

10番（佐藤八郎君） 今はいいですけれども、後で東京大学にかかわった学者ですか、先生ですか、教えたいと思います。

答弁の中で県立医大の見解でということで、見解が答弁としてありましたけれども、世界的な事例から見ますと、今後被害はあると思える部分があるんですけれども、個々では健康被害があると考えにくいという県立医大の見解ですけれども、村もそういうお考えでありますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 実は低線量被ばくについては、まだわかっていないということがまだたくさんあるということでございます。それで、今回福島の特措法の中ではこういった低線量の研究も続けていくということが述べられております。村としては、今県の県民健康調査と一緒にやっている部分が多いということがございまして、今のところ県の言っているのを信じてやっていくしかないのかなというふうには思っておりますけれども、万が一、健康被害があってはならないということでデータ管理もあわせてきちっとやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。

（午後 00時04分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 健康福祉課長。

（午後 1時10分）

健康福祉課長（藤井一彦君） 失礼しました。午前中にご質問いただきました比曾、長泥、藤平を初めとします見守り隊でありますとか、相馬仮設での検診のやっていただいた先生方でございます。東京大学の医科学研究所の上 昌広特任教授、この先生を中心に今南相馬市の市立総合病院でホールボディカウンターの検査やっただいての坪倉先生なんか県内外のお医者さんに声をかけていただいて実施したというふうなことであります。以上です。

10番（佐藤八郎君） 答弁の中で放射線のことは正しく恐がる放射線教育という、ずっと一貫して言われている山下俊一さんが来たときから村ではやはり言葉のように言われた言葉、直ちに影響がないのと一緒にこの正しく恐がる放射線教育というものは、どういうことを題材にしてやっていくのか。あとは、食事指導、この中身です。これは生活習慣病対策の食事指導なのか。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず放射線教育についてでございますけれども、中身としましては放射線の基礎的な理解でありますとか、それから今ですと食品の中に含まれる放射性物質のことですとか、それから低量の放射線による健康影響のことだとか、そんな

ことを中心にやっております。ここ最近、きのうぐらいから始めました小さな規模でやっておりますリスクコミュニケーションは、大体10人から15人ぐらいの参加者で、本当に一人一人のご質問に先生が答えていくといった内容でやらせていただいております。

それから食事指導につきましては、今ご質問にありましたとおり、皆さん非常に野菜不足になってきたということと、それからコンビニ食を初め揚げ物とかそういうものが非常に多くなってきたというのが村民のアンケート調査なんかでも大体わかりましたので、それから検診の結果なんかにも出てきておりますので、手軽に野菜などがたくさん食べれる食事指導ということで行っております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 基礎的理解、物質的理解、低線量被ばくなど小グループというかどこで・  
どのようにやられてどんな資料を用いてやっているのかわかりませんが、それは後で具体的に聞けますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） もし必要であれば、今まで使っている資料幾つかございますので、それをお示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、大体放射線というのは何なのか、それから放射性物質の違いとは何かとか、それからよく出てまいりますマイクロシーベルトとミリシーベルトの違いとか、放射線の性質みたいなものなんかもやっております。そういった基本的なところを少し押さえた上で、皆さんの生活上でのいろいろな質問にお答えをしたりとか、それからマスクをしたらいいのかとか洗濯物を外に干していいのかとか、そういった非常に日常的なことも含めてお話をさせていただいているところであります。以上です。

10番（佐藤八郎君） 三つ目の質問に答えて、地域医療や在宅介護支援という答弁書ですけれども、施設と発言はされたんですけれども、これは施設というふうに理解していいんでしょうか。確認、ひとつしておきますとともに……。

議長（佐藤長平君） 八郎君、一問一答で。

健康福祉課長（藤井一彦君） 地域医療につきましては村の診療所ということでございます。それから在宅介護支援については、これをやっているホームから派遣されてやってもらったわけですが、そういったサービスも含めて体制の整備を進めていく必要があるということでございます。以上です。

10番（佐藤八郎君） そうすると、施設というあなたが答えたのは施設じゃなくて支援なんだということかな。それに確認していいんですね。

健康福祉課長（藤井一彦君） 両方あると思っておりますけれども、施設での医療が提供できる施設の整備、新しい整備ということではなく再開をするという意味での整備、体制整備を進めていくということでございます。

10番（佐藤八郎君） 県と一緒にやっているいろいろな診療活動というか検査活動あるんですけれども、村民のものが村に届いていない部分ですけれども、個人プライバシーに配慮しながらもぜひ村民の身近な部分の行政としてきちっともらうべきだということで、村も県と協議を粘り強くしていくんだということでやっていますけれども、一体何が問題で県は市町村にそのデータというものを渡さないということになっているのか。経過も含めてお聞かせ願う。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、調査をいたしますときにこれは市町村に提供するというようなことは書いていなかったというようなことがありまして、個人情報保護という観点からなかなか出せないというのが主な主張でございます。それから、こういった研究データについて医大としましてはそういった大学病院の中にある委員会にかけて、その上で情報の提供をするという約束になっているらしくて、その辺のことも壁になっているというふうに聞いております。以上です。

10番（佐藤八郎君） きちんと理由がわかれば私ども、県議会で大いに問題にしてそれぞれの自治体できちんと責任持った役割果たすようにすべきだという主張をしていくので、今の答弁、後で具体的に聞きますけれども、さらに協議を進めていただきたい。

あと、当然ながら原発事故が原因で発生した賠償については国及び東京電力に請求するというので答弁ありますけれども、これは病気を出た場合の話なのか今後の健康、診療なり審査なり検診なり、全てにわたってそういうもので発生したものは村としても村民一人一人にとってもそういうことは必要なんだということなのか。どんな方法で具体的に実施するのか伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今県民健康調査で基本的には県民全体を検査をしているということでございます。それで、放射線の影響については一番がんが大きいというふうに聞いておりますけれども、ほかの地域と比べて、例えば甲状腺のがんが非常にふえているというようなことがわかった、そういう事実があるということになりますと、原発由来の病気ではないかということが言われるというふうに専門家の先生からは聞いておりまして、ただ、がん放射線によるがんであるか普通にかかったがんかということの区別は、医学上は全くつけられないということでございますので、今やっております県民健康調査の結果を見て、それで判断をしていくことになるのかと思います。これについてはもう少し専門的な機関なり検討機会を設けていかないと、なかなか村としても答えを出していくのは難しいかなというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） きのう北山議員さんだか、個人個人の健康が何年先までも自分の健康をずっと見られるような手帳とかそういうものを、きのうの答弁だと県と一緒にのものとやっていくという答弁だったのかな。県と一緒に大事な部分でしょうけれども、飯舘は全県のレベルとはまた違った部分があるので、それをきちんと今後専門的な部分も含めて十分な検討をして、独自のものとやっていけるようなことも考えるべきではないかと思うんですけれども。

健康福祉課長（藤井一彦君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、今県と協議をさせていただく中で、県の健康管理ファイルというのはうちより後につくったものですから、非常に今後の検診のデータでありますとか、各種検診の結果、それからポケットみたいないろいろな検診をやった後でもらえる結果表なども一緒につづることができるようになっておりまして、村がつくったものよりもそういった意味では使い勝手が非常にいいものがございます。これでしばらくはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 完全賠償の部分の質問に入りますけれども、いろいろな部分でほかの自

治体に比べていろいろなことで国、東電に反映させてやってきたという答弁でありますから、そういう意味からして検討段階から村の意向を反映して施策や制度、少なくないという答弁なので、制度とはどういうものができたのでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩します。

（午後1時21分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 村長。

（午後1時22分）

村長（菅野典雄君） 避難が去年の4月ごろからの避難でありました。全村避難というのがま  
ずもって全く想定外ということでありまして、間違いなく6,000人の村民がほかの自治体  
で生活しなければならないということでもあります。避難ということで、一応は受け入れて  
もらえるんだろうけれども、受け入れるほうは全くほかの方たちを受け入れるわけですから、  
いろいろと大変な面がいっぱいある。そうすると、当然そこに二重住民票的な考え方が  
必要ではないかということでお話をさせていただいて、現在二重住民票はなりませんけ  
れども制度的に住民票がなくともその自治体に避難している人たちの係る経費が交付  
金として落ちるところという制度ができている。

その制度、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、忘れたというか資料は今持っていま  
せんけれども、その制度の中には飯館村は特に23年度大型事業が目白押しでありました。公  
民館の建てかえ、大谷地住宅の建てかえ、草野小学校の大規模改修、あるいは6次産業の  
工場とこういうようなことがあったわけでありましてけれども、もし帰村をなつてそれら  
をやるときにその事業はありません、あるいはもう一度スタートラインに立って3年、4年  
かかってほかとの市町村との協議とか国との協議、県との協議、そういう話ではいかな  
いものですか。少なくともやるまでに何年もかかってやってきたわけですから、それが戻  
つてやろうとするときにはすぐにできるようなこともしてもらわなければならないとい  
う話を当時の総務大臣にしまして、全くそのとおりということで、それも条文の中に1行書  
かれていますとこういうことでございます。

あとは、賠償その他除染、あるいは仮設などなどのいろいろなことで、制度という形に  
なるのかどうかわかりませんが、少なくとも飯館村はここはこうのほうがいいんじゃない  
ですか、こういう方法というのものもあるんじゃないですかという話をしてきましたので、  
それがほかの自治体の一つのルールといいますかモデルというか、規則になっていって  
いるとこういうことだというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 先ほど今年の4月から生活支援対策課というのを設置したということ  
でありまして、損害賠償のために村民の立場に立って課を設置したということでありま  
すから、この4月以降ですから、まだ1年もたっておりませんが、今までのやってきた  
実態、内容と件数と成果というものはどんなことが報告できるのか。

生活支援対策課長（佐藤周一君） 4月以降、今までやってきたことということでござ  
います。個々の村民の皆さんからさまざまな相談がございまして、例えば、精神的損害賠償につ

いて住民票を持って村外に転出した場合には賠償の継続になるのか、そういった質問があったり、借り上げ住宅、大変狭い、あるいは古くて寒くて大変だ。住みかえをしたいけれども、そういった場合には賠償、あるいは家賃の補助というものが受けられるのかとか、そういったさまざまなご相談に対して即答できるものは即答しながら、あるいは県、国の考え方を確認をして村民のほうにお伝えをしていくとそういった対応をしまりました。また、弁護士の相談会も村として主催をしまして、10回ほど、19組ですか、相談を個別に受けていただいております。そのほか、原子力損害賠償支援機構、これは政府が立ち上げた機構でございますが、ここの相談会を各自治会、あるいは仮設の集会所等に相談会を用意していただいて、個別相談を受けていただいている。それから、紛争解決センターでの和解事例、こういったものは逐次ホームページのほうに、解決センターのホームページに掲載されますので、そういった情報を我々点検しながら住民の相談にお答えできるような情報の収集に努めてきたところというようなところかと思えます。

10番 (佐藤八郎君) 数字的には今のところないということなのかどうかあれですけども、今までと同じ行政は申請主義だというやり方だけをやっていると、どうしても村民全体的にはまだまだ片方で同じものを買ってもそれを補償され、片方ではそういうものは補償されとも知らない。そういうちぐはぐというか全体的にはまとまりのない損害賠償になってくる。そういう意味では、きちんと補償されたいいい事例は事例としてきちんと個人プライバシー排除しながらも調査をして、村民誰もがそういうことであれば受けとれるんだというようなマニュアルみたいなものを作成して、多くの村民に周知して、誰でもが同じようなものを買ったら同じくもらえるようなそういうことにきちんと努めるべきだというふうに思うんでありますけれども、どうでしょう。

村長 (菅野典雄君) ご存じのように、答弁でもしましたように、出していない方たち、まずは出してのこちらのほうでできるだけ広報その他等、そういう文書も出していますし、今いったように、あとは出していない方にかなりの時間をかけて夜職員が夜電話をしましたりとか、いろいろな相談に乗るなり何なりしていますので、全て申請主義という話ではないということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。できるだけ、一人でも多くの人たちに賠償いただくように、今例えば一番問題なのは登記がされていないとだめだとかいう話ですけども、そんなことをしたらもらえない人がいっぱい出るのではないですか、あるいはたとえ登記がされてもそれが世代を超えているとかいろいろなことであればだめだとかいう話ですが、それも我々のほうでこの人が大丈夫対応している、あるいは税金を払っていただいている方だという話でいいんじゃないですかとか、かなりそういう形では村民の立場に立って我々はやらせていただいているということでもありますので、ぜひ物事をだめでないか、だめでないか、やっていないんでないか、やっていないんでないかというのもあるとは思いますが、やっていることも多々ありますので、そういう考え方をぜひ村民の方にも周知のほどをお願いしたいというふうに思っております。

10番 (佐藤八郎君) 村長言ったことは十分村民も知っているのかなと思いますけれども、私をもっと具体的に言えば、例えば片方で車を買って車の買ったものの補償ももらった人も

いる、もらわない人もいる。あとはタイヤにおいてもそうだ。生活必需品、いろいろな部分で片方はもらった、片方はもらわないというそういう流れがいっぱいあるんですけども、そういうもらったとするものがあればそういう方法をきちんと教えて、全体に因果関係があって買ったものの補償はさせていくという立場を鮮明にしたほうがもっとも信頼できる行政になっていくのではないかと。そういう意味からして初めて本当の意味での支援対策課になるのではないかと思うんですけども、そういう意味で2の3番に上げております被害者の立場になる専門的な機能を持った課というのはこの生活支援対策課となり得るのかどうか、もう一度。

村長（菅野典雄君） 一般的なかかった経費の賠償という話、よく言われる話でありますけれども、なかなか正直言って私たちも把握し切れないところがございます。人によってもまたかわるみたいな話もあるようでありますけれども、車を買ったのが賠償の対象になるから、車の対象になるそうですから車買ってくださいという話にもなりませんし、できるだけその人たちがもらった情報が私らとして確たる情報として入るのであればいいんですが、何かその辺の、あくまでも個人的なその辺でのお話の中から入ってくる話でありますので、なかなかそういう点では我々、それを公にするという話にもならないのではないかなというふうに思っています。もちろん、それは聞いてどこどこまでなんだというのは我々も詰めていますから、ある程度2段、3段にわたってはこういうものも、こういうものも該当しますという文書はそれぞれのところに渡っているのではないかなとこのように思っているところであります。

10番（佐藤八郎君） 基本的なスタンス、伺っておきますけれども、私的には村民の中にもいっぱいおりますけれども、原子力発電所の水素爆発以降は日本での過去における企業が起こした被害事故、いわゆる公害的な被害事件と一緒に放射性物質というものが降り注がれたというのがスタートであります。そういう意味では、公害事件という考え方もとても大事なことだというふうに私自身は思っていますけれども、村民の中でもかなりの方がそういう考えを持っておりますけれども、村としてのスタンスはいかがなのでしょう。

村長（菅野典雄君） 災害というのは自然災害、人災、あるいはいろいろなものがあるだろうと思いますから、どこまでがどういうふうにとすることがなかなかわからないところがあるかもしれませんが、少なくとも今度の原発事故は人災だというふうに認識をしています。少なくともこれほど危険なものであり、しかも人間の手に負えないものを扱っている会社としては、非常に危機管理のなさ、あるいは場合によっては自分たちが関東圏の経済産業、ひいては日本の経済産業をになっているというおごりの何者でもないこのように思っています。したがって、我々をこれほど大変な避難生活といいますか生活の変化をさせているわけありますから、あらゆる形で賠償は求めていかなければならないというふうに思っています。

でも、これはある程度私だけがただただ言うだけではなく、しっかりとした東京電力なり国との交渉の中で少しでも多くの人たちが均等、公平にもらえるような対応をしていくというのが行政の立場だとこのように思っていますので、これからもそのつもりでやっていくつもりでありますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） そのスタンスであれば、現状では何が一番大きな問題でしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところは、財物賠償だというふうに思っています。これがなかなか我々のプライバシーといいますか個人情報のところ、あるいはそれぞれが登記の問題がある程度しっかりとしていないとこういうことで、村民が自分のふるさとを汚された賠償が全員に行き渡らないというその心配を非常にしているところでもあります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 放射能についてお聞きしますけれども、村はいろいろなデータに基づいて食品の新基準もあって、1 kg当たりの土壌の数値が1,000ベクレルというふうに安全基準値はそういうことに決めたということはありませんけれども、全県的是どういうになっているか参考のために伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 農地の土壌の基準につきましては、答弁でもお話ししましたとおり、昨年度県のほうなり国のほうで作物の作付けをしまして、以降がそれぞれの作物によって全然違うということが出されました。ある程度、何割かは行くんだという部分であれば、それが土壌にあれば何割が作物に行くから作付け制限をすとかという、多分計画でもあったのかと思うんですが、作物によってなかなか移行係数が決めがたいということがありまして、先ほど答弁でお話ししましたように、食べ物のほうでの基準をつけたということでございます。ただ、私どもは除染を進める上で、基準値といいますか除染に向けて国が直轄でやるということであれば、かえって基準値を決めてそこを目指すようにお願いをするというのが今までの復興計画の分科会なり除染計画書なりで打ち立てた部分でありまして、そのようなことで県内では多分このような農地土壌について基準値を決めているのは村だけかなというふうに考えております。

10番（佐藤八郎君） 農林省の除染作業における土壌検査はされて、草野地区、小宮、長泥、全地区されて、結果的にその時点と現状の時点での差はあるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） やっと12月段階で工事が終わったということで、今それぞれの地権者の方々へ引き渡しをしている状況であります。その中で、それぞれの田んぼ等の土壌のベクレル数や空間線量の報告をしている段階であります。今後、その後の調査をしなければならぬというふうに思っております。現時点では中間報告の後の最終的な部分での差はまだ村のほうにいただいておりますので、その辺のデータがあれば議会のほうに情報共有ということで提出させていただきたいと思っております。

10番（佐藤八郎君） 先ほど北原議員からもあったように、やったからって安心できるようなものではないんですね。といいますのは、私行くたびいろいろなところをはかってくるんですけれども、同じところずっと追っているんですけれども、追ってますと全然違ってくるんですね。役場とビレッジハウスの間の側溝の葉っぱの上でも18も出たりするんですね。だから、そういういろいろな変化が起きるんです。土壌までいっているかどうか、土壌検査なかなかできないんで、個人的には。そういう部分では追跡調査というのは大事だし、役場みずからもそういう調査を自分のものとして捉えることが基本でないかと思うのね。どっかに委託して頼んだからいいというだけでいたんでは、自分がどれだけけがしたりどれだけ飯館村の自然や我々の体がこれによって汚されたり被害こうむっているかと

というのは職員みずからも出てこないんじゃないだろうね。きちんと自分でやるというのが基本に置かないとだめじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） おただしのおりというふうに思っておりますので、追跡調査のほうも村職員、忙しい中でありましてけれども、体制を組みながら前向きに検討させていただきたいと思っております。

10番（佐藤八郎君） 総務課長の答弁で、放射線に対する考え方、捉え方は人それぞれである。一般的に総論的に一般言葉としてこういうふうに言われています。ここでいうそれぞれというのは総務課長からしてはどういうのがそれぞれなのか。

総務課長（中井田 榮君） お答えさせていただきましたように、国のほうで示している20ミリのシーベルトを基準にしたというようなことを基本にしてのそれだというようなお答えでございます。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、あくまでも20ミリという観点がそれの上になる人、下になる人それぞれがあるというのもそれぞれという考え。答弁の中でも意見が分かれていて明確な見解はありませんという答弁でありますけれども、村では基本的には5ミリというものを最終的には1ミリだということがあるんですけども、20ミリという部分でどこまでどんなことを進めるのかという部分が村民には見えていないんですね。20ミリまではどこまでと、5ミリはどこまで、1ミリになったら、例えば避難解除見込みも村長がきのうの話では27年、6年の秋から27年の春にかけて宣言するようなお話ございましたから、それに向けては一体放射線量は一体20ミリがどういうふうにかわって行って、それとともにどういうふうにそういうものが出てくるのかという法定というか自分らの基本的な考え方を具体的に示すことが村民にとってはわかりやすい。先に見えるものになるんじゃないでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 20ミリは国が言っている値なんですね。ICRPのほうで出したそれを基準にして国のほうではそこまで除染する・しないの話をしています。でも、村はそれではとてもじゃないがだめだよと。20ミリでは20ミリになった以下では返すとかそういうことではあり得ないというところでずっと議論してきました。それで、何ミリにするかということで、いろいろ村民も交えて議論しましたけれども、当面5ミリというふうに決めさせていただきました。復興計画の中にも入っています。ですから、この2年間の除染の中で当面5ミリを目指してとにかく徹底して除染をしてもらうということですから、その値がまさしく帰村の目標値になるのではないのかな。当面ですよ、将来は1ミリとっていますから。ですから、段階的に20ミリが15ミリ、10ミリ、最後に5ミリということではなく、国は20ミリを目標にしていますけれども、私らは5ミリというふうに、これは計画に載せてありますから、除染の目標値は、帰村の目標値は5ミリ、当面は5ミリということだと思っております。

10番（佐藤八郎君） 答弁の中で区域の見直しによりメリットが大きいということで、国の機関のための国の提案を受け入れたというのがあるんですけども、それはこの5ミリも含めてそういう何がメリットが大きいのか。

副村長（門馬伸市君） 5ミリがメリットということではないと思っておりますけれども、それは除

染の目標値でありますから、区域の見直しのメリットは、議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、新たに事業が再開できるところが十二、三、後でふえましたよね。あるいは賠償の精神的な損害にしても国で示した年数からより賠償期間を多く勝ち取ったということはどうか分かりませんが、精神的な損害、それから放射線量の比較的高いところ、3地区も本来であれば国の基準であればだめでしたよね。ところが、粘り強く交渉した結果、3地区についても1年帰還困難と同じくにはなりませんけれども、その1年手前で賠償がしてもらえます。あるいは帰村に向けたインフラ、例えば道路の整備であったりいろいろなことができる。事業所の再開だけではなくてそういうのもできるようになるということでもありますから、そのまま区域を見直しを断固として反対していれば賠償の問題も前に全然進まない。あるいは事業所の再開もあり得ない。それだけでいいのかということもあって、国の示した基準は私らは納得はできませんけれども、できるだけ村民に寄り添った形で、少しでも国の基準を壊していくという姿勢でずっと頑張ってきた結果が村民のために少なからず私になっていると思いますし、村民もこうして賠償が早く受けられるようになるということも、今賠償問題の中であしたの生活もできない、どうしてくれるんだという人もいます。ですので、そういう賠償問題を少しでも早く決着をさせたりということで、かなりメリットはあったのではないかなと思います。飯館方式が今双葉のほうで一つ、二つ、三つと区域の見直しがされるようになってきているというのは、私らのほうの影響も大きいのではないかなとこんなふうに思っているところであります。決してデメリットではなくメリットのほうが多かったのかなというふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 最後の答弁が、私は村民への不安のことで聞いたんですけれども、余りにも除染の答弁なのですけれども、除染、先ほど課長からも追跡調査もあとみずからの調査も今後やるような検討するというお話があったので、そういうことをしないことに対しては村民も私もしなければ購入をしたいというふうに思うんですけれども、するという前向きなものであると、その点にはあれですけれども、村民の不安がどこにあって生活ではどこ、除染ではどこで放射性物質に対してはどこなんだというものをきちんとつかんで、それに応える行政執行をしないとますます不安を仰いだりストレスためたりということになってくるので、そういう部分では、だから長泥の問題よりも俺らの部落は前は25年にやるような話だったけれども、今回はどうなったんだろうという話も具体的にあるので、その1点だけでも聞いておきます。

副村長（門馬伸市君） まさしく今抱えている課題は佐藤八郎議員の健康、賠償、放射線のことではないかなとこんなふうに思っています。除染も最重要課題ということで今取り組んでおります。それで、西半分、東半分の話で2年間という話だったんですけれども、長泥については最近になって図面の東半分、西半分のうちらほうで除染計画書つくっていただきましたよね。ところが環境省のほうで長泥だけ別の印をつけてまた持ってきたんですよ。約束違うよと。国では長泥も本格除染は難しいかもしれませんが、モデル事業か何かで必ずそういう方法でやりたいとこういふ話だったんですけれども、その印が2年間のところに一つ長泥だけエリアを設けてきて、本格除染でなくてモデルもすぐという話していないんですね。ですから、長泥の皆さんの除染の説明会、今度の日曜日だったかな、

あるんですけれども、その中で国のほうの考え方も当然述べてもらいますし、村で除染計画書をつくった経過からして長泥住民に不安を与えることになりますので、その辺はしっかり国と、どんな事業でもいいんです。必ず全部、長泥行政区全部1年にやらなければならないということではなく、そういう弾力的に、けれども着手はしてもらおうという方向で進めていきたいというふうに思っています。

復興対策課長（中川喜昭君） 大変申しわけありません。今副村長のほうから答弁させていただきました長泥の件であります。環境省のほうから連絡が入りまして、経過的には今副村長が申したとおり、先日来た際には長泥については25年度はモデル事業も何もしないような話でありました。そこで、村長・副村長からも強く意見をいただきまして、一応モデル事業という形で、エリアもまだ決まっていませんが大きなエリアではなく、民家であれば3軒程度で、あとは森林、農地も含めた中でのモデル事業という形でやりますというような形で報告いただきましたので、村長・副村長にまだ話していない部分でありますので、大変申しわけありません、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後2時56分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 議案を配付しました。

お諮りします。請願第1号から請願第4号について、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、請願1号を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とします。

以下、日程第6までを議題とすることに決しました。

（午後3時15分）

#### ◎日程第3、請願第1号 政府の原発事故収束宣言の撤回を求める意見書の提出を求める請願

議長（佐藤長平君） よって、請願第1号「政府の原発事故収束宣言の撤回を求める意見書の提出を求める請願」の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。連合審査会委員長大和田和夫君。

連合審査会委員長（大和田和夫君） ただいま議題となりました請願第1号政府の原発事故収束宣言の撤回を求める意見書の提出を求める請願について、審査の経過と結果について報告します。

12月12日、連合審査会委員会を開き、審査をいたしました。本請願の趣旨は平成23年12月に福島第一原発は冷温停止状態になったとして収束宣言を行ったが、原子炉は破壊され、核燃料は溶け、高濃度汚染水の流出の恐れや労働者の被曝問題、さらには福島県民が強く求めている全面賠償と徹底した除染などが進んでいないなど、数々の重大な問題に今なお直面しているとの趣旨であります。

委員会としては、この問題については今回提出された請願第1号及び請願第3号とを総合的に捉え、十分議論する必要があるとのことから、請願第1号については全会一致により趣旨採択すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

委員長、待機願います。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 政府の原発事故収束宣言の撤回を求める意見書の提出を求める請願の件を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択です。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

◎日程第4、請願第2号 国に『原発ゼロ』の政治決断を求める意見書の提出を求める請願

議長（佐藤長平君） 日程第4、請願第2号「国に『原発ゼロ』の政治判断を求める意見書の提出を求める請願」の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。連合審査会委員長 大和田和夫君。

連合審査会委員長（大和田和夫君） ただいま議題となりました請願第2号「国に『原発ゼロ』の政治判断を求める意見書の提出を求める請願」について、審査の経過と結果について報告します。

12月12日に連合審査会委員会を開き、審査をいたしました。本請願の趣旨は、原発事故から1年8カ月余りたったにもかかわらず、事故は収束どころかその被害は拡大しており、多くの被害者は先の見えない苦しみのもとに置かれている。県内外にも避難は16万人近くに及び、避難先での命を落とす人も後を断たない。これだけの被害を与え続けている原発の事故を二度と起こすことは絶対許されない。政府が行ったパブリックコメントでは8割が即時原発ゼロを求め、福島市の聴取会では全ての原発の廃炉を求める声が圧倒的だった。原発ゼロの日本の実現は、福島県民、国民の多数の願いとなっている。政府は全ての原発から直ちに撤回する政治判断を行い、原発ゼロの実現を図ることを求めることについて意見書を提出するよう求める願意であります。

委員会としては、この問題についてはことし6月に同様の請願を受け、政府関係機関に対して提出したばかりでありましたので、以上の議論を経て採決を行った結果、請願第2号は全会一致により趣旨採択すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。委員長、待機願います。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから請願第2号 国に『原発ゼロ』の政治決断を求める意見書の提出を求める請願の件を採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は、趣旨採択です。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎日程第5、請願第3号 『財物賠償基準』を見直し、『再取得価額』を基準にした賠償基準にすることを求める意見書の提出を求める請願

議長(佐藤長平君) 日程第5、請願第3号「『財物賠償基準』を見直し、『再取得価額』を基準にした賠償基準にすることを求める意見書の提出を求める請願」の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。連合審査会委員長 大和田和夫君。

連合審査会委員長(大和田和夫君) ただいま議題となりました請願第3号「『財物賠償基準』を見直し、『再取得価額』を基準にした賠償基準にすることを求める意見書の提出を求める請願」について、審査の経過と結果について報告します。

12月12日に、連合審査会委員会を開き審議をいたしました。本請願の趣旨は、東京電力が7月に示した避難区域における財物賠償基準は固定資産税の評価額や建物の築年数に基づき賠償額を決めるというもので、築48年以上を経過した建物は時価の2割程度しか賠償されない基準となっている。そもそも、加害者である東京電力が基準を押しつけるなど許されないものである。これだけの大規模で長期間にわたる被害を与えている原発事故による不動産の損害は喪失した不動産の通常算出による賠償でなく、被害者がそれぞれの移転先で生活基盤を回復できるだけの賠償、生活基盤の再取得価額の賠償がなされなければならない。原発事故によって避難した県民が安心して生活基盤を確保できるだけの賠償をするのが当然で、たとえそれが事故当時の時価を上回ったとしても不公平とは言えないものであるとする願意であります。

審査の結果、請願第3号の趣旨には賛成であり、全会一致により趣旨採択すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

議長(佐藤長平君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。委員長、待機願います。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから請願第3号「『財物賠償基準』を見直し、『再取得価額』を基準にした賠償基準にすることを求める意見書の提出を求める請願」の件を採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は、趣旨採択です。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

◎日程第6、請願第4号 中間指針の見直しを求める意見書の提出を求める請願

議長(佐藤長平君) 日程第6、請願第4号「中間指針の見直しを求める意見書の提出を求める請願」の件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。連合審査会委員長 大和田和夫君。

連合審査会委員長(大和田和夫君) ただいま議題となりました請願第4号「中間指針の見直しを求める意見書の提出を求める請願」について、審査の経過と結果について報告します。

12月12日に連合審査会を開き、審査をいたしました。本請願の趣旨は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第1次追補に続く第2次追補では、平成24年1月以降については自主的避難区域における精神的苦痛における賠償基準を示し、対象機関における状況が全般的に異なるなどとして子供と妊婦についてのみ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とすることなどを政府に対し原子力損害賠償紛争審査会の中間指針を見直し、環境がもとに戻るまで精神的苦痛並びに生活費の増加分として賠償を続けることを明記することを求める願意であります。

委員会としては、この請願については本村においては自主的避難対象区域ではないが、損害賠償にかかわる問題についてはまだまだ納得いくものではないとして、新たな意見書を提出すべきものと決した次第であります。以上の議論を経て採決を行った結果、請願第4号は全会一致により趣旨採択すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

議長(佐藤長平君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから請願第4号「中間指針の見直しを求める意見書の提出を求める請願の件」を採決します。

請願第4号に対する委員長の報告は趣旨採択です。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

◎散会の宣言

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 3 0 分)

( )

( )

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月12日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

〃 会議録署名議員

佐野幸正

〃 会議録署名議員

菅野義人

〃 会議録署名議員

大和田和夫

平成24年12月14日

平成24年第10回飯館村議会定例会会議録（第4号）

平成24年第7回飯館村議会定例会会議録(第4号)						
招集年月日	平成24年12月7日(金曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成24年12月14日 午前10時01分				
	閉会	平成24年12月14日 午後 2時40分				
応(不応)招議員及び 出席議員並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	9番 大谷 友孝		10番 佐藤 八郎		11番 志賀 毅	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 山田 郁子		書記 三瓶 真	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	生活支援対策課長	佐藤 周一	○	住民課長	濱名 光男	○
	会計管理者	齊藤 修一	○	健康福祉課長	藤井 一彦	○
	教育委員長	佐藤 眞弘		教育長	廣瀬 要人	○
	教育課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	○
	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	農業委員会 局長	齊藤 修一	○
	選挙管理委員会 委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記	中井田 榮	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年12月14日(金)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 9号 飯舘村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 発議第10号 原子力災害からの復興を求める意見書(案)
- 日程第 4 発議第11号 精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書(案)
- 日程第 5 議案第71号 平成24年度飯舘村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 6 議案第72号 平成24年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第73号 平成24年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第74号 平成24年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第75号 東日本大震災における飯舘村単独弔慰金支給条例
- 日程第10 議案第76号 飯舘村須萱地区除染工事請負契約の変更について
- 日程第11 閉会中の継続審査の件
- 日程第12 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

発議第9号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例」が、提出者大谷友孝議員、ほか賛成者全議員により提出されております。

次に、発議第10号「原子力災害からの復興を求める意見書（案）」、発議第11号「精神的損害賠償に対する中間指針の見直しを求める意見書（案）」が、提出者大和田議員、ほか賛成者全議員より提出されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君を指名します。

### ◎日程第2、発議第9号 飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第2、発議第9号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（大谷友孝君） ただいま議題となりました発議第9号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今般、地方自治法の一部を改正する法律の交付に伴い、議会の委員会規定の簡素化によりこれまで委員会に関しては常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会がそれぞれの条に分かれていたものが、このたびの改正に伴い一つの条文に統合され、また委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、委員会条例の改正を行うものであります。

以上であります。

議長（佐藤長平君） 大谷議員、自席へお戻りください。

失礼しました。

### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午前10時05分）

### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 提出者に対する質疑を行います。

(午前10時05分)

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

自席へお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから発議第9号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例案」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号「飯館村議会委員会条例の一部を改正する条例案」は原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発議第10号 原子力災害からの復興を求める意見書(案)

議長(佐藤長平君) 日程第3、発議第10号「原子力災害からの復興を求める意見書(案)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番(大和田和夫君) ただいま議題となりました、発議第10号「原子力災害からの復興を求める意見書(案)」を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

原子力祭儀からの復興を求める意見書(案)

東京電力が7月に示した避難区域における財物賠償基準は、固定資産税の評価額や建物の築年数に基づき賠償額を求めるというもので、築48年以上を経過した建物は時価の2割程度しか賠償されない基準となっている。原発事故の加害者である東京電力が賠償基準を押しつけるなど、許されるものではない。このような大規模で長期間にわたる避難並びに被害を与えている原発事故による不動産等の損害は、喪失した不動産の通常算出による賠償でなく、被害者がそれぞれの移転先で生活基盤を回復できるだけの賠償や生活基盤の再取得価額の賠償がなされなければならない。今、福島県民が強く求めているのは徹底した除染、福島の被災者支援と復興に総力を挙げて取り組むこと、早期の全面賠償である。原発事故によって避難した県民が安心して生活基盤を確保できるための賠償をするのが当然で、例えそれが事故当時の時価を上回ったとしても不公平とは言えないものである。

よって、政府は東京電力に示した財物賠償基準を見直しさせ、再取得価額を基準とした賠償基準とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤 長平

内閣総理大臣 あて

であります。

議長(佐藤長平君) これから、提出者に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、待機願います。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、発議第10号「原子力災害からの復興を求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号「原子力災害からの復興を求める意見書（案）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第11号 精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第4、発議第11号「精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番（大和田和夫君） ただいま議題となりました発議第11号「精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書（案）」を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書（案）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第1次追補、続く第2次追補では平成24年1月以降については自主的避難区域における精神的苦痛における賠償基準を示し、対象期間における状況が全般的に異なるなどとして子供と妊婦についてのみ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとした。今年5月31日に行われた原子力損害対策協議会（会長佐藤雄平福島県知事）が行った東京電力への緊急要望書の提出の席上、福島県市長会会長瀬戸福島市長は福島市から山形県へは約7,000人が自主的に避難している。1月以降の賠償の基準はいつごろ出るのか。言葉にならない苦しみは賠償しか償えない。避難者と避難できないでいる人に対し1月以降に迅速な賠償と求めると強く求めている。

よって、政府は原子力損害賠償紛争審査会の中間指針を見直し、環境がもとに戻るまで精神的苦痛並びに生活費の増加分として賠償を続けることを明記することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月14日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣宛てであります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、発議第11号「精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号「精神的損害に対する賠償についての中間指針の見直しを求める意見書（案）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第71号 平成24年度飯館村一般会計補正予算（第9号）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第71号「平成24年度飯館村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 何点か、お尋ねをいたします。

29ページ、森林災害保険料。来年3月17日更新というふうに伺っていますけれども、この飯館村財物ゼロというようなお話がございますけれども、保険料の根拠となる数字が発災以前のままとということなんでしょうけれども、内容についてお尋ねをいたします。

33ページ、積立金のいいたてっ子未来基金元金に13ページでも説明していますけれども、ブランドイメージ回復支援市町村交付金、これが元金に積み立てをされて風評被害等々についての均等割、人口割で県から支給されたものだということに伺っていますけれども、この性質からしていいたてっ子未来基金に積み立てをすることに支障はないのか。このブランドイメージの使途等についての縛りはあるのかどうか。あわせてお尋ねをしたい。

35ページ、パソコン40台、備品購入ですが、教育費の電子黒板4台となっていますけれども、対象クラス、学年はどういうものなのかお尋ねをしておきます。

それと、33ページの除雪用の重機借り上げということで小型のタイヤローダー1台が、狭いところに対応するということですが、配備場所等々についてはどのようなお考えなのかお尋ねをします。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私のほうには2点ほどご質問いただいておりますので、一緒にお答えしたいと思います。まず、29ページの森林保険であります。今おたのしめのとおり、放射物質を浴びている状況の中でその価値といいますか、それはゼロではないかというおたのしめでもありますけれども、正直なところ、具体的に保険会社との部分は詰めておりません。ただ、昨年その保険の部分については賠償のほうで保険のほうを何とかならないのかなというような交渉をしながらやってきたんですが、保険の掛け金のほうの賠償については無理だということで去年、年度途中からその結果が出たということで掛けたところでありまして、具体的に今回また計上させて掛けていくということでもありますけれども、例えば災害があった際にどのような対応をするかという部分、詳細に詰めていないところもありますので、今後詰めさせていただきたいと思っております。以上であります。

あと、33ページの小型ローダーのリース分ということでもあります。どの場所にといいことでもありますけれども、今のところの考えでは避難する前、従来でありますけれども、行政区委託等をお願いしていた細い道路、例えば蕨平の蕨平向線とか、あとは草野にあります草野大房木線、宮内にあります柏塚線等、車幅が大体2.5程度しかないような村道に

ついてこの小型ローダーで対応していきたいという部分であります。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 33ページ、いいたてっ子未来基金の積立金、ブランドイメージ回復交付金のことでございますけれども、議員おただしのおり、この交付金につきましては原発事故によって各市町村の持っている既存のブランド等のイメージが低下した損害から回復するための基金ということで交付されるものでございます。ただ、本村におきましては今農作物がつかれないような状況であるということ、それからこの基金の対象期間が今年度24年から26年度までの3カ年を基本にしているということございまして、この間、農作物のブランドイメージの回復に充当するというのは好ましいといえますか使っていないのではないかとということで、村として県のほうと協議をさせていただきまして、飯館村全体のイメージアップ、あるいは子供たちの支援ということに使用しても差し支えないという回答をいただきましたので、この際、いいたてっ子未来基金のほうに積み立てをさせていただいて、子供たちの支援に活用させていただきたいというふうに考えたところでございます。

主に今年度以降、使途といたしましては想定しておりますのは、未来への翼の事業でありますとか、沖縄のまでの旅、こういったものの財源として活用していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、35ページにございます備品購入費、小学校費教育振興費の備品購入費でございます。パソコン40台、それから電子黒板4台ということでございまして、対象クラス、あるいは学年はどういったものかというご質問でございますが、パソコンはノートパソコンを40台購入することにしておりまして、学校全体で使わせていただきたい。小学校、校舎が二つございまして、飯樋小学校の校舎と草野・白石の校舎がございまして、当初は20台ずつ配置をさせていただいて、ノートパソコンですので必要に応じて先生がクラスに持ち出してクラスで使わせるということでございまして、特段、特別の学年に固定して設置するということは考えておりません。各学年で自由に使わせていただきたいというふうに考えております。

それから電子黒板の4台でございますが、こちらも全学年で活用できるように教材ソフトなどもあわせて購入する予定でございます。それで、今申し上げたとおり、校舎が二つございまして、2階建てでございますので、各校舎の1階と2階に1台ずつということで、飯樋の校舎に1階と2階に2台、草野・白石の校舎の1階と2階に1台ずつということで4台計画させていただいたところでございます。全校で活用させていただきたいと考えております。

9番（大谷友孝君） 森林の保険料ですけれども、課長が言ったように東電に賠償してもらうのが一番いいわけですが、ゼロという評価の中で今後の協議だということですが、この辺は通常のととは違うのではないかとこのように思いますので、果たしてゼロのところには保険料を掛けていたということであってもそれなりの、今までのような賠償が受けられるのかどうか疑問でありますので、この辺はじっくりと協議をしていただきたいと思うところであります。もう一度。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただきましたように、もし災害があった場合の賠

償価格等が通常のとときとどのような変化があるのか、それについても調べて慎重に進めてまいりたいと思います。以上であります。

9番(大谷友孝君) 33ページの除雪のタイヤローダーですけれども、行政区委託等々の範囲だろうというふうに思いますけれども、移動手段としてはどのような考えでしょう。

復興対策課長(中川喜昭君) 移動手段については自走という部分で考えております。ただ、行政委託もそれぞれの地区でやっていたように、方々にありますので、それについては計画的に配備するように考えていきたいと思います。移動手段については自走というふうに考えております。

9番(大谷友孝君) いたてっ子未来基金の積み立てでございますけれども、24年度から26年度までということで、農作物は確かにつくれないかもわかりません。しかし、25年度除染後においては作付けをしていただきたい旨の申し出があるというふうに聞いております。子供に使う、私大賛成なんです。ただ、ブランドイメージ、先ほどから言ったように風評被害等々でその辺の対策費だということであれば、施策、あるいは新たに計画をしているような植物工場なり花も対象になるんでしょうけれども、そういうところに力を入れるべきではないのか。基金先としてはいたてっ子未来基金よりは農村楽園ではないのかというふうに思うわけでありまして、もう一度。

村長(菅野典雄君) いろいろな基金があるわけでありまして、いたてっ子未来基金は今から七、八年前に中学校のバスを買うときに利子のほうを全国から募るとこういうことでつくられた基金でありまして、基本的には子供たちにとということでありまして、したがって、そういう趣旨以外は別な基金に、あるいはその趣旨に沿ってとこういうふうにしていただきますので、それ以外のものは復興基金であったり、あるいは今までの基金に入れさせていただいているところでありまして、以上であります

9番(大谷友孝君) ですから、この趣旨に沿ってということであれば、先ほども言ったように農村楽園基金でもいいでしょうし、復興基金でもいいでしょうけれども、子供に使うことは私は根本的には賛成なんです。ただ、この24年から26年度に限っての交付金の性格からして、この基金よりは農村楽園なり復興基金に入れてこれから実証事業といいますか試しにいろいろな作物が栽培されるんだろうというふうに思いますけれども、そちらに向けていくというのが、考え方としては正しいのではないかという質問でありますので、もう一度。

#### ◎休憩の宣告

議長(佐藤長平君) 暫時休憩します。

(午前10時29分)

#### ◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 副村長。

(午前10時45分)

副村長(門馬伸市君) 先ほどの基金の積み立ての件なんですけれども、まさしく大谷議員ご指摘のとおり趣旨の交付金なんです。ですけれども、時期的に2年後までということになりますと、先行きがちょっと除染の関係で不透明な部分もあります。したがって、今

回いたてっ子未来基金のほうに一旦積み立てをして、もし1年後に、例えば除染がスムーズにいったら先ほどのご質問のように植物工場とか花とか、そういうものが作付けできるようになる見込みが立てば、そちらのほうの基金から楽園基金のほうに組み替えをさせていただく。状況を見ながら、この事業は市町村の実情に応じて延長も、3カ年間なんですけれども、延長も可能だということで、2年程度、28年ごろまで延長も認めるというふうになっていますので、そういう意味からすればもう1年様子を見させていただいて、そのときには組み替えも可能ですので、そういう対応をさせていただきたいということであり

9番（大谷友孝君） その時期が来れば組み替えもあり得るという答弁でございますが、今村外で新たに取り組みをされている方々もございます。県の趣旨からすれば使い勝手の悪い本当に狭い中での使途事項のようでありますから、使うほうとしても大変なんでしょうけれども、できれば今村外で始まった、確かに別な補助は受けて始まっていますが、販売等々については苦勞しているように伺っておりますので、この辺にももし充てられるのであれば向けてほしいなというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 基本的には、多分いろいろなものに使える交付金のようにありますので、その辺も含めて村のほうで県のほうとも協議をしながら進めていければなどこんなふうに思っていますので、今回は一旦いたてっ子未来基金のほうに積み立てをしていただいて、その後で、多分来年度の事業の充当、いたてっ子未来基金の事業のほうに一部は充てるようになるというふうに思いますけれども、半分ぐらいはブランドのイメージのほうに使えるように村としても組み立てをしたいななどこんなふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

9番（大谷友孝君） 電子黒板でございますけれども、以前電子黒板のお話があって、余りよろしくないようなご意見があって取りやめになったという経過があるわけですが、なぜ今この電子黒板なのかお尋ねしたい。

教育長（廣瀬要人君） 二つ理由がございます。一つは、日ピスとジャニーズ事務所のほうから教育環境の整備、特にパソコン及び電子黒板の整備に使ってほしいということで1,000万円を超える寄附金が寄せられている、これが一つであります。もう一つは、電子黒板等を使って少し教育の質的な充実を図っていきたい。電子黒板のイメージ、私も実際には使っておりません。デモを見ているだけでありますけれども、パソコンを黒板にしたというような機器であります。教材の提示などは非常に容易になります。これは全ての教科でソフトが開発されておりまして、教材や資料、画像は動画も提示できるので非常にすぐれた一つの機能を持っているなど。それから示した教材に書き込みができるんですね。黒板と同じように書き込みができるというようなことで、これも一つの大きな特徴。

もう一つは、黒板に書いたもの、記録したものを録音録画しておいてまた必要に応じてそれを再提示できる。非常にすぐれた教材教具だなというふうに思っておりますので、小学校、中学校に数は限定しておりますけれども、導入して使っていききたいということで提案をさせていただいております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑、ありませんか。

10番（佐藤八郎君） 何点か質問させていただきます。

まず、17ページにおける諸収入あるんですけども、インフルエンザ予防接種支援事業助成金ということで、これはこの実態と進め方について何うものであります。その下の家畜導入基金協会出資金返還、この返還の理由となぜ今になったのか。ちょっと率直にお聞きしたい。19ページにおける総務管理費備品購入車両購入ですけども、23年たっているものを新たなものにして安心安全なふうにしたいということで、この車両の購入のあり方、どういう入札なり何なりして機種をどういうふうにするのか。今後なのかと仕様内容です。あとは説明の中で鮎物発送業務について、県と一緒にやるのでマイナス421万円という、2,000円という話あったんですけども、これすべての時期同じというふうには思えないのですが、そのことの方を伺っておきたい。

21ページにおけるまでいライフの地域づくり事業補助金、大変今コミュニティがない中での避難生活なので、コミュニティづくりの点からなり村民が寄り添える機会ということでは大変重要なことだと思うんですが、内容とこれをやることでの成果をどのように考えられているのか伺うものであります。あとは委託料です。ずっと下にあって、ウェブカメラシステム、この活用方法と成果をどういうふうにご提案なのか伺う。

25ページにおける災害弔慰金です。前にも質問して確認してあるんですけども、弔慰金の実態と内容、そしてここで上げての提案の内容と考え方、具体的にお話し願いたい。33ページになりますけれども、教育費の中で今ほどいろいろお話ありましたけれども、いたって子未来基金元金ということでありますけれども、災害後のこの基金の使われ方は主にどんなことがされてきて、これからこの未来基金というものをどんな形で使おう、活用しようとしているのか。現在における基金残高は幾らなのか伺っておきます。以上、伺うものであります。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、私の方からはインフルエンザの予防接種と、それから災害弔慰金についてのご質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まずインフルエンザ予防接種の事業の助成金でございますけれども、これは去年ユニセフから同じような助成がございました。ただ、24年度は助成があるかわからなかったために当初予算では上げませんでしたけれども、ことしも同様に助成をいただけるということで今回上げさせていただきました。内訳といたしましては、6カ月から13歳未満の方、この方は2回接種をしなければならないということで、これをうちのほうで算定しまして608人分、これが1,216本になります。それから13歳から中学校3年生以下について、これは142本、これは1回の接種ということであります。これで1人2,000円掛ける、合わせまして1,358本分の助成をいただいているところでございます。また、今このほかに65歳以上については無料でやっているところでございます。

災害弔慰金のほうの実態でございますけれども、現在全部で審査件数が、これが12月1日現在でございますけれども、88件の審査をさせていただきまして、そのうち災害との関連ありというのが39件ということになっております。このほかに、この災害弔慰金には審査会にはかけていないんですけども、直接津波で亡くなった方が1人おりますので、その方についても災害弔慰金を出しておりますので、88名中39人に出す。それプラス1人と

いうことで全部で40人、今災害弔慰金を出しているということでございます。

それから、今回のこの弔慰金の考え方でございますけれども、これはまた条例のほうでも出しておりますけれども、この災害、国全体でやっている災害弔慰金に該当しない方、亡くなられた方が全部で160人ほどいるわけですけれども、災害弔慰金をいただいた方を除いた方に対して30万円の弔慰金を出したいということで、160名ほど今予定をさせていただいております、4,800万円の予算を計上させていただいております。以上です。

副村長(門馬伸市君) 17ページの家畜導入基金協会の出資金返還金の件でありますけれども、これは議会の中でも懸案事項でありました振興公社が肥育牛舎をつくる際に、村は事業主体になれないということで出資を家畜導入基金協会のほうに補助残分、振興公社、お金がないものですから、その補助残分を村のほうから家畜導入基金協会を通してそこから振興公社のほうに貸し付けをしたということで、当時は牛舎の建設については村が実施をするということだったんですが、事業主体になれないために迂回して出資金協会を通じて公社のほうに貸し付けをしたものですから、その分の3カ年間だったと思いますが、八千二百、三百万円のお金を出資をして、村のほうから基金協会のほうに出資をして基金協会のほうから貸し付けをした。そのお金については当時は返す必要がないという話でずっときていたわけですよ。ところが、建物が振興公社の建物になっている以上は、当時返さなくてもいいという話ではあったものの、監査委員のほうからも物が残っている以上は、それは返す義務があるんじゃないのとかいうことができました。ところが、振興公社のほうでは返すお金がないということもあって、ずっと十数年、20年来の懸案事項になってきたんですけれども、今回、振興公社のほうで牛の処分をしました。

それで、返すお金が公社のほうに入ったものですから、それでこの際村のほうに、基金協会のほうにそのお金を返すとかいうことで、今回村のほうに、基金協会のほうに一旦返して、基金協会のほうから村のほうに振興公社の借りていた部分を処理をさせていただいたとかいうことであります。それで、八千二百、三百万円だったと思いますが、その他の1億円になっていますから、残額については家畜導入基金協会、村と農協の出資で経営してきたわけでありまして、過般の臨時総会の中でこのような状況の中で牛の貸し付けは基金協会としては当分できないだろうということで、基金協会の出資金の部分をそれぞれ村と農協のほうに、全部ではありませんけれども、今回戻すとかいうふうに臨時総会で決まったものですから、合わせて1億8万9,000円とかいうことであります。以上です。

総務課長(中井田 榮君) 私は19ページのまず1点目は公用バスでありますけれども、どんなバスで購入方法はどうか、仕様はどうかというような内容でありますけれども、バスにつきましては今の公用バスがありますけれども、大体あれと同じ公用バスだというふうに捉えていただければというふうに思います。購入方法は入札で行いたいと思っております。仕様でありますけれども、42人乗りで280馬力のもので、さらに主な仕様なんですけれども、主なところだけあります、パワーステアリング付、ABS付、スピードメーター、タコグラフ付、あとは前ステップ型式といってぐっと下がるものです。乗り降りしやすくなるようなものをつけたバスにしたいというふうに考えております。

2点目の広報物の減額でありますけれども、県のほうの、今回広報物に載せて送らせていただいたわけでありまして、大体年度もあと少しということもあって、大体めどがついたというようなことで今回減額補正をさせていただきたい。

3点目の地域づくりの状況、21ページでありますけれども、これにつきましては従来日帰りで行っていたわけでありまして、行政区のほうの要望が出まして、散り散りばらばらになっているというようなこともあって、泊まりで研修をできないかというようなことで今回内容を改正をさせていただきまして、泊まりの上限1万1,800円乙地方のもので90%補助を使って支援をしていくというようなことで現在進めているところであります。今まで地域づくりでどのぐらいの実績があるかということですが、41件ございます。当初予算で1,000万円とらせていただきまして、41件で15自治会が使っていただきまして、現在総事業で750万円、補助ベースで670万円ほど事業として進捗をしている状況でございます。

もう1点のウェブカメラの活用の仕方でございますけれども、21ページの予算にありますように、3,800万円ほどの今回補正をさせていただいておりますけれども、今ご説明しましたように、20台のウェブカメラを入れたい。各行政区1台ずつと云うようなことで、これから12月21日に行政区長会もございまして、そこにも説明したいと思っておりますけれども、行政区の要望を聞きながら、どこに設置すればいいのか聞きながら設置をしたいというふうに考えております。説明しましたように、地上高12.5メートルというようなことで、360度ターンする、くるっと回ってまたぐるっと戻るというふうなカメラをつけていきたいと考えております。県の補助事業で10分の10ということでありまして、現在タブレットに5台ほどカメラを載せておりますけれども、ゆくゆくはできましたらタブレットのほうにそのカメラの画像が載せられるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

教育課長（愛澤伸一君） まず基金の残高でございますが、11月6日現在で5,537万8,551円でございます。これに今回の補正予算を加えますと総額で1億1,263万7,000円ほどになるかと思っております。1億1,253万7,000円まで上がるかなと思っております。基金の主な使途でございますけれども、平成23年度におきましては2回の未来への翼、ドイツに8月と3月に行っておりますが、こちらで2,355万7,000円。沖縄の旅で354万2,000円、それから小学校と幼稚園に石像を設置させていただきまして、4体合計で299万2,000円。それから平成22年度の小学校と幼稚園の合同卒業・卒園式を実施しております、こちらの実行委員会のほうに66万2,000円ほど支出してございます。今年度につきましては、今度の議会でもお願いしております小・中学校へのパソコン、電子黒板等の教材の購入、それから昨年同様未来への翼、沖縄の旅、こういったものの支出が今後予定されております。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） インフルエンザについては、そうしますと本年もあったということでの捉え方ですけれども、なかったらどういうふうに考えていたのかわかりませんが、あったからやった話ではないんだろうと思うんですけれども、今後、今大変いろいろふえるのではないかと。とりあえずおさまった時期なのかなんとも思っておりますけれども、今後の進め方についてはどういうふうな受けられていないか、かなりいるのではないかなと

思うんですけれども、子供については全部受けているのかな。その辺は。

健康福祉課長（藤井一彦君） インフルエンザの予防接種につきましては、これは希望者ということで全員が受けるということではございませんので、広報等でご案内をさせていただいて、なるべく受けてほしいということで受診勧奨みたいなことをやらせていただいております。もしこの補助金がなかったらということではございますけれども、これについてはどうしたかというのは、年度途中でこの冬の時期でインフルエンザがはやる前にやるということが決まりましたので、そのところは内部ではきちっと検討はしておりませんでした。以上です。

10番（佐藤八郎君） 去年やってことはインフルエンザには必要ないんだということではなかったかと思っていました。それで、いざ予算くるのかと思ったらやっとならば助成金来たからやっとならばちょっと余りにもずさん過ぎるのではないかと思うんですけれども、あとは広報で出したというだけで子供は全体には全員受けていらっしゃるのかな、現実。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、子供さんでございましてけれども、これは全員がということではございませんので、なるべくたくさん受けていただきたいということで広報等でご案内をしている。それから訪問等でいろいろな小さなお母さんのところへも訪問とかで行っておりますので、そういった機会を捉えてご案内をしているところでございます。もし、この補助金がなかったという場合でございますけれども、今までの経緯からいたしますと必要なものについては一般財源でもやっていくという考え方だと思っております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 家畜の導入基金返還ですけれども、臨時総会、最近やったのでこの時期になったのか。お金入ったのはもっと早く入ったのかなと思っているんですけれども、なぜ今になって。もっと早く返還できたんじゃないか。そうではないんですか。

副村長（門馬伸市君） 8月に基金協会のほうから村のほうに納金といいますか払い込みになっています。ですから、もっと早目にとえば9月ごろの臨時議会ではなくて定例議会あたりでも計上できたんだと思っておりますけれども、今になったということでもあります。もっと早目に一般会計のほうに入れればよかったのかなとこんなふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 車両購入ですけれども、購入を入札でやるということなので今後機種なり何なりなるんでしょうけれども、各種装備、ずっと聞いていますと機種も大体決まっているのかのように聞こえるんですけれども、装備あるかないかで決めるのか、ある一定のバスを購入して装備を全部つけさせるということでのこの額なのか、予算計上額ですね。使用内容は今までと同じ活用の仕方なんだろうけれども、その辺はどういうふうに考えればいいですか。

総務課長（中井田 榮君） 入札のときには仕様書をつくって同等のものを購入できるような形で進めていきますので、今回の予算を上げるに当たって見積もりをとるに当たってこのような形のバスを購入したいというようなことでの補正予算の計上でございます。

10番（佐藤八郎君） 先ほど答弁もらえなかったので再度質問しますけれども、広報物発送業務、全ての時期同じとは思えないんですけれども、県とこのことの方、伺っておきます。

総務課長(中井田 榮君) 広報につきましては毎月1回、送付させていただいておりますが、今回の県の事業を使いまして月1回送られるというようなことであります。今までも県の事業を使って送らせていただきました。あと残りわずかでありまして、大体県の事業に載って送られる見込みがつかまりましたので、今回今まで予算計上していたものを今回減額補正をさせていただきたいといった内容でございます。

10番(佐藤八郎君) そうすると、交付物発送業務については県の月1回のものでほとんど足りる、特別な発送業務は起こらないということですか。

総務課長(中井田 榮君) お知らせ版の月の20日発行の部分、あの部分につきましては一般財源で送付分はとっておりますので、その分につきましては今までどおり一般財源を使わせていただいて送らせていただきたいと思いますと考えております。

10番(佐藤八郎君) 地域づくり事業補助金、この予算は20行政区10万円以内という考え方、宿泊者もおのずから90%の助成ですから何人というふうに限られてくるのかなと数字的に追っかければ、例えば1行政区多いところと少ないところ世帯数なり人数あるんですけども、同じ10万円でやっていった場合、比率的に参加人数というのは多いほど比率下がりが少ないほど比率上がるという助成になるんですけども、そういうことですか。

総務課長(中井田 榮君) 予算の説明のときには10万円掛ける20行政区というようなことで、今回200万円をというような補正を上げさせていただいたわけでありまして、今ほど議員さんおただしのおり、そういうんじゃないくて一応1行政区10万円の補正として20行政区を上げたのでありまして、それぞれ大きな行政区と小さな行政区があるわけでありまして、そういう意味では大きなところは大きいなりに出ていくようになると思います。先ほどちょっと説明も下手だったんですけども、実は乙地方の1万1,800円を上限としています。その上限として1万1,800円まで上限として補助するわけでありまして、そのうちの90%を村として支援をする。あと10%は手出しをしてもらうというような形で、一応200万円の補正予算の範囲の中で今回行政区の泊まりの研修の支援をしていきたいというふうに考えている内容でございます。

10番(佐藤八郎君) 泊りがけでコミュニティなり地域住民同士寄り添えるような機会をつくらねば、一律にこういう形でやりますと少ない世帯の人口の部落はそれなりに人数、多いところは何か選ばれた班長さんか何かしか行けないような何となくしっくりしないんですけども、それよりはある一定のパーセントとかそういう部分でのせつかくのすばらしい補助金使ったの地域づくりなので、こう言いますと公正というか公平なやり方というのを考えられないのかなと思うんですけども。

総務課長(中井田 榮君) この内容につきましては3月までの補正予算の内容でございます。つきましては、各行政区10万円ずつ使っていただくということではなくて、この200万円の範囲の中で3月までに、例えば大きな行政区でそういうふうな催しがあれば、先ほどの1万1,800円を上限として90%の補助の中で支援をしていきたいといった内容でございます。

10番(佐藤八郎君) そうすると、来年の予算にはやる気ないということを行っているんですか。

村長（菅野典雄君）　こういうふうに離れておられますと、いかにもととのコミュニティと新しいコミュニティをうまくつくりながらきずなをつくっていくというのが大切だということ。で、予算をとらせていただいているところであります。ですから、今までも1,000万円があつて、まだ残金もあります。それからこれから3カ月の間に途中から宿泊費も出してくれということですから1万1,800円、例えば50人出すと60万円になります、50人泊まりますと。ですから、まさにこの残金と200万円では全部なんていうわけにはいかないし、また全部もやらないだろう。ただし、これは当然これからも続けていこうから、一度こういう制度をつくりますと来年度の予算にその分も含めて計上しなければならない。こういうことで、今20行政区で計算して大体平均50人だろうからということで大金を出す、予算を入れるというわけにも行かないので、今までのと今度ので何とか200万円ぐらいでいくのではないかとこういうことをごさいますので、万が一、この冬にいっぱいいるということになれば臨時議会もありますし、場合によっては事後承諾を皆さん方に全協で話すということもあるかもしれませんので、決してできるだけ皆さん方の趣旨に沿った形で予算をとらせていただくというところの200万円をごさいますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひます。

10番（佐藤八郎君）　10万円掛ける20万円というところがちょっとネックになつて、私の質問になつてゐるのかと思ひますけれども、今村長の答弁だとそういうことではなくおおよそのやるだろうという予想に基づいての3月までの補正なのだ。来年はもっと大きな予算とつて正しくやるのかなと思ひて答弁聞きましたので、次に移ります。

ウェブカメラです。行政区との協議は場所でしょう、決めるのはね。場所だけでしょう。いろいろなこのことをやることによって生まれる経費というのは電気は必要なんでしょうね、これは。とかいろいろあるのかどうかわかりませんが、あくまで全て10分の10の助成の中でいろいろなものが補えるのかどうか。

総務課長（中井田 榮君）　21ページの予算にありますように、今回20台設置することによつてかかる電気料とか手数料の回線工事の手数料、さらに下にありますように電話回線使用料というようなことで今回の予算をとらせていただきました。この予算の中で今回設置したウェブカメラ20台を運営していきたいと思ひております。

10番（佐藤八郎君）　タブレットとの関連でもお話あつたんですけれども、私もいろいろやってみたんですけれども、私そういう得手でないものですから難しいんでしょうけれども、仮設とかいろいろ回つて聞くと努力してタブレットの普及とか使い方、説明も歩いてゐるようですけれども、大変使われてゐない、一般質問だったか北原議員からもありましたけれども、そういう実態があるんですけれども、せつかくこういういろいろなことをいろいろ試みても実際見られてゐないということが多いんですけれども、説明に来た方の説明だと単純に別な資料をつくつて幼稚園の子供でも触れば何とかわかるかみたいなのがあるんですけれども、そういう部分でせつかくこういうことをやるんですから、もっとこういうものを生かす方法を工夫すべきだと思ひます。

総務課長（中井田 榮君）　おただしのおり、タブレットにつきましては確かに高齢者については若干使い勝手がわからないというような部分もあつて、現在説明要員8人を配置を

しながら随時説明会をやっていただいているところであります。なお一層、それぞれ各課から情報をいただきながらタブレットの内容も充実させながら、さらには今後とも使用率が高まるような形で進めていきたいと考えております。

10番（佐藤八郎君） 災害弔慰金について伺いますけれども、要するにさかのぼってこの間亡くなられた犠牲になった方も因果関係あった人は犠牲になって因果関係ない人は寿命で死んだという考えでいいのかどうかわかりませんが、160人ほどなんていわれましたけれども、ほどじゃなくて人数はきのうならきのうまでの時点で何人というのはあるわけですから、1人の命ですからもっときちんとした答弁をしてほしいなと思います。さらに、該当しない方々、今までの500万、200万ですか、そういうものを該当しない方全員対象ということに、これも3月までの話でしょうからこの前にも村長から答弁いただいたこの国の制度というか今までの弔慰金に対するやり方、村長が規則なりつくって震災も村長が選んでという何か村長にかかわれば何とかもらえるのかみたいな話もちまたであるようで、嫌われている人はもらえないという話じゃないんだと思うんですけども、どうもその辺がすっきりしないんです。今度そのもらえなかった人に30万円ずつは渡すべという話なんですけれども、きちんとその辺みんなが誤解しない、ちまたでそんな話の出ないような形にきちんとされたほうがいいと思うんですけども。

村長（菅野典雄君） 大変提言いただきましてありがとうございます。ご存じのように、この国の制度は一般的には台風に遭った、地震に遭った、津波に遭った、そこで一気にというかそのときに亡くなった人に対しての国としての弔慰金といいますか多額の見舞金、こういうことの制度を今回国は原発事故に当てはめてくれたとこういうことであります。ところが、津波で亡くなった方はそれによりますけれども、原発事故でというのは避難をしたことによってそれが原因で亡くなったとこういうことでありますが、その判断は我々がする話ではないということで、それぞれの有識者何人かの方にお問い合わせをずっとやってきているわけでありまして。そうしますと、確かに避難をしてある程度の期間はそこで間違いなく関連があるのではないかとこういうような形なんです、だんだん日がたつにつれてそれが本来の関連性なのかどうかというのがわからなくなって、弔慰金の不合格という方がずっと多くなっている。

住民からすればあの人もらって、私がなぜもらえなかったのかという話が出てきているわけですが、何ともここは仕方がない話だと。けれども、大きく見れば避難生活によって幾らかなりとも影響もあるということも考えられるだろうし、少しは、ちょっと言葉はどうかわかりませんが、死期が早まったということだってあるだろう。ところが、今の国の制度には何ともこれは対応し切れませんので、村としては本来自分の家で、飯館村であればお葬式は家で出せた方も多はずでありますし、それがこういうところにきますと会場を借りなければならぬとかそういうこともあるだろうから、遺族の方に村としての思いを少しでもこういうときに思いをかけるというのが、いつも佐藤議員の言っていたこととさせていただきますので、何とかその辺ができればということで今回予算を上げさせていただいたところでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 今村長言うように、早まったりそれが原因で避難とかこういう災害起き

たことで自分の生きがいや楽しみが奪われて、目指すほかのものが無い中で隣近所も自分がいつもお茶飲んでいたりした人と違ってしまっただけでいろいろな要因考えれば全て要因になっていくし、そういう中で国の出したものはあくまでも原発に対してのものではなく今までの通り一遍の災害の適用だということであっているというその改善をきちんと要求すべきだし、大体今までだと例えば私のうちでなんか亡くなった場合はかかわる人が多くの方が来て最後の見送りだとしてしてくれたわけですよ。ところが、今はこういう状況ですから3分の1、5分の1の見送りの方しかないようなのがまああるんですよ。さっき言った葬式費用の云々も村長の言う話もそれはそれとして別として、命がなくなるという、消えてしまうということではこの仮設なり病院なり施設なりいろいろな場はあると思うんですけども、ちょっともっと違うんじゃないかと思うんですね。だから、本当にこの因果関係をどう国に認めさせるかというのは個人的には非常に家族にとっても大変なことなんだけれども、その辺との支援はどういうふうに行行政としては、行政はこの規則なり審査会のお任せしてあるからそこで決めてもらえばそのとおりにやるだけだというふうにそれだけでいいのかどうか伺っておきます。

○ 村長（菅野典雄君） 今時々新聞などに関連死ということがありますから、ほかの災害でしたらその関連でということなんですけど、原発事故によっての関連死ということになりますと、現実的にはいつもおっしゃられている生活の変化によってというのが今現在のところだろうというふうに思います。将来は放射能でというのがあるのかどうかわかりませんが、とりあえず避難によってということでもありますので、そうしますと、少なくとも年数がどんどんと過ぎていきますと、少なくとも避難中死んだ方はみんな関連死だという話ではできないのではないかとこういうことでもあります。したがって、我々が決めるというわけにはいかないの、先ほどどなたかの気持ちをとってあげてもらえるんだかもらえないんだという話がありましたけれども、そんなことはとても行政でやるべきではないということで、それなりの人をお願いをしてやっているわけですが、確かに幾らかその辺はもう少し広くとっていいのではないかという気もしないわけでもありませんが、ある程度、1年8カ月進んできますとここでまたそこを、基準をかえるということになるとこれまた大変な話になるというふうに思います。むしろ、政治不信なりあるいは我々の考えている事がどうなんだということになりますので、なかなかそこは今までの基準をきちんと守らせていただくしかないなとこのように思っています。

しかし、わからないわけでもないで今回の飯館村からの見舞金とそういうことで、この弔慰金を出ささせていただきたいなとこういうことでもありますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

○ 10番（佐藤八郎君） 村長、だから私らどんな規則で誰が審査員になっているか前聞いたけれども答えなかったからわからないんですけども、そういうものが見えない中での決定されて実際にまたになってこうなっているわけですよ。だから、例えばその条文というか規則文が出されない、震災も出されないとするならば、ある一定のポイントとなるものはこういうもので今まで選任していますということとか、何かがないと全く見えない中ですから私が見えないんですから、一般村民見えるわけじゃないですから、村長が特別誰かに教えてお

かない限りは見えないんですから、そういうことなので、そういうものも開示しながらこの30万円を今村長の言う思いによって予算補正して出していくということに結びつけたほうが今までのも、今村長が言うように今までそういう流れで来たので、それを今になってかえることは行政不信につながるという懸念もあるわけですから、その辺も整理した方がいいんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 何となくわからないなりにとか、あるいはお茶を濁すお金だというふうにとられては、全く本来の趣旨ではございませんので、今おっしゃったように、これを渡すに当たっては何らかの形で村民にこういう形で村の弔慰金は判断をしてくれています、その結果、こういうのとかこういうのはあったけれども、段々期間が過ぎていきますとなかなかその関連性が難しいのでとこういう説明はあったほうがいいのかなというふうに思いますから、どのような形になりますか検討させていただいて、できるだけ今のご質問に答えられるように努力をしてみたいというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） いいたてっ子未来基金、今までの使い方、それからなりのお話聞きましたけれども、これは子供がかかわる事業全てがここからということで、使えるということになるんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 基金の趣旨といたしましては、子供の健全育成のために使用できるということで積み立てているものでございます。ただ、本来村の一般財源の中で実施すべき施設の整備でありますとか、そういうものにつきましてこちらの基金を充当するということは、本来はないところでございます。一般財源がなかなか充当できない多額な経費のかかるものについてこの基金を活用して、より充実した教育環境をつくってきたいというのが趣旨でございます。震災以降の状況でございますけれども、全国からたくさんの寄附金が寄せられておまして、中にはこういったものを使ってほしいという趣旨を添えて寄附をいただける方もいらっしゃいますので、村といたしましてはそういう寄附者の意向なども踏まえて使途を決めているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 使用目的あって基金にしてくれる、基金というか義捐してくれる方、その一つは石像がそうだったんでしょうか。石像は村の業者がやったものなのかどうかわかりませんが、そのことが一つと、この使用目的を持って義援金くれる方の内容は一体どんな内容があるんでしょう。

教育課長（愛澤伸一君） 石像でございますけれども、こちらについては寄附者の方から小中学生の仮設校舎の施設整備のためにということで100万円ほど頂戴してございます。残りの分については一般の寄附から充当させていただいてございます。

それからその使途でございますが、今回の補正予算でも上げさせていただいておりますけれども、小学校・中学校のパソコン整備、電子黒板整備のためにということで目的を持って寄附をいただいているということでございまして、村といたしましてはそういう寄附者の意向に沿った形で今回整備をさせていただいているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 今までの村の教育環境の中でも石像というのは村挙げてあちこちあって、教育現場だけじゃなくてあったんですけれども、ただ、ここに至って仮設校舎の中で施設整備に石像が出てくるって私は思えなかったし、子供、父兄がそういうふうに思えたかど

うか。これももちろん使用目的あつての基金からの申し出でやむなくそういうふうになったのかわかりませんが、この発想はどこから生まれてきたのですか。

○ 村長（菅野典雄君） このいいたてっ子未来基金は先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、中学校のバスを再建で買うときに高い利子を払わせていただきました。それが一般財源から出るといふ話ではいかなものかということで、全国から飯舘村の子供たちにといふ気持ちも、そういう資金も集まるだろうといふことで集まらせていただいたといふことで、多分原資は2,000万円ぐらい、村からのあつたような気がしますが、今もこの23年度で2,000万円ぐらい使っていますが、今残金5,500万円ぐらいあるといふのは全て今回の震災に遭つてできるだけ見える形で使わせていただきたいといふ基金をいいたてっ子未来基金といふのがありますのでいかがでしょうかといふところでいただいているのがこの5,500万円、残金のほうです。残金のほうですが、今回のこの先ほど大谷議員からあつたのはまたこれは別な話ですけれども、そういうような形で来ておまして、今回幼小中と仮設の校舎を建てさせていただきました。

○ 仮設はあくまでも仮設であります。非常に殺風景な建物とこのいふことでありますから、できるだけ子供たちに少しでも潤いを与えたり、あるいは学校としての環境を整えていくとこのいふことでありますから、一般財源から出して何ら構わないわけでありましてけれども、今申しましたように、多くの方たちがその趣旨だつたらわかるよと、どうも日赤に出して今までいたんだけれども、どこにどうなつていふのかわからないとこのいふことがあつたものですから、今お話ししたようなところにつけさせていただきます。つまり、仮設の校舎を少しでも本来の校舎に近づくような形をすべきではないかとこのいふことでございます。

○ 仮設ですから、いずれはなくなるといふことでありますので、その節は全て本来の飯舘村の校舎に持つていくとこのいふことでございますので、ご理解をいただければと思ひます。

○ 10番（佐藤八郎君） お子さんを持つていふ親に今村長のいふ話を多分しても、殺風景なり本来の校舎に近づけるのに石像を用意したといふ話をしても、ちょっと理解いただくのは大変かなと思ひますけれども、殺風景なものを殺風景でなくする方法は石像だけといふふうには思ひないんですけれども、今後はそういう今村長がいふ趣旨を生かすために、何か今考へていらつしやいますか。

○ 村長（菅野典雄君） 保護者がそれをみて感じないのではないかとこのいふのは私はいかなものかといふ気がいたします。かなりの人たちがそういうのを見て少しでもよかつたなと思ひだと思ひます。幼稚園などもその石像に結構触つたり上がつたりして喜んでいふ子供もいますので、ですから、ぜひその辺はもう少しご理解をいただければといふふうと思ひていふます。

○ 今後の話でありますけれども、石像だけでないといふのは全くそのとおりであります。ぜひ、校舎の中にもいろいろなものがあるはずでありますし、中学校のほうもそのつもりで建てておりますし、またこれから外にも用意をしていく予定でございます。したがつて、いろいろな形で少なくとも自分たちの学校から離れて何となく無機的な建物の中にいふ

子供たちに心の潤いを与えていくというのは教育環境を整えていくという村としての大切な役割ではないかとこのように思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

10番（佐藤八郎君） きょうは教育委員長いないのであれですけども、教育委員会では今村長が心配する殺風景さやそういうものを補えるものとしてはどういう、委員会としての論議なり提案なりあったんでしょうか。

教育長（廣瀬要人君） このいいたてっ子未来基金の使い方でありまして、基金を寄せていただいた方の趣旨をまず尊重するというようなこと。それから教育の充実に資するというようなこと。それから子供の健全育成、あるいは今ありましたように教育に潤いを与えるような教育環境の整備というように使っていただけるのかなというふうに思っております。今回の幼稚園、小学校、中学校の教育環境の整備については、提案が設置者のほうからのいわゆる村長部局からのほうの提案もありまして、教育委員会からのほうの提案もありまして、協議をした上で議会のほうに提案をして設置をさせていただいたということでもあります。

村長（菅野典雄君） 訂正させていただきます。先ほど、基金をつくるときの元金2,000万円と言いましたが、訂正させていただきます。200万円でありまして、それ以外の今の金額、あるいは今まで使ったお金は全て飯館村にほかのところから寄せられた善意だというふうに思います。以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。  
(午前 11時53分)

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
(午後 1時10分)

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

3番（北原 経君） 31ページの、一つだけ聞かせてください。除雪作業業務についての、この体制はどんなふうになってどんなふうのような場所をするのか、ちょっと聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） 村の村内の除雪体制であります。11月27日だかと思えますが、例年お世話になっております業者の方々との協議をしております。一応昨年と同様な路線でやっていただくようなことをお願いしております。一応12月1日から契約を結ぶ中でその割り当ての路線ということをお願いしているところであります。昨年の実績等もございまして、飛び地になっているような業者もいたということで、できるだけ割り当てになった部分の近くの部分をやっていただくというような割り当てなどしながら進めているところでございます。以上であります。

3番（北原 経君） これはトラクターの分野、ちょっと説明あったんですけども、それはどういうふうな。

復興対策課長（中川喜昭君） 先日、全協のほうで話しましたトラクターも活用していきたいというふうな思いもありますが、今のところ、それぞれの業者の重機、あとは村で用意しております重機等での割り当てをしております。先ほど小型ローダーの話もありましたが、どうしても時間的に割り当てられた業者だけではつらいというときはトラクターもことし初めて使う状況でありますけれども、試験的な意味でも使用していきたいという考えもしております。以上であります。

3番（北原 経君） そうしますと、トラクターをオペレーターですか、その辺のことはまだ練ってはいないのかな。その辺

復興対策課長（中川喜昭君） オペレーターにつきましても、その路線ごとの業者は割り当てしておりますので、その業者にお願いをするという考えで今のところおります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

4番（伊東 利君） 確認を含めて1点だけをお聞きしたいと思います。

25ページにあります災害弔慰金の件について、先ほど佐藤八郎議員から質問していただきましたけれども、確認の意味を込めて申し上げております。これの160人が予算措置されておりますけれども、対象者は村民ということになるわけですが、例えばここにあとの条例の中にも出てきますけれども、避難と災害あるわけですから、災害と避難。この飯館ホームグレイなところで亡くなられた方等につきましてはこの対象になっているのかどうか確認したいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） ホームに入っている方も対象とさせていただく予定でございます。以上です。

4番（伊東 利君） 大変に当初いろいろな方々の話伺っていましたが、なかなか避難しないんではないんではないのかなというお話でしたので、そういう該当すればわかりました。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

7番（菅野義人君） 2点お伺いをさせていただきます。35ページの電子黒板です。寄附をいただいで、それによって電子黒板を入れるという話でしたが、学習現場とか村としてこの電子黒板を入れることによってどのような効果を期待されているのかということをお伺いし、確認しておきます。

それから33ページの、先ほどから議論ありましたブランドイメージ交付金なんです、先ほど答弁の中にいたてっ子未来基金に入れて後ほど復興のために必要となったときに引き出して使いたいという何か答弁あったんですが、私この基金運用上からしますといたてっ子未来基金は使途目的が明確になっておりますので、そういうふうに使途目的をかえて使っていくということが簡単に私できないのではないかとこのように思いますが、ご答弁をいただきます。

教育長（廣瀬要人君） 電子黒板の学びの成果、期待される学びの成果でありますけれども、幾つかにまとめることができるかなというふうに思っております。四つほど述べさせていただきます。

一つは、この電子黒板によって子供の学びの意欲関心が高くなるということが期待できるかというふうに思っています。

二つ目、電子黒板を通していろいろな教材の提示をしますので、子供たちは疑似体験ができるんですね。それから、繰り返し練習をすることができる。英語なんかでは音と文字と映像が出てくるので非常に成果を上げているという実践例も伺っております。したがって、理解が深まりスキルキップすることができる、スキルアップすることができるということが期待できます。

三つ目でありませけれども、資料や画像を通して学習ポイントの把握が容易になりますので、電子黒板を通して学び方を学ぶことができるというようなことも期待として、学びの期待として上げることができるのではないかなというふうに思います。

四つ目でありませけれども、これは一番大事なところですが、理解を深めて定着を高める道具として有効に使えるのではないかな。以上のような成果が期待できるのではないかなということで、デモの実証を見たりあるいは業者の説明を見たりしているところであり、まとめたところでもあります。以上です。

副村長（門馬伸市君） ブランドイメージ交付金の件でありますけれども、先ほど大谷議員のほうにもお答えしましたが、趣旨に沿って使うようになればいいって子供未来基金から取り崩すのではなく、農村楽園基金のほうに組み入れてそれで使うようになるというふうに思います。それで、これは県のほうとも協議しなければなりません、間違いなく28年度まで延長できるとすれば、もうそういうのがはっきりしていれば3月あたりの議会にいいって子供未来基金から農村楽園基金のほうにその4,000万円の部分かな、それは組み替えたいなとこんなふうに思っています。

7番（菅野義人君） 電子黒板についての効果、期待できる効果についてお話いただきました。導入実際にされたところの意向というんでしょうか、それをちょっと調査してみますと、ちょっとふぐあいがあってどうも可動式で使う場合はなかなか事前準備が大変で活用するに自由に使われていないとかという話ありました。これに対しては、恐らく各階にそのものを置くということで対応するというふうに私理解したんですが、それからもう1点、この対応ソフトがなかなか十分にそろえられていないのでどうしても使うのに効果が上がらないというそういうふうな声もあるようです。

先ほどの予算の中に電子黒板の台数分だけでなく対応ソフトまで含まれているというふうな話でした。対応ソフトの充実という点では十分に対応ができているのかどうか。それについて確認をいたします。

教育長（廣瀬要人君） 対応ソフトの件ですが、これは業者にゆだねるところが半分であります。もう一つは、自作のソフトで対応できるということもありますので、両面から、業者ももちろん努力してもらおうということも必要ですけれども、使用者のほうから使用者がつくったソフトも活用できるということで、両面のほうから努力していく必要があるのかなというふうに思っております。

7番（菅野義人君） これはまたまた導入されて日の浅いものですから、いろいろと業者の実際に使っている教育の現場もいろいろな意見があるようで、昨日、たまたまテレビの番組見ていましたら、フィンランドでの電子黒板の紹介がありました。日本製のものはどうも先生方が直接子供たちに教えるためのソフトなんだと。フィンランド、いわゆる先進地で

は子供たちがその電子黒板を活用して書き込んだりいろいろ分類をしながら考えさせる力を身につけていくんだと。その対応の違い、そのソフトの違いが考える力の差を生んでいるとそんなふうな話を私聞いたものですから、そこまで配慮されて導入されているのか。あるいはそこまでまだ行っていないのか。確認のためにお伺いをいたします。

教育長（廣瀬要人君） どう活用するかというのはこれからの今お話ありましたように導入されてまた日が浅いというところもありますけれども、どう活用するかというのをこれからの研究することも多いのではないかなというふうに思いますが、しかし、有効に活用して先ほど申し上げたような教育の成果が出るように現場のほうにも指導していきたいなというふうに思っております。

7番（菅野義人君） ブランドイメージについて、私率直な感想を申し上げます。この県のブランドイメージの趣旨を見ますと、言葉の上では非常に市町村の実態に応じて使ってもらっていいという文言も入っていますが、どうも現実的にはいろいろ規制がされるということで恐らくこのようにいいたてっ子未来基金のほうに積むという判断をされたと思うんですが、具体的に今飯館ができる本来の趣旨に沿ったブランドイメージの回復という点では、先ほどありましたように実際農業やっている人もいます。それから商工業なんかではおこし酒をつくってこれから販売をしていこうという方もいます。そうしますと、需用が全くないわけではないんだらうと私は思うんですが、そういう点でそういうものに有効に活用していくということはなぜできないのか。その辺の判断についてお伺いを、確認のためお伺いをします。

副村長（門馬伸市君） できないということではないと思います。先ほど担当のほうに聞きましたら、説明の中では弾力的にほとんど利用できるのではないかとということでしたけれども、除染のこともあって、村の中ではちょっと難しいという判断のもとで自治体との交流とかいろいろなものにも使えるということなので、当面教育委員会のほうのそういう子供たちのために使えるのではないかとということなので計画をしたということなんですけれども、例えば村外で今ご指摘のあったおこし酒の件とか、村外で農業もやっていますので、そういうものをつくったものの、多分名前のつけようだと思うんですけれども、村内でなくてもそういうPRとか何かというのは飯館でも村外でもこうやって農業を頑張っているんだということであれば該当にならないということではなく、多分説明といたしますか内容の事業のとり組み方によっては該当するのではないかとこんなふうに思っています、かなり厳しいという話ではない中で、ちょっと村内では無理かなということもあったものですから、そういう形で県のほうに出させていただいたということですが、内容を精査の上、先ほどの基金の問題もありましたので、もう少し協議させていただいて、そういうのもすぐに取り組めるんだとすれば組み替え、農村楽園基金のほうにいいたてっ子未来基金のほうから組み替えをする。そこから出すのではなく組み替えをして正当に楽園基金のほうからブランドイメージのほうのそういう事業を取り組んでいくということが可能なのかというふうに思いますので、詰めさせていただきたいと思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

2番（飯樋善二郎君） 21ページの地域づくり事業補助金について、1点だけお伺いさせてい

たきます。先ほどから議論になっていましたけれども、この取り組みの宿泊に対する1万1,800円の90%、この取り組みの内容は例えば新年会のようなものでも大丈夫なのかどうか、まず。

総務課長（中井田 榮君） 行政区全体の集まりであれば該当するというようなことで、年1回というようなことで決めさせていただいているところでございます。

2番（飯樋善二郎君） 行政区1回ということですが、行政区全体で例えばこうした事業取り組みというのはなかなか考えられないんですが、その中の組単位とかそういうところでもかなり予定されているところがあると思うんですが、そういう場合は大丈夫なんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 大きな行政区につきましてはそういう組単位とかいう形で、同じ組が2回という形ではなく1回ずつ全体で1回ずつやれるようなことも該当するようにしております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。 ( )

8番（大和田和夫君） 先ほど佐藤議員もあったように、19ページの公用バスの更新であります。説明によりますと、15年利用されて23万キロメートル乗った。修繕費が嵩んでいるという理由からのようでございますが、修繕費というのは最近どのぐらい出ているのかお尋ねしておきます。

あともう1点は、27ページの役務費の妊婦健康審査支払い基金を1万円、説明によりますと当初35人ぐらい見ていたのだが、50今見込みということで15名の方々の1万円なのか。どのように業務内容なのかお知らせいただきたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） おただしの妊婦健康診査支払い手数料でございますけれども、これは15人ほど今見込みでふえておりまして、内訳を申し上げますと、妊婦さんが健康診査を受けたときの事務手数料を払うということでございます。全部で妊婦さんの健診は15回受けられますので、15人掛ける15回、それから単価が58円ということになっておりまして、ただ、妊婦さんは今年度に全部受けるわけではなく、来年度になってから出産される方もいますので、0.7を掛けさせていただきましてそれで9,135円ということで、1万円ということで計上させていただいております。以上です。 ( )

8番（大和田和夫君） わかりました。その下の委託料なんですが、妊婦健診業務、これについても15名の追加見込みということでよろしいんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これも15人で、単価が10万8,050円ということで、これも0.7を掛けさせていただきましてこの数字になっております。以上です。

8番（大和田和夫君） 10万8,000円ですか。当初だと私6万5,000円だと思っていたんですが、それが10万8,000円になります。6万5,000円ぐらいだと思ったんですが、1人。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

(午後1時30分)

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 総務課長。

(午後1時33分)

総務課長(中井田 榮君) 申しわけありませんでした。公用バスの修繕でありますけれども、震災以降、162万4,000円ほどかかっておりまして、年数も、耐用年数大体10年ぐらいだということで15年以上たっておりますので、この際補正予算で対応させていただきたいという内容でございます。

8番(大和田和夫君) 23万キロ、これはこのクラスの大型車だと23万キロなんていうのは私思うんでありますが3分の1ぐらいしか普通の距離しかないのかと思っただけけれども、見た限り外観にしろエンジントラブルも私はないような話聞いています。何で今時期に国から交付金が入ってくるからバスを買おうなんていう考えしてこんな補正とったのかわからないんですけれども、もう少しまでいにか乗るべきじゃないかと思うんですが、もう一度お願いします。

村長(菅野典雄君) 結構大型バスはかなり長距離は走れるんだろと思いますが、これまでも1回途中でだめになって別な車をやったということもあったり、あるいは近ごろエンジンがどうしても時々トラブルも起こす、あるいは力がなくなったとこういうことでありますので、少なくとも村民を乗せて長距離を走るわけでありますので、しかも今回これから長距離の場合の制限も厳しくなっていますので、そういう意味でこの機会にどうかとこういうことだったわけです。あのバスは、実は16年前に入札のときにその差額をもって買ったというバスでありまして、そういう意味では16年、17年目に入りますか、かなり丁寧には使っていただいたんですが、なかなかこれから村民が途中で何かあった場合には迷惑もかかるし、万が一のときにもということで今回新車にしてはどうかとこういうことでありますので、ご理解いただければと思います。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

◎休憩の宣告

議長(佐藤長平君) 暫時休憩します。

(午後1時37分)

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 健康福祉課長。

(午後1時39分)

健康福祉課長(藤井一彦君) すみません、時間かかりまして。

当初予算で6万5,000円程度だったというご質問だったんですけれども、これの委託料が6万5,000円というのはおただしのおりでございます。これに扶助費があと4万円乗りますので、それを含めた額で今回予算要求させていただいております。以上です。

8番(大和田和夫君) この妊婦健診業務については、県外に避難されている方も適用になるのかお尋ねします。

健康福祉課長(藤井一彦君) 県外も対象になります。以上です。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号「平成24年度飯館村一般会計補正予算(第9号)」を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号「平成24年度飯館村一般会計補正予算(第9号)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第72号 平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤長平君) 日程第6、議案第72号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番(大谷友孝君) 歳入で滞納分の国保税1,000万円何がし入ったわけでございますけれども、これによって滞納率といいますかどう変化したのか。また、残額についてもお知らせをいただきたい。

住民課長(濱名光男君) 今手元に資料ございませんので、ちょっとお待ちいただければと思います。

◎休憩の宣告

議長(佐藤長平君) 暫時休憩します。

(午後1時42分)

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 開きます。

(午後1時46分)

住民課長(濱名光男君) 大変お待たせしました。国保税の滞納繰越額の納付状況ですが、11月30日現在、納付額1,557万円、未納額が4,918万2,000円であります。以上です。(「率はどうなってんだって率も聞いたんだけど、率は出てこないのか」という声あり)  
納付率でしょうか。収納率が24%です。ちなみに、昨年が21.2です。

9番(大谷友孝君) 11月30日で1,557万円。入って、今回この計上された金額はどういうことで1,031万8,000円なんですか。

◎休憩の宣告

議長(佐藤長平君) 暫時休憩します。

(午後1時47分)

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 再開します。

(午後1時48分)

総務課長(中井田 榮君) この補正予算の額が1,031万8,000円、ただいま住民課長が言われた額は今現在の額でして、この1,031万8,000円は補正予算の段階の10月末現在の段階の額でありまして、その差が1カ月の間に500万円納まっているというふうにご理解をいただ

ければ。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおりけることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号「平成24年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第73号 平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤長平君） 日程第7、議案第73号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 68ページにおける介護サービスなどの諸費の中で、報告では22年10月から24年10月にかけて127人増とかという報告を受けたと思うんですけども、私の聞き違いかどうか、23年10月では何人だったのかと、これから3月までにおける見込みというか考え方はどういうものか伺うもの。

健康福祉課長（藤井一彦君） 1年前と10月の時点での数字でございますけれども、去年の10月が339人ございまして、それが466人になっております。127人増ということでございます。今、最近の傾向を見ますと、大分避難が終わってから少しふえる、増加傾向は少し低くなってきている傾向にございます。大体月、ちょっとでっこみひっこみあるんですけども、3人から5人ぐらいで増減しているかなというところでありまして。ちょっと数字を持っていないくてすみません。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

9番（大谷友孝君） 69ページの一般管理費で委託料が268万3,000円減額、応急的に村で作成したので業者委託がなくなったということでございました。その内容等について、村の優秀な職員が頑張ってくつていただいたんでしようけれども、業者委託との違いというようなものが見受けられたのかどうかお尋ねをしたい。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今回この介護保険料を出すために村の担当者、これは前に県から派遣をされておりました職員の方が中心となつてつくつてくれたわけございまして、自前でやつたためにこの金額が今回減になったということでございます。ただ、コンサルに委託する場合はアンケート調査等も含めて計画を作成するというございまして、今回これを作成する時点ではなかなかいろいろな形でアンケートをやつて調査をまとめるというのは難しいという判断で、とりあえず介護保険料を出すために暫定的につくつ

たということでございます。以上でございます。

9番（大谷友孝君） そうすると、業者委託の場合はアンケート等も入るけれども、今回はそういうものがなかったということでは業者委託をして作成したほうがより村民のものに作り上げられるというような解釈でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） おただしのおりでございまして、サービスの内容であつたりそういったことについてはアンケートをとって、本来だったらやるべきかなと思いますけれども、今回は避難によって大分状況が違って来たということでアンケートをとらずに作成をさせていただいたということでありまして。以上です。

9番（大谷友孝君） アンケートを取らないでやった。これによつての当該者といいますか該当する方々からの苦情等はなかったのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今のところ、私の耳には苦情等は特別聞いておらないところでございます。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よつて、議案第73号「平成24年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第74号 平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第8、議案第74号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号「平成24年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よつて、議案第74号「平成24年度飯館村後期高齢

者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第75号 東日本大震災における飯舘村単独弔慰金支給条例

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第75号「東日本大震災における飯舘村単独弔慰金支給条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 先ほど補正の中でもありましたけれども、弔慰金の実態の中で不服だという村民に対しての支援はどういうふうに行われているのか。さらには、弔慰金をめぐり市町村によっていろいろ違いがあるかのように聞いていますが、どんな点がそういうことになっていっているのか。基本的には村は申請があれば全部国の責任として出すようにしていくのがいいと思うんですけども、村が規則やら審査会設置して、村長が申請に応えるという形を村がとっている限り、村長責任になっていくので聞いておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 審査会を開いてこの件については支給・不支給を決定させていただいているところでございますけれども、不服についてはその不支給の決定があつてから60日以内に不服申し立てということができるとなつてございまして、今のところたしか5件ですか、不服申し立てをいただいているところでございます。それをまた中身を審査をいたしまして、それぞれそれでいいかどうかということでやっております。その際に細かい資料を出してくださいということで、そういったことを申し上げまして、とにかく審査をする上で必要であると思われる書類をとにかく全て出してくださいということでお願いをいたしまして、出していただいております。そういったことで、対応をしているところでございます。

それから、市町村による違いでございますけれども、本来ならこういった事務については国一括で同じ審査基準でやっていくものかなというふうに考えているところでございますけれども、先ほど村長からの答弁にもありまして、これは自治事務ということでそれぞれの市町村で審査会を設けてやっているということでございます。今までは地震であるとか台風であるとか、そういった災害の弔慰金ということでやっておるんですけども、原発災害というのは初めてのことでございまして、なかなか審査をするにも非常に苦労しているところであります。

他県では県で一括でやっている県もあるというふうに聞いてございまして、そういうところは県の中では一つの同じ基準でやれるのかなというふうに考えてございまして、どうしても、ただそれぞれ被災市町村、被災の実態が違います。津波が来てすぐ逃げたところもありますし、うちみたいに計画避難で少したつてから避難したというところで、それぞれ状況が違いますので、1件1件丁寧に審査をさせていただいて結論を出しているというところでございます。以上です。

10番（佐藤八郎君） 端的に聞きます。不服審査のやり方を聞いたんじゃないんで、本来であれば他県でも今課長が言うように県一括でやっているところもある。ということは、国としては自治体そのものが県一括でもいいし国に真つすぐ申請上がつてきてもいいし、各市町村で必ずしも審査会つくって規定規則をつくってやれということを行っているわけじゃないということになるのかどうか。今不服申請があるということであれば、その不服あるも

のに対して村はもらえる方向というか該当する方向でどういう支援をするのか。村が本来であれば加害者と被害者の関係で中間的に村が被害者と加害者の間に立って審査会、規則つくってやっているものだからややこしくなっているというふうに私は思うんです。真っすぐ国に上げていいものであれば国、県に真っすぐ上げていいものであれば県で判断させればいいものではないかという考えもあるんですけども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） この条例規則については県内でどこの市町村についても同じ内容でやっております。それから、その基準についても今までのものを参考にということで、そういったものを参考にさせていただいているものも同じということでございます。ただ、当然避難の状況等が違ったということでそれぞれそここのところは差が出てきてもしようがないのかなということで考えております。

それから、県で一括でやっているところもあるということでございますけれども、うちの村でもこれを立ち上げるときにほかの市町村と一緒に県のほうで一括でやれないのかということで質問したというふうに聞いておりますけれども、県のほうはそれぞれの市町村でやるというふうに決めたというふうに聞いておまして、そここのところは県の決定でございましたので、少しでも早くお金を出したほうが良いというような判断もあったということでございますので、村で審査会を設けてやっているというのが実態でございます。以上です。

10番（佐藤八郎君） 申請者に対して早く出すために審査会職をつくって村はやっている。県は県でやるんでなくて市町村でやれという県からの指導もあった。間違いはないんですか。健康福祉課長（藤井一彦君） そのように聞いております。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、規則、審査会、村、村長がつくっているんで、不服の人に対して支援するということにはいかないですね。そういうことになれば、どういうことになるんですか。その人たちは誰が自分で勝手に不服申し立てしていろいろな規定の裁判とかそういう形でやれということになるんですか。村は支援はできないということになりますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） おただしのとおり、これは村に対しての不服申し立てでございますので、村のほうではそれに対する支援ということではできませんけれども、村民でございますので本当に納得した資料を出してくださいとか、日記があればそれも出してくださいとか、そういったなるべく詳しい資料を出していただいたほうがちゃんとした判断につながるということで、そういった対応をさせていただいております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 認定に当たって、何条、第6条とかっていろいろありますけれども、今の答弁ずっと聞いていますと、どうも被害者と加害者の部分でちょっと県から指導されたからつくったというそのこと自体も何か被害者の立場に村が立てなくなっているなというふう実感しています。今後県政の中でいろいろと県に対して議論をしてもらえればと県会議員なりお話しはしますが、どうも加害者と被害者の関係で同じ被害者を村がその立場に立てないというふうなやり方。認定段階でそういう立場に立てないんでないかと思うんですけども、どうですか。

副村長（門馬伸市君） ただいまの説明の中では国の方の弔慰金関係の認定申請の関係であり

まして、国のほうの弔慰金のほうは全部同じ準則が流れてきて同じ取り扱いで同じ審査なり何なりしているんですね。審査の内容については、それぞれ審査する委員の判断ですから、隣町と全く同じだということではないんです。ですから、それは審査会、村長が独断で認定するというわけにはいかないの、これはあくまでも公平公正に判断をしてもらうために審査会を設けてやっているものですから、それはご理解いただくしかないのかな。今回の提案している議案は村単独の弔慰金でありますので、こちらのほうは問題なく全員に、審査するわけでも何でも……、審査というか二重にというのはあるかもしれませんが、そうでない限りは全て等しく30万円をお支払いをするというふうなことでありますので、何ら、認定しないとかの話ではないかなというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 議員からいろいろ言いますけれども、国から漏れた部分がこの慰霊金をもらうことになるから聞いているんであって、そういう意味ではなかなか要するに不服審査なり申し立てる人に対して村としてはこの部分では差し上げるということになるんだけれども、国に対してのこの審査についての被害者の立場の支援は何らできないということですね。

副村長（門馬伸市君） 各自治体の判断にゆだねられているわけですよ。ですから、まさしく審査会のほうできちっと公平公正に判断をして認定・不認定の判断をしてもらっているわけですから、それについて認定にならなかったことに対して村長が国にということにはつながらないというふうに思います。村長が審査会の委員を選定して、そこで認定については一切口入れといえますか、認定する・しないの何者も言えないわけですから、それは出てきた結果について尊重していくという立場しかないのかな。それが不採択になったからといって、国に抗議をするという話の弔慰金ではないので、制度としてあいまいな、私らほうからすればこの制度ができたときに非常に難しいなというふうには思いました。先ほどもあったように、何で隣の人がなったのにならないんだというのは、私らもしょっちゅう聞いています。

ですから、その辺は避難をした期間に、年数によって今は判断せざるを得ないという状況になってきていることは間違いないんですね。1年目は大多数の人がなって、2年目は出しても不採択、不認定ということですから、それは審査会の中でも診断書をとったりあるいは申立書に細かく書いていただいたものを審査をしたりということで、公平公正に審査をしていただいているところ思っていますので、その結果について国に村が不採択の部分についての支援を申し立てるということではできないのではないかなとこんなふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

9番（大谷友孝君） 弔慰金の支給でございますが、第2条で25年3月11日までとした根拠についてお尋ねをしておきます。

また、4条の大きな2番、3番、4番とも関連してくるんでしょうけど、申請者において順位があるわけですが、附帯書類等々もどのような書類を持って受け付けをするのか。また、認定でございます。5条の届け出でございますが、死亡の状況を村長に届け出なければならぬ。これは当初死亡したときに届け出がありますよね。それとはまた別に届け



と思います。国がだめでもこの30万円だけ避難している間は出すということは可能だと思いますけれども、そこまではどうなのかなという判断のもとで2年というふうにしたんですけれども、もし、この適用の部分を今後また延ばすということも協議の中で議員の皆さんと相談して、いや避難している間はこの30万円は続けるべきだというのであれば、この附則の改正もできますので、その辺は協議次第かなというふうに思っていますが、今回は来年の3月ということで一応お願いしたいということでもあります。

9番（大谷友孝君） 村単独ですから、今副村長言ったように避難、目的でうたっているわけですから、この避難が続いている帰村宣言がされるまではせつかくの村民に寄り添うという単独弔慰金でありますから、続けるべきなんだろう。また、この附則のところには3月11日から適用するというので、自動的にこの第2条の3月11日、25年3月11日という適用を充てるという考え方なんでしょうけれども、避難している間は村単独事業であれば国は2年目以降は不認定ということでしょうけれども、村民亡くなられた方の遺族の話を聞きますと避難してのストレス、こういうものが多いに関係しているなというふうに私ら素人はそういうふうにとめていくわけでありまして。

ですから、村民のため、村民に寄り添うというこういう単独事業であれば避難中はどういう考え方に徹すべきなんだろう。また、目的である第1条に沿った対応になるんだろうというふうに思いますけれども、もう一度。

副村長（門馬伸市君） これの財源は一般財源ですので、まさしく100人亡くなられた方がいますと毎年3,000万円が支出されるということになります。その辺も含めて、今回は2年ということでもありますので、その2年といえますか来年の3月以降の部分について出すべきだと、避難している間は出すべきだということであれば、また協議をさせていただかないかなというふうに思っています。

9番（大谷友孝君） それと、届け出以前ですけれども、遺族の範囲に含まれますけれども、届け出、戸籍等で確認をする。それと同時に4番で2人以上いるときはその1人に支払ったという項目はありますけれども、委任状なり同意書なり、代表者に対してそういうものも添付させておかないと後々騒ぎのもとになるのではないかというふうに思うんですけれども。通常、保険金の受け取り等々もあるでしょうけれども、そういうものに付随したような添付書類を添付させて提出いただいて、トラブルの起こらないような措置が必要だと思わんですが、もう一度。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今議員おただしのおり、そういったトラブルがないように同意書等をとっていきようにしていきたいと思っております。これらについては施行規則のほうでちゃんと定めてやってまいりたいと考えております。以上です。

9番（大谷友孝君） この認定の6条、村長は云々とありますけれども、村長だけで判断することなんですか。

村長（菅野典雄君） 難しい問題が出た場合には当然、普通は担当がそれぞれチェックをするだけであります。難しい問題が出た場合には当然それぞれ村長、副村長、担当、総務課長などなど、関係者が集まって判断をさせていただくということになります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

7番（菅野義人君） あえて1点だけ確認させていただきます。第4条の給付する遺族の範囲について、ちょっと確認をさせていただきます。順番としましてイの配偶者からホの祖母までいって、兄弟の場合は同居していた兄弟もしくは生計を同じくしていた兄弟のみが該当になる。例えば村のでの暮らしを見ますと近年の核家族化とか、単身化の傾向で年老いてなくなられる方、もちろん親ももちろん配偶者がいなければ子もない。同じ地区に生計は一緒ではないんだけど、兄弟がいてその兄弟の方が非常に兄弟だということで面倒を見ている。都会のほうではこういうことは余りないのかもしれませんが、村の生活の中では同居していない兄弟、生計を同じくしていない兄弟が非常に最後を看取るというふうなことがあって、私はここでこの線を引くことが果たして村の生活の中でよろしいかどうか。この辺の判断が一般の条例と私違うところなんではないかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 確かに今高齢者だけの世帯というか、あるいはひとり暮らしがいて、一緒に生計を、一緒に住んでいない方が結構多いです。その場合は、2号のほうに生計を主としていなくても、3号かな、生計を同一にしていなくてもこの順番で、例えば配偶者は多分いると思います。子供の場合が出てくると思うんですけども、子供が3人例えばいて、長男ではなくて一番下が例えば見ていた。仕送りとかして生計、実質上一緒にはいないけれども生計をともにしているのと同じぐらい支援をしているということになれば、それは多分家族の中で話し合いでもしない限り、一番下の人が面倒みていたといってもなかなかその人に村のほうで渡すと問題が出てくる可能性もありますよね。ですから、同じ順位の遺族については生計を支えて本当に亡くなった方の生計を支えていた人が誰なのかというのは家族の中で、兄弟なら兄弟の中で話し合いをせざるを得ないのではないかなというふうに思います。中にいて一緒に生計していればそれは間違いない、誰でも認めるわけですけども、そうでない場合は本当に誰がその人を見ていたのかということが第1番目の第1号がそうですよね。第4条の第1号で生計を一緒にしていた人の遺族というふうになっていますから、そうしますと、ここに住んでいなかった、一緒にいなかった場合は誰が亡くなった方を一緒に面倒見ていたんだという話になる。

面倒見ていなくても、当然この順番で多分順位としては最初に配偶者、配偶者がいなければ子供、子供が何人かいればそれは話し合いの中になりますね、一緒にいなければですよ。子供がいなければ父母とこういうふうに順番が下がってくるわけですから、これは民法上の相続の関係ですからこれは崩せないと思いますけれども、問題は子供かなというふうに私は思っているんですね。子供の場合、例えば3人いた場合に誰が受け取りといいますか申請人になる。それは同じ兄弟であれば話し合いしかないのかな。そのときに、先ほど同意書の話がありましたよね。そういうのをとっておかないと後で問題起きるんじゃないのという話だと思います。

ですから、一緒にいないという世帯が結構、高齢化の世帯とひとり暮らしで300ぐらいありますから、そうしますとそういうケースが多分出てきますよね。誰が申請者になるか。その辺は後で問題の起きないようにきちっと決めておかなければならないなというふうには思っています。

7番（菅野義人君） 私が確認したのは、イロハニホの優先順序というのは民法上で規定されていますから、この優先順序はまさしくこのとおりなんです。例えばひとり身で結婚されていないでずっと1人で暮らしてきた方、年老いて親もいなくなった。もちろん子もいない、配偶者もいない。全くのひとり身でなくなる方の場合は、最大限拡大しまして兄弟姉妹が該当になる。ここでの規定は同居していない兄弟、あるいは生計を同じくしていない兄弟は受給できないということになっています。これも恐らく一般的に民法上ではこういう規定になっていることも私わかっています。ただし、飯館での暮らしを考えると、同居していない兄弟であったり生計を同じくしていない兄弟であったとしても、同じ兄弟が同じ集落にいたりしますので、そういったときにそのひとり身の兄弟を亡くなったときに面倒見てきた。面倒見てきたのに受給できる資格が同居していないから生計ともにしていないからないのかという話が私は出てくるのかな。それをどのように整理していくか、あるいは納得いただくか。その辺をちょっと考慮すべきでないかというふうに私思ったので、お尋ねをしたところです。

村長（菅野典雄君） 可能性としてないとは言いきれないなというふうに思っています。こういう言葉を条例にしてしまうとどうなのか、その辺がありますが、数は1年に大体七、八十人から100人ですから、大体はわかるわけですから、その辺は地元の人やその他の方と相談をさせていただいてやるという、そこが我々小さな村のゆえんではないかこのように思っています。

そのときに、30万円が全てになるのかどうかわかりませんが、いずれにしてもしっかりとその辺が、多くの人たちがあの方ですよという話があれば、決して我々がこれを盾にという話でもないのではないかとこのように思っています。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号「東日本大震災における飯館村単独弔慰金支給条例の件」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号「東日本大震災における飯館村単独弔慰金支給条例の件」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第76号 飯館村須萱地区除染工事請負契約の変更について

議長（佐藤長平君） 日程第10、議案第76号「飯館村須萱地区除染工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（飯樋善二郎君） 変更が7項目にわたってあるわけですがけれども、この中には増減、私

聞き間違ったかどうかわかりませんが、あると思うんですが、契約金額を3,682万3,500円増額するという事なんですが、ずっと項目別に見ますと減額になったのは4項目目だと思んですが、それ以外の部分で全て増額というふうに私聞いたんですが、この根拠となるものは金額は間違いはないですか。もう一度確認させていただきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 変更金額、議会の議案説明という中で総務課長のほうからお話をした中で、今飯樋議員からのおただしのおり、4番目の大型土のう袋の仕様変更で1億5,000万円ほどの減額、あとの部分については増額ということでトータル、諸経費を入れまして3,500万円の増にあと消費税、あと端数調整ということで3,682万3,500円の増額という形になっております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号「飯館村須萱地区除染工事請負契約の変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号「飯館村須萱地区除染工事請負契約の変更について」の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11、閉会中の継続審査の件

議長（佐藤長平君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第79条の規定により地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### ◎日程第12、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤長平君） 日程第12、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から村外の文化財の除染計画と対策、見守り隊の25年度の継続とその体制などについて、産業厚生常任委員長から避難における住民の生活と健康実態と課題等について、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、許可する

ことに決定しました。

◎日程第13、議員派遣の件

議長（佐藤長平君） 日程第13、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第10回飯館村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦勞さまでした。

（午後2時40分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月14日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

” 会議録署名議員 大谷友孝

” 会議録署名議員 佐藤八郎

” 会議録署名議員 志賀毅

( )

( )